文化財保護の現状と問題

1 9 7 0

文 化 庁

# まえがき

今年は文化財保護法施行20周年にあたりますので、この機会に文化財保 護行政の現状をかえりみ、問題と考えられるものをとり上げ、文化財保護 関係者はもとより広く一般の人々の参考に供することといたしました。

わが国は美しい国土に恵まれ、祖先が守り伝えてきた文化財が数多く存在しています。これを保存し、永く後世に伝えることは現代のわれわれの 責務であるとともに、国民による広い活用をはかることにより国民の文化 創造力を刺戟し、芸術文化の振興の基礎をつちかうことはわが国文化の向 上発展にとって欠くことのできないことであると信じます。

近年,文化財保護の思想はしだいに国民の間に浸透し,保護の施策も年年充実してきましたが,最近の急激な近代化や開発の進展は文化財に大きな影響を与えており,その保護を強化することは刻下の急務となつております。

本書が、文化財に関する理解を深めるとともに、その保護の強化に役だ つことができれば幸いであります。

昭和45年11月

文化庁長官 今 日 出海

# 目 次

第1章 序 説	• 1
第1節 文化財の意義と保護の必要性	• 1
1 文化財の意義	. 1
2 文化財保護の必要性	. 3
第2節 保護の対象と体制	• 4
1 保護の対象	. 4
2 文化財の指定	. 6
3 保護の体制	
第2章 有形文化財および民俗資料の保存	•12
第1節 有形文化財の指定および管理・防災	·12
1 指 定	·12
2 管 理	.13
(1) 社寺における管理状況	·14
(2) 個人所有者の管理状況	•15
3 防 災	·16
(1) 建造物の防災	·16
(2) 美術工芸品の防災	·17
第2節 有形文化財の修理	
1 建造物の修理	·18
(1) 修理の実施	.18

2	修理技術者の養成確保と技術の向上34
3	民家の指定と保存管理上の問題36
4	集落・町並みの保存37
5	明治以降の建築および美術の調査,指定の促進37
6	歴史資料, 民俗資料等の保存の促進38
7	美術工芸品等の海外流出の防止39
<i>k</i> ∕c 0 <sup>2</sup> -±c =	
第3章	記念物および埋蔵文化財の保存41
第1節	史 跡41
. 1	指 定41
2	保存管理42
3	土地の公有化43
4	環境整備45
5	「風土記の丘」の設置46
第2節	名
1	指 定46
2	保存管理47
第3節	天然記念物48
1	指 定48
2	希少鳥類等の保護増殖50
第4節	埋蔵文化財50
1	埋蔵文化財包蔵地の現状50
2	埋蔵文化財の発掘・・・・・・51
第5節	当面する問題55
1	埋蔵文化財保存計画の樹立55

. 2	埋蔵文化財発掘調査体制の確立	56
3	史跡の指定の促進と指定地域の再検討	57
(	1) 指定の促進	
, (	2) 指定地域等の再検討	58
. (t	3) 保存管理計画の策定	59
4	史跡の公有化と環境整備の促進	59
5	主要遺跡の保存・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
. (2	1) 平城宮跡の保存	61
(:	2) 飛鳥・藤原地域の保存	62
(;	3) 大宰府跡の保存	63
(4	4) 多賀城跡の保存	
6	天然記念物の調査と自然保護体制の整備	64
第4章	文化財の公開・活用	65
第1節	公開・活用の意義と公開のための施設	65
. 1	公開・活用の意義	65
2	公開のための施設	66
第2節	美術工芸品の公開	67
1	博物館・美術館等における公開	67
2	臨時施設における公開	69
3 .	国宝・重要文化財の公開の制限	69
4	海外展	70
第3節	建造物・記念物の活用	70
. 1	建造物の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	70
	史跡等の活用	71

第4節 模写・模造・模型の製作72
第5節 当面する問題74
1 博物館の充実74
2 国立歴史民俗博物館の建設74
3 地方歴史民俗資料館の整備75
第5章 無形文化財の保存および活用76
第 1 節 無形文化財の指定・選択76
第2節 伝承者の養成78
1 芸能78
2 工芸技術79
第3節 公開および記録等の保存80
1 公 開
(1) 芸能81
(2) 国立劇場82
(3) 工芸技術82
2 記録等の保存83
第4節 当面する問題83
1 指定・認定の制度83
2 伝承者の養成84
3 地方における芸能および工芸技術の調査・保存84
第6章 文化財保護の経費86
1 国の予算86
2 地方の予算90

3 地方交付税	92
(1) 普通交付税	93
(2) 特別交付税	93.
第2節 経費の負担区分	
**** 7 キー この 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	06
第7章 近代化および開発の進展と文化財の保護	
第1節 近代化および開発の文化財への影響	
1 建造物等に対する影響	
2 民俗資料・無形文化財等に対する影響	
3 名勝・天然記念物等に対する影響	
4 史跡・埋蔵文化財包蔵地に対する影響	100
(1) 宅地の開発	100
(2) 鉄道・道路の開発	100
(3) 農地開発	101
	102
	103
1 国土計画の中への文化財保護の位置づけ	103
2 広域保存の推進	105
3 関係行政機関等との連けいの強化	106
	107
5 私有財産権の尊重と住民生活への配慮	108
6 文化財保護体制等の充実	109
7 文化財の理解と愛護精神の高揚	111
付録	
	113

П	沖繩における文化財保護の状況	156
Ш	文化財の保護をめぐる国際的動向	161

# 第1章序 説

# 第1節 文化財の意義と保護の必要性

### 1. 文化財の意義

文化財は文化的遺産であり、国民的財産である。ただ、文化財といっても、建造物、美術工芸品などの形のあるもの、芸能や工芸技術などのわざ、遺跡、名勝地などの土地につながるものなどきわめて広範囲である。 これら多種多様にわたる文化的遺産の特徴を一口で述べることは困難であるが、共通の要素を考えると次のようなものがあげられる。

第一には文化的な価値をそなえることである。文化財は文化的財産であるが、同じ財産といっても精神的な価値をになりものとして評価される。 その価値は歴史、芸術、学術的価値の上から考えられるが、むろん一律の 基準によって評価することはできない。すぐれた絵師や仏師によって作ら れた絵画や彫刻にくらべ、地方の生活や信仰などを示す衣服や器物の類は それ自身まことに粗末にみえるが、わが国民の生活の推移を理解する上の 資料として高い文化的価値の認められるものが少なくない。

第二には歴史の厚みのあることである。文化財は長い歴史の過程において人間がつくり出し、祖先から伝えられた民族的な遺産である。われわれはこれを通して歴史上の事実、過去の人々の生活や社会の仕組み、あるいは個人や時代の美意識などをうかがうことができる。芸能や工芸技術における「わざ」のような無形の文化的所産の場合、それを体得するのは現代の人間であっても、わざ自身に歴史の厚みがあるのである。

第三には公共的な意義をもつことである。文化財はまた国民的財産である。文化財を守りかつ役立たせようとするゆえんも、それが国民全体にとって公共的な意義と価値とを持つからである。ことに、文化財が法律によって指定された場合は、一個人に属する私有財産といえども、国民的な公共財産としての性質を帯びるのであって、個人は法の規制のもとにこれを保存し、かつ公共的な活用に応ずる責務が生じてくるのである。

このような先人の精神的努力の成果である文化財は現在の存在ではあるが、歴史の証拠物件、人の記念碑として過去につながり、新しい創造や発展が約束されることでは未来につながる。文化財は人間に対し現在を起点に過去と未来を仲介する役目をになう点に大きな価値が認められるのである。そうした点から文化財には二重の意義がくみとれる。その一つは文化財がもつ内容に関する意義であり、いま一つは文化財の人間への働きかけに関する意義である。

文化財はそれをつくった、あるいは存在せしめた人、社会、地域、時代などの歴史的な内容をそなえている。また文化財が存在した長い過程においてさまざまの事象や伝承が付加されるが、それらはまた現在につながる存在のあかしともなって文化財の内容を豊かなものにしている。人々はそれらの内容によって最も直接的に歴史の事実やそれにつながる事象を知ることができるのである。ことに日本の場合は、単一民族によって、一つの系列の中で文化が積み重ねられて今日に及び、文化遺産が異民族によって破壊されたり、持ち去られたりすることなく守り続けられたので、その種類も量もおびただしいものである。しかもそれらの中には日本と関係の深い異国の文化遺産も少なくない。このような文化財自身がもつ内容は、ただ専門家の学術的研究の対象となるだけでなく、一般に対して国の歴史や伝統を理解する手がかりを与え、あるいはそれを深めるのに役立つことは

改めていうまでもないことであろう。

そうした文化財がもつ内容ではなく、文化財が人間に対して働きかける ことの意義というのは、これに接する人々に対し人間精神を豊かにする力 をもっているということである。わが国ではいま人間性の喪失、人間精神 の危機が叫ばれている。管理社会、情報社会などと呼ばれる社会機構のな かで人々は画一化され、主体性は失われ感受性は枯れかかっている。そう した人たちに対し、先人の精神の結晶である文化財が心のささえとなり、 崇高なあるいは美的な感動を与え、精神を高揚させることに大きな力を発 揮するのである。文化財の中に流れる先人の精神が人々の創造精神を触発 するともいえる。

#### 2. 文化財保護の必要性

以上のような文化財の意義を考えるとき、かけがえのない国民的財産として大切に保存し保護して、後世に伝えることの必要性が強く認められるが、今日の時点にあっては、ことに切実な問題としてわれわれに迫ってくるのである。それは、今日ほど日本が世界的な規模をもつ大きな変化に出合ったことのないことに対応する。日本の工業化、近代化は、19世紀末にそれまでの2000年の長い停滞を打ち破る大きな飛躍を迎えたことにはじまるが、この十数年間にさらに驚くべきほどの進展をみせた。しかも、この時代はいまも新しい力を加えて進展しつつあり、急激な変化は将来も続くであろう。

近年のこの急激な変化に各分野の文化財は多くの影響をうけている。た とえば、農民や市民などの生活空間の記録ともいえる民家、国民の生活文 化の推移を語る民俗資料などは都市化や個人の生活の近代化、合理化に伴 って消滅の運命にさらされている。また、人によって伝えられる無形のわ ざ、いわゆる無形文化財の芸能や工芸技術も社会的な変化や経済生活の変 動によって大きな影響をこうむっている。さらに激しい被害をみせるのは 土地と結びついた文化財, すなわち貝づか, 古墳, 寺跡, 宮跡等の史跡や 埋蔵文化財である。時には過去の文化遺産が地上地下を問わず一挙に破壊 しつくされることがある。

このように工業化,近代化が民家や民俗資料あるいは遺跡などの存在を 脅かす現状にあっては、それらの文化財の保護は無屑の急である。しかし ながら、工業化,近代化の進展といういわば時代のちょう戦に対し文化財 を守ることはなかなかむずかしい問題である。工業化,近代化もひっきよ うは生活の改善、豊かな生活を求めて出発したものである点を忘れること はできない。物質と等しく精神を充足させる豊かな生活を願う現代社会で は、開発か文化財かといった二者択一ではなく、両者の調和ないしは融合 を図ることが必要であろう。

このような課題に対処するためには、まず国や地方公共団体の今日的、総合的な視野に立ってのきめ細かい施策が肝要である。そこで以下において、各種の文化財保護の現状を解明し、その問題を指摘することとするが、この際何よりも望まれることは国民全体の文化や文化財に対する理解の深化である。近年、危機にたつ文化財の現状の報道などによって文化財への一般の関心は急速に高まりつつあるが、さらに国民的財産としての文化財への認識の向上を期待したい。

# 第2節 保護の対象と体制

# 1. 保護の対象

わが国において、すでに述べたような価値や特色をそなえる文化財を保 護するために制定されたのが文化財保護法である。この法律では文化財を 次のように分類し、定義している。

### (1) 有形文化財

建造物, 絵画, 彫刻, 工芸品, 書跡, 古文書その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料

# (2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史 上又は芸術上価値の高いもの

### (3) 民俗資料

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解に欠くことのできないもの。

# (4) 記念物

具づか,古墳,都城跡,城跡,旧宅その他の遺跡でわが国にとって歴史 上又は学術上価値の高いもの,庭園,橋りょう,峡谷,海浜,山岳その他の 名勝地でわが国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生 息地,繁殖地及び渡来地を含む。),植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特 異な自然の現象の生じている土地を含む。)でわが国にとって学術上価値の 高いもの。

このように文化財保護法では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗 資料および記念物の四分野に分けて、それらを保護の対象としているが、 ここで注目されるのは、文化財の中に自然の名勝地や動物、植物、地質鉱 物まで含まれていることである。これは、文化財というものは本来人間の 創意によってつくり出されたものであるが、それらが日本の風土に密着 し、学術上、芸術上または観賞上の価値をもつことから大切に保護する必 要があるため、人間の創意によって作り出されたもの同様保護の対象とし ているのである。

文化財保護法では、上記のほか、地下や水底などに埋蔵されている文化 財について、埋蔵文化財という観点から規定している。これらのものは発 掤などによって地上に出されると、それぞれ有形文化財(考古資料)、民 俗資料(風俗慣習に用いられる物件)、記念物(遺跡)などに分類される。

### 2. 文化財の指定

上記のように分類され、それぞれ歴史上、芸術上、学術上の価値をもつ 文化財で、日本にあるものは膨大な数量にのぼるが、その中から重要なも のを選んで指定し、それを保護の対象としている。しかし、指定されない 文化財であっても、前節で触れたような文化的な価値、歴史の厚み、公共 的な意義をそなえるものとして尊重され、保護されねばならないことは言 うまでもないことである。

国が行なう文化財の指定は、その種類に応じて次の四つがある。

### (1) 国宝・重要文化財

建造物,美術工芸品,考古資料等の有形文化財の中で重要なものは重要 文化財に指定し、重要文化財の中で、世界文化の見地から価値が高く,た ぐいない国民の宝であるものは国宝に指定する。

# (2) 特別史跡名勝天然記念物·史跡名勝天然記念物

歴史上の遺跡,自然的または人文的な景勝地および動物,植物,地質鉱物等の記念物の中で重要なものは、それぞれ史跡,名勝,天然記念物に指定する。つまり古墳や城跡のような歴史上の遺跡は「史跡」として、庭園や自然の景勝地は「名勝」として、動植物や地質鉱物は「天然記念物」として指定する。

史跡,名勝,天然記念物の中で重要なものは,それぞれ特別史跡,特別 名勝,特別天然記念物に指定する。

### (3) 重要民俗資料

民俗資料には、習俗のような無形のものと、器具のような有形のものと があるが、有形の民俗資料の中で特に重要なものは重要民俗資料として指 定する。

無形の民俗資料で特に必要のあるものについては、その記録の作成や公 開等を行なうため「選択」という制度がある。

### (4) 重要無形文化財

伝統芸能、伝統工芸等の無形文化財の中で重要なものは重要無形文化財 に指定する。無形文化財というのは、芸能や工芸の「わざ」であって、そ のわざを持つ「ひと」のことではない。しかし「わざ」、の 存在 は、それ をもつ「ひと」を通してはじめて具体化されるので、重要無形文化財として「わざ」を指定するにあたっては、必ず同時にそのわざをもつ「ひと」(保持者)を認定する。重要無形文化財の保持者としては、個人を各個に認定する場合(各個指定)のほか、団体の構成員を総合的に認定するかまたは その代表者を認定する場合(総合指定)がある。

重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要なものについては、その記録の作成や公開の補助などを行なうため、無形の民俗資料の場合と同じく「選択」の制度がある。

以上は国による指定であるが、都道府県や市町村の教育委員会などでも それぞれの条例にもとづいて、その地域内にある文化財を指定し、保護し ている。国が指定した文化財と区別するため、それらは都道府県指定文化 財または市町村指定文化財と呼ばれている。

現在,国および地方公共団体が指定した文化財の数は第1表および第2表のとおりである。

第1表 国指定文化財件数 (昭和45年8月31日現在)

#### 1 国宝・重要文化財

区	分	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	考古	計
国	宝	207	145	115	248	264	34	1,013
重要了	文化財	1,622	1,598	2,361	2,062	2,092	306	10,041

- (注) 重要文化財の件数には国宝の件数が含まれる。
- 2 特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物

区	分	史	跡	名	勝	天然記念物	計
特別史跡	名勝天然記念物		51		24	68	143
史跡名勝	天然記念物		837		209	826	1,872

- (注) 史跡名勝天然記念物の件数には、特別史跡名勝天然記念物の件数が含まれる。
- 3 重要民俗資料

重要民俗資料	 	79	<del></del>

### 4 重要無形文化財

IZ.			$\triangle$	3	芸	能	-	工芸技	支 術		計	
区		31	73	件	数	保持 者数	件	数	保持 者数	件	数	保持 者数
各	個	指	定	Tree Control	20	29		30	35		50	64
総	合	指	定	8	4	4		5	5		9	9

- (注) 1. 保持者数は、各個指定は人数を、総合指定は団体数を示す。
  - 2. 各個指定工芸技術で保持者が二重に指定されている者が2人いるので、保持者の実際の人数は2人少ない。

第2表 地方公共団体指定文化財件数(昭和45年3月31日 現在)

種別区分	都道府県指定	市町村指定	計
有形文化財	6,132	10,269	16,401
無形文化財	847	846	1,693
民俗資料	376	1,074	1,450

局	念	物	4,017	4,820	8,837
そ	の	他	81	350	431
	計		11,453	17,359	28,812

#### 3. 保護の体制

文化財は国民的財産であり、国民全体によって護られるべきものであるが、国において主としてこの行政を担当しているのは文化庁である。文化庁には、長官官房のほか文化部と文化財保護部が置かれており、文化財保護の行政は、直接には文化財保護部が担当している。

文化庁は、美術工芸品、建造物、遺跡等の文化財を重要文化財、史跡名勝 天然記念物、重要民俗資料、重要無形文化財として指定する業務のほか、 それらの管理、修理、防災、復旧、普及活用ならびにこれらに要する費用 等の助成等の業務を行なっている。最近の急激な開発と文化財の広域的保 存の要請に対処するため、なおいっそう体制の整備を図る必要がある。

また文化庁には、文化財保護審議会、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、東京国立文化財研究所、奈良国立文化財研究所という文化財の保護に関する六つの付属機関が置かれている。

文化財保護審議会は、文部大臣または文化庁長官の諮問に応じて文化財の保存および活用に関する重要事項を調査審議し、また、これらの事項について文部大臣または文化庁長官に建議するための機関で5人の委員によって構成されている。なお、文化財保護審議会には、専門の事項を調査審議するため、90名以内の専門委員からなる専門調査会が置かれている。

国立博物館は、文化財のうち主として美術工芸品 および 考古資料を収集、保管して、一般の観覧に供するための施設で、その主要目的は文化財を公開し、それを通して教育することにあるという点で文化財の活用機関ということができる。国立博物館は各館それぞれの方針にもとづいて文化

財の公開を行なっているが、東京国立博物館は主として日本美術および東 洋美術の総合的な展観を、京都国立博物館では主として平安時代以降の日 本美術の展観を、奈良国立博物館では主として仏教美術の展観を行なって いる。

国立文化財研究所は,文化財に関する調査研究,資料の作成などを行な う機関であるが,東京国立文化財研究所では美術,芸能および文化財の保 存に関する科学的な調査研究を,奈良国立文化財研究所では,歴史美術, 建造物の実物に即した調査研究および平城宮跡,飛鳥藤原遺跡の発掘調査 を主として行なっている。

なお、国においては、文化庁のほか厚生省が自然公園行政を、林野庁が 鳥獣保護行政を、運輸省が観光行政を、総理府および建設省が古都の歴史 的風土の保存行政をそれぞれ担当し、文化財の保護に関係している。

地方において文化財保護行政を担当しているのは、都道府県および市町 村の教育委員会である。

その事務処理体制をみると、都道府県の教育委員会では、文化財保護行政を教育行政の一環として取り扱い、その事務も社会教育課の一係または他係で兼務して処理しているものが多いが、文化庁の発足や昨今の開発等の急速な進展等に対処してその組織人員を強化する必要にせまられたこともあって、専管課としての文化課または文化財保護課を独立させ、これを充実強化する府県がここ数年しだいに多くなってきている。その数は、昭和45年8月31日現在で13都府県に達した。これらの都府県では、当面の課題である遺跡等の発掘、調査、指定等を担当する専門職員の充実も顕著であるが、専管課未設置県では、人員も手薄で、これらに適確に対処しえないものもある。

また, 都道府県の教育委員会には, 文化財専門委員が置かれ, 文化財の

保存と活用に関し、教育委員会の諮問に答え、また意見の具申、必要な調査等を行なっている。さらに公開、活用のための機関としては博物館等があり、地域文化財等の展示、研究機関となっている。

市町村の教育委員会においては,一部の市を除き,文化財保護行政組織の整備の不十分なところが多いので,文化財保護行政の第一線を強化するためにも,今後,これら市町村教育委員会の行政組織のいっそうの充実が期待される。

# 第2章 有形文化財および民俗資料の保存

# 第1節 有形文化財の指定および管理防災

### 1. 指 定

有形文化財には建造物 および絵画, 彫刻, 工芸品, 書跡, 考古資料等 (以下美術工芸品という。) があり, その指定は明治 30 年古社寺保存法の施行以来行なわれてきているが, 現在, 文化財保護法により重要文化財に指定されているものは, 建造物 1,622 件 (2,502 棟), 美術工芸品 8,419 件, 計 10,041 件であり, そのうち 国宝に指定されているものは 建造物 207 件 (249 棟), 美術工芸品 806 件, 計 1,013 件である。

建造物についていえば、飛鳥、奈良、平安時代の現存建築のほとんど全部が、また、鎌倉、室町時代の建築も重要なものはほとんどがこの中に含まれている。しかし、江戸時代、明治時代の建造物の指定は現存数に比べて相対的に少なく、これは今後の調査によって指定が増大することが見込まれる。

美術工芸品の指定は、平安、鎌倉時代を頂点として、それ以前およびそれ以後はだいたい漸減の傾向を示している。これは、古い時代は遺品の絶対数が少ないことと、逆に新しい時代は遺品が多く、類品を調査比較のうえ優品を選択するという作業がかえって困難であることがおもな理由である。今後は先史、原史時代および江戸時代以降のものの指定についても重点的に促進を図っていかなければならないであろう。また、美術工芸品の指定は、これまでとかく芸術的価値の高いものを中心に行なわれてきた傾

向があるので、これからは各時代にわたり歴史的または文化史的な価値に 着目した指定の促進も図られなければならないであろう。

### 2. 管 理

国宝, 重要文化財の管理は所有者が行なうことをたてまえとしており, 塔頭寺院や無住寺院等で管理が十分に行なえない場合, あるいは, 国有の 城郭等で地元で管理する方が適当である場合等には, 文化庁長官が地元の 地方公共団体, その他適当な法人等を管理団体に指定して管理を行なわせ ているが, それらは全体の5%程度であり, 国宝, 重要文化財の95%は 所有者によって管理されている。

国宝, 重要文化財を所有者別にみると第3表のとおりであり, 社寺の所有するものが最も多く, 全体の約65%を占め, 次いで個人所有の17%である。

第3表 国宝·重要文化財所有者別指定数 (昭和45年8月31日現在)

種	別	所	有	者	国	公共	神社	寺院	法人	個人	その他	Ħ
建		造		物	168	167	821	1,060	46	226	14	2,502
美	術	I	芸	品	619	83	855	4,313	942	1,607	. 0	8,419
\$ (Z		計			787	250	1,676	5,373	988	1,833	14	10,921

(注) 建造物は指定棟数を,美術工芸品は指定件数を示す。

国宝, 重要文化財の管理は, 何といっても防火を第一とし、その他き 損, 盗難, 落書き等の防止が必要である。最近の事故としては, 昭和42年 7月, 富山県日石寺の重要文化財不動堂を焼失した事故, 43年2月には広 島県不動院の国宝金堂に盗賊が侵入し, 棧唐戸の棧を押し破った事故等が ある。美術工芸品関係では, 昭和41年7月, 京都市大徳寺方丈に放火と推 定される火災があり,重要文化財障壁画のうち猿曳図1面を焼失した事故, 昭和45年3月、大分県永興寺の本堂の錠をこわし、重要文化財木造四天王 立像4軀が盗まれ、間もなく山口県下の河川から破損して発見された事故 等があった。

風水害, 地震, 落雷等の天災によるものを別として, これらの事故を昭和 25 年以来の 20 年間の集計で示すと第4表のとおりである。

第4表 国宝·重要文化財事故件数 (昭和25年8月~45年7月)

事 故 種 別	焼失	焼損	き損	き損盗難	盗難	計
建 造 物	6(8)	11(11)	28(28)	38(38)	0(0)	83 (85)
美術工芸品	8(13)	0(0)	12(13)	8(8)	23(30)	51 (64)
計	14(21)	11(11)	40(41)	46 (46)	23 (30)	134(149)

(注) かっこ内の数字は、建造物については棟数を、美術工芸品については点数を示す。

以下、国宝、重要文化財のうち管理上特に問題のある社寺および個人所有者についてその実態をみてみよう。

#### (1) 社寺における管理状況

指定建造物の約75%にあたる1,881棟は797か所の社寺によって所有され、また、指定美術工芸品の約62%にあたる5,168件は1,828か所の社寺によって所有されており、これらの管理はほとんどがそれらの社寺自体によってなされている。

建造物についてみると、その所在地に所有者または管理者が常住しているところは全体の82%であり、他の18%は無住または管理者が遠く離れたところに居住していて平常の管理が十分に行なえない状況にある。美術工芸品については、社寺が所有するもののうち約60%は国立博物館および国庫補助によって建設された収蔵庫等に保管され、一応安全な状態におかれているが、他の40%については、建造物の場合と同じく中には全く

無住のもの、管理者はいても離れて住んでいるもの、山中に独立して所在 し盗難や山火事の憂慮されるもの、市街地にあって類焼の危険のあるも の、観光客が多く看視や案内方法の改善を必要とするものなどがあり、全 般的にみて必ずしも安心できない状態のものが多い。いずれにしても社寺 は一般に開放的で、人の出入りが比較的自由であり、また敷地が広大で管 理がゆきとどかないため事故をおこしやすく、火災に対しても盗難に対し ても防御力が弱く不安が多い。

しかし、近年、社寺においても地元近隣の協力を得、あるいは消防署や 警察署の定期的な指導を受けて防災対策の確立を期しているところもあ り、また府県によっては独自に文化財パトロールをおいて管理指導にあた るものもあり、文化財管理に対する改善がなされてきている。

#### (2) 個人所有者の管理状況

国宝, 重要文化財の個人所有者は昭和 45 年 8 月 31 日現在約 720 名で, そのうち 120 名は民家等の建造物の所有者で, その保存管理上特殊な問題 をかかえているが, ここでは美術工芸品について述べることとする。

美術工芸品の個人所有者は約600名で、所有物件数は1,607件を数えるが、その約10%は国立博物館その他公共博物館、美術館等に寄託され、他はそれぞれ所有者の住宅内の金庫あるいは別棟の土蔵、さらには銀行、信託会社の金庫等に保管するものが大部分である。これら個人所有者は、概して経済力に恵まれていることもあって、防火、防犯についてもそれぞれ独自の対策を講じており、事故発生率もきわめて低い。総じて個人財産としての意識が高いため、防災面はもとより、破損、虫害等に対する平常の注意もゆきとどいており、この点社寺所有の文化財管理とはかなりの差異がある。

ただ個人所有文化財については、売買等による譲渡、相続等により所有

者の変更される事例がきわめて多く、昭和40年5月から昭和45年4月に 至る5か年間に、国に対する売り渡しの申し出や所有者変更の届け出がな されたものは408件(所有者数で259名)である。しかし、このほか相続 あるいは譲渡により所有者が変更されていながら届け出がなされていない ものなどもあるとみられるので、所有者の自覚が望まれる。

#### 3. 防 災

国は、所有者または管理団体に補助金を交付して各種の防火施設、保存施設、収蔵庫等を設置するとともに、随時パトロールを行なって防災管理上適切な指導、助言につとめるほか、各地区ごとに「文化財管理研究協議会」を開催し、「文化財防火、防犯の手引き」を作成配布し、あるいは全国的に文化財防火デー(毎年1月26日)を実施して、平素の心構えを喚起するなど、文化財防災対策の万全を期しているが、最近は盗難等に計画的な犯行がふえてきているので、防犯設備の研究の必要にもせまられている。

#### (1) 建造物の防災

わが国の文化財建造物はほとんどが木造建築であり、火災に対しては最も警戒を要する。そこで指定建造物については国庫補助により、火災報知機、消火栓、ドレンジャー、貯水槽、消防ポンプ、防火壁、避雷針等の各種防火施設の設置を計画的に推進しており、昭和45年3月31日現在、石造物等を除いた防災施設を必要とする900か所のうち総合的な防災施設を設置したところは234か所、26%、部分的な防災施設を設置したところは382か所、42%、まったく未設置のところは284か所、32%である。未設置か所と部分的にしか設置していないところを合わせた666か所のうちおよそ80%については今後総合的な防災施設を整備する必要がある。

指定建造物に対しては、消防法施行令に基づいてさる昭和44年9月30日

を期限として自動火災報知設備の義務設置が規定されたので、昭和44年度 をピークに鋭意実施の推進をはかり、おおむね設置を完了した。

### (2) 美術工芸品の防災

美術工芸品の防災施設は、建造物に対するそれと同様に火災の防御が中心をなすが、特に美術工芸品の場合は温湿度等の気象条件の適否の問題があり、空気汚染による公害や虫、かび等の害、盗難の危険等があるため、保存上安全が期待できる保存施設の設置を原則とし、特殊な場合に限り現在置かれている建物に防災施設を施すこととしている。防災施設を必要とするところは、比較的問題の少ない国および個人を除く社寺、法人および地方公共団体等 1,879 か所、補助の対象となる物件は 6,193 件であるが、このうち 34%強にあたる 2,124 件にはすでに耐震、耐火造で換気装置を備えた収蔵庫、保存庫、金庫等の保存施設または防災施設を施しており、これに指定建造物の防災施設により保護されているものを加えると 58 %、3,592 件の指定物件が何らかの形で守られていることになる。しかし防災施設のうちには火災報知機だけという不完全なものもあり、建造物防災では火災に主眼が置かれているので美術工芸品の保存のためにはなおいっそうの施設をすることが必要である。

国および個人所有の美術工芸品は2,226件(指定物件の26.4%)あるが、国有のものは国立博物館を中心として十分安全に保存され、個人所有の物件も博物館や銀行の金庫、あるいは個人の蔵で安全に保存管理されているものが多い。

# 第2節 有形文化財の修理

#### 1. 建造物の修理

### (1) 修理の実施

Arefulten .

建造物では明治30年古社寺保存法の施行以来昭和45年3月に至る74年間に、延べ2,400棟をこえる修理を国庫補助事業として実施してきた。そのうち、解体もしくは半解体等根本的な修理を施したものは1,383棟、屋根替え、登装替え等の維持修理を施したものは1,046棟である。

最近5か年間の実績は、年間平均根本修理が約30棟、屋根替え等の維持修理が約40棟、計70棟程度で、このほか所有者による小規模な自費修理が毎年20棟程度行なわれている。

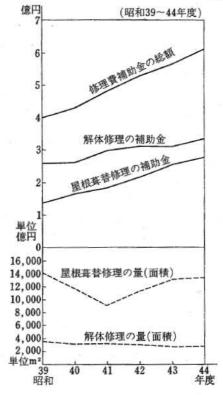
修理の対象は、現在指定されている 2,502 棟のうち、石造もしくは銅造のものを除く 2,250 棟であり、このうち今後解体修理を要するものは、現在までに根本修理を終わっている 1,383 棟を差し引いた 867 棟である。これを最近 5 か年の修理実績である年間平均約 30 棟の割合で修理 していくとすれば、全体の修理を完了するにはなお30年を要することになる。しかし実際は、今後既修理物件から再修理を要するものがでてきたり、あるいは逐年の新指定によって修理対象が増加していくことなどを考慮すると、それ以上の期間を要することになる。しかも、これらの要修理物件は今後30年も放置できるようなものは皆無といってよいので、将来ともできるだけすみやかにこれらの工事を消化する必要がある。

次に、維持修理のうち、屋根替え工事についていえば、これは、かや、 ひわだ、銅板、本がわら等のふき材の種類によって30年ないし50年周期 で常にふき替えを施さなければならない。現在の指定棟数についてこのふ き替え周期を適用すれば、年間平均約56棟がその目標となる。また、 漆, 丹等の塗装についても, 本来装飾的な意味とともに木材表面の風化を 防ぐ役割をもっているものであるから, 常にその補修を考えていかなけれ ばならない。

補助金の実績とそれによる修理量とをグラフに示すと、第1図のように 修理補助金の額は昭和44年度では6億円を超えているが、近年は屋根替え 等の維持的修理の増大や工事費の高騰により、解体、半解体等の根本修理 は漸次翌年に継続延引される傾向にあり、その修理面積も年々減少しつつ

第1図 建造物修理における補助金の実績と修理量

(昭和39~44年度)



— 19 —

ある。このため、さきの根本修理完了所要期間の30年は大幅に延びて50年をこえることとなり、根本修理と維持修理の適切なバランスによって建造物修理を進めていくためには、相当大幅な補助金の増額が望まれる。

修理はその所有者または管理団体が行なうのが原則となっているが、建造物修理は一般建築費に比べて使用材料の限定と工法の特殊性からその単価がかなり高くなり、多額の修理費を要することから大半が高率の国庫補助事業として行なわれている。修理に当たっては学術的な調査研究と専門的な知識技術を要することなどから、建造物修理の専門技術者が修理工事に当たっている。京都、奈良、滋賀の3府県においては管内に指定建造物が多く、毎年ほぼ一定した受託工事量があるので、府県が工事を受託して府県の職員である専門技術者が設計管理および施工指導を行なっている。

修理工事にあたっては、解体の際の調査に基づき、必要な復原仕様の変更等の現状変更が行なわれる。近年の特色としては、建造物の一部で美術工芸的手法になる細部を模造品に取り替え、実物は別途保存する傾向がみられる。平等院鳳凰堂の屋根上の青銅製鳳凰を近年の空気汚染による腐食の進行のため模造品に取り替え、また同じく扉絵のはく落が著しくなったので模造の扉と替えるなどがその例である。建物全体が漆工芸品である中尊寺金色堂では、室町時代建立の覆屋(重文)を他に移し、新たに鉄筋コンクリートの恒温恒湿収蔵庫中に納めたが、これは保存措置の強化のための現状変更で、さらに徹底した措置である。

#### (2) 修理技術者

建造物修理の専門技術者は、現在修理を受託している京都、奈良、滋賀の府県の職員と、文化庁の推薦によりそれ以外の府県内の修理工事に当たっている者とを合わせて、第5表のとおり現在110名おり、これらの者に対しては文化庁としても毎年全国工事主任会議や修理技術研修会を開催

### し、専門技術の保存と向上につとめている。

第5表 文化財建造物修理専従技術者数 (昭和45年3月31日現在)

- 15	<b>7</b>	,	Ć.	推鷹	受託用	牙 県 技	術者	ēl.	/## =#v.
<u> </u>	7.	r	技術者	京都	奈良	滋賀	計	備考	
I	事	監	督	10	- 2	2	1	15	このほか川崎市
I	事	主	任	39	7	6	4	55	立民家園,財団
工模	主	任補	佐	9	3	5	1	18	法人明治村に名
技	1	厅	員	12	3	0	3	18	者がいる。
	şirip.	†		69	15	13	9	106	

次にこうした専門技術者の下に通称宮大工と呼ばれる熟練技能工が専従 し、現在全国に約60名いる。さらに、その下には工事量に応じての大 工、人夫等の技能員が作業に当たるが、これらは工事現場ごとにその付近 から調達されるのがふつうである。

### 2. 美術工芸品の修理

### (1) 修理の実施

美術工芸品の修理も明治30年古社寺保存法の施行以来毎年続けられ、昭和44年度までに3,054件の修理を実施してきた。現在、指定物件8,419件のうち、補助修理対象物件は国有および個人所有のものを除く6,111件で、現在年間修理件数は約80件であり、修理進捗率はほぼ50%である。修理済み物件でも材質的に老化しやすいもので再修理が必要に迫られているものがあること、未修理物件の中に多量の点数を一括指定しているものが多く残されていること、また、年々新指定品が増加するにしたがって修理対象物件が増大すること等により、要修理物件は漸増の傾向にあり、修理を要する年数も今後長期にわたることが考えられる。

しかし、近年は修理技術の進歩と施工技術者の充実に伴って、これまで 難工事として見送られてきたものの施工が可能になり、また、多量の一括 指定品の修理の促進も図られるようになったので、破損程度の著しいもの から緊急性に応じて順次着工されつつある。

美術工芸品は材質,形状,技法,あるいは保存環境が個々にちがい,破 損状況も異なるので,修理施工の方法も多種多様であるが,破損の原因の おもなものは湿気によるかびと虫食いである。また,ぜい弱な材質のもの が多いため老化現象が特に目立っている。しかも経年の破損に加え,すで に当初の形態に後世の修理の手が加わって伝えられているものが多い。

修理施工の第一は、破損の進行防止と補修補強で、老化した美術工芸品の寿命を延ばし、正しい姿で後世に長く伝えるための修理である。資料調査に基づく欠損部分の復元修理もあるが、これは行き過ぎることのないよう配慮されている。

美術工芸品の破損は、外見上からは判別しがたいものが多く、早期発見が必要である。近年は保存科学の発達によって伝統的修理技術に科学的方法を併用して修理技術の進歩を促した。たとえばX線透視による内部調査、合成樹脂による彩色絵の具のはく落止め、金属や石製品の接合、木材の硬化補強等に著しい効果を収めている。

# (2) 修理技術者

美術工芸品の修理技術者は国宝, 重要文化財に指定された物件に対する 施工者であるから, 特に高度の技術を要する。その上, 所有者と施工者と の契約による施工で, 施工中は指定物件の保管の責任を負っている。この ような特殊事情により, 美術工芸品の修理は, 特に選ばれた施工者または 施工団体に対して, 指定請負の形で施工がなされている。

技術者は、施工内容によって大別すると彫刻・絵画書跡および工芸考古

の3種に分けられる。彫刻部門では財団法人美術院があり、現在23名の技術者が所属し、近年は伝統技術と並行して科学的技法を用い、樹脂による彩色、漆のはく落止めや石像、金銅仏、木工品等の接着、材質補強等新分野を開拓して成果をあげている。絵画・書跡部門は表具関係のベテラン技術者6名の表具業者によって国宝修理装潢師連盟が組織され、それぞれに熟練した技術者をかかえ、共同設計や分担施工を実施し、技術の交換・研究を行なっている。

美術工芸品関係の修理技術者は現在約100名で,部門別,職種別の人員構成は第6表のとおりである。数年前に比べて専任技術者の数がふえ,特に20歳~30歳台の若年層がふえていることは好ましいことである。国においても後継技術者の確保と養成のため毎年講習会を開いているが,今後はさらに伝統技術継承者とともに保存科学修理技術者の確保が要請されよう。

第6表 美術工芸品修理技術者職種別人数 (昭和45年3月31日現在)

\			職種	表	補	樹	彫	漆	木	金	甲	研	裁	計
区	分			具	修	工	エ	漆工	エ	I	胄	師	縫	81
	絵	画・書	跡	52	4	1								57
	彫		刻				9	5	3	1				18
	I.	芸・考	古			3		5	3		2	4	5	22
		計		52	4	4	9	10	6	1	2	4	5	97

(注) 彫刻部門で現在養成中の3人を除く。

第3節 有形文化財の買い上げと海外流出の防止

# 1. 有形文化財の買い上げ

文化財, ことに美術工芸品が, 所有者の経済上, 保管上その他の理由により, 維持管理が困難となってその手をはなれる場合に, しかるべき所有

者の間で譲渡売買されるならば必ずしも問題はないが、とかくこれらの文化財の売買は投機的な思惑のまととされやすい。また、相続あるいは所有権をめぐる係争の対象となり、ときには担保に供されたりして、ついにはその所在が不明となり、海外流出の事態をも招きかねない。しかもその間に散逸したり、分断されたり、破壊されたりする事例もないではなく、もっとも憂慮されるところである。一方、個人等が所有するには当該物件の法量が大きすぎたり、材質がぜい弱であったりして、技術的に維持管理が困難と思われるものもある。

貴重な国民的財産であるこれらの文化財の保護を考えるとき、ものによっては民間にとどめることなく、どうしても国が所有すべきもの、あるいは国でなければとうてい所有しきれないものがあることも否定できない。そこで文化庁では、文化財保護法第46条により国に対して売り渡しの申し出のあったもの、その他のうち優秀なものを必要に応じ買い上げているが、昭和25年度から44年度に至る間、国が買い上げた物件は、国宝36件、重要文化財58件、重要美術品1件、その他9件、計104件にのぼっており、それらは東京、京都、奈良の3国立博物館へそれぞれ移管し、館の公開展示に活用している。

このほか建造物等についても、社寺等本来の目的に使用されているもの は別として、生活様式の変遷等によりすでに所有者による維持使用が困難 となっている民家や明治洋風建築あるいは武家屋敷等は、できれば公的機 関等が買い上げて保存し、資料館、記念館等として活用されることが望ま しい。また、近年特に消失がめだっている一般の歴史資料も公的機関等が 積極的に収集、保管し、体系的に整理陳列してその活用を図るべきであ

### 2. 文化財の海外流出の防止

文化財の海外流出は、明治初年以来たえず問題とされてきたところである。昭和年代にはいっては、吉備大臣入唐絵詞、平治物語絵詞等国宝級のものが欧米に流出するという事態が起こり、これに対処するため、昭和8年に「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定され緊急に国宝(現在の重要文化財に相当するもの。以下「旧国宝」という。)に準ずる優品の輸出を禁ずることができるようになった。

この法律は、旧国宝以外のもので歴史上または美術上特に重要な価値があると認められる物件の海外流出を防止するため、旧国宝指定の可能性があるものをとりあえず押えておくという。いわば仮指定的な性格をもつ法律であったが、昭和25年文化財保護法の施行とともに廃止された。しかし、この法律で認定された重要美術品の中には当然重要文化財に指定すべきものが含まれているので、法律は廃止されたが、すでに認定された約8,000件の重要美術品については輸出禁止の措置が継続してとられ、その後逐次整理をすすめ、そのうちの約1,100件が重要文化財に指定されたが、現在なお6,894件が重要美術品として認定されている。

近年,諸外国において日本美術に対する関心が高まるにつれて美術品の 輸出もその数を増し、貴重な文化財の流失の危機がふたたび叫ばれるよう になった。

現在,国宝,重要文化財および重要美術品の輸出は禁止されているが, それ以外の古美術品の輸出にあたっては,文化庁(関西方面では京都国立 博物館)が輸出鑑査証明を交付し、指定・認定外物件であるという証明の もとに輸出が行なわれている。しかし、輸出鑑査証明は申請に基づいてな されるもので、申請なしに行なわれる輸出に関しては適確な規制の方法と はなりえない。最近5か年間における古美術品の輸出鑑査証明にもとづい て輸出された美術品の点数は第7表のとおりである。

第7表 輸出鑑査による美術工芸品等輸出点数

(昭和40~44年度)

年度	制	絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	建造物	計
昭和4	年度	2,413	483	9,829	359	136	76	13,296
	1 "	2,678	376	11,353	88	101	23	14,619
4:	2 "	2,089	497	9,114	354	60	66	12,180
4	3 "	2,025	654	15,252	51	205	38	18,225
4	1 "	2,288	357	10,983	53	172	14	13,867

# 第4節 民俗資料の保存

### 1. 民俗資料の指定・選択

昭和29年の文化財保護法の一部改正によって民俗資料の保護が推進されてから、すでに15年を経過し、民俗資料保護の体制が順次確立され、また一般の認識もしだいに高まりつつあることは喜ばしいが、まだ他の分野に比較すると、民俗資料の保護はなお立ち遅れの感が深い。

民俗資料は、物、心両面にわたるわが国固有の国民生活文化の推移を知り、よき伝統を後世に伝えていくうえに欠くことのできないもので、またわれわれひとりひとりの日常生活にもっとも密着した文化財であるが、それが日常茶飯事に属するしきたりや実用生活道具の類であるため、その伝承者、所有者自体が文化財であるという自覚を持たない場合が多く、また、生産技術、生活様式の急変に伴って廃棄され、あるいは水没、干拓、開発等によって根こそぎ失われる事例が急増している。埋蔵文化財、遺跡等の場合は、文化財損壊という現実に目に見えて直面するので工事停止、発掘調査、遺跡保存等の法的措置が取られ、保護が加えられるが、民俗資料の場合は、破壊が目に見える現実として感知されないままに、貴重な資料が闇から闇に葬られている。これに対処するものとして、国は次のよう

な保護の措置を講じている。

### (1) 有形の民俗資料

有形の民俗資料は,風俗慣習に用いられる衣服,器具その他の物件であるが,そのうち特に重要なものは重要民俗資料に指定して保護を図っている。現在,重要民俗資料に指定しているものは第8表に示すとおり79件であり,その過半数はコレクションである。

第8表 重要民俗資料種別指定件数

(昭和45年8月31日現在)

	種	指 定	コレクション -指 定	個体指定	計	
	衣食	生のための生活用具	14件	1件	15件	
70	生産	・生業に用いられるもの	18	. 11	29	
	交通	・通信・運輸に用いられるもの	4	2	6	
	200000000000000000000000000000000000000	生活に用いられるもの	0	1	1	
	信仰	に用いられるもの	10	. 9	19	
	暦・日	医療等民俗知識に関して用いられ	0	5	. 5	
	芸術	・娯楽・遊戯に用いられるもの	1	3	4	
		計	47	32	79	3

有形の民俗資料は飲食器, 仕事着, 農具, 漁具その他の実用道具類が多く, これらは美術工芸品などとは異なり, 他に比類のない1点限りの芸術品ではなく, 一定の地域内には普遍的に分布する生活用具であるので, そのうちの1点だけを取り上げて個体として指定するだけの価値をもたない場合が多い。しかし, それが有機的, 体系的なコレクションとしてまとめられると, 歴史的変遷, 時代的特色, 地域的特色, 生活階層の特色, 職能の様相等を如実に示す新たな包括的意義が生じ, 国民生活の推移を示す貴重な資料として価値を生じるものである。

# (2) 無形の民俗資料

無形の民俗資料は,衣食住,生業,信仰,年中行事等に関する風俗慣習

であるが, そのうち特に必要のあるものを選択して記録を作成し, 保存 し、公開するなどの保護が講ぜられることになっている。

現在までに選択した無形の民俗資料は第9表のとおりであり、これらについては文書、写真、映画、録音等により記録を作成し、順次印刷物にして刊行している。

第9表 選択した無形の民俗資料種別件数 (昭和45年8月31日現在)

種 類 選 択 種	i II	数	件	数		種	Ħ	Ø	例
衣食住に関するもの	7	()	7	. 7	イヌ	の夏	樂技	支術:	および儀礼
生産・生業に関するもの	9		30	田有	直に	関す	-る習	習俗	
交通・運輸・通信に関するもの	2		2	背負	負し、	運搬	改習俗	ŝ	
交易に関するもの	1		1	中	馬	作	0		
社会生活に関するもの	1	5	10	年的	部合	梯伟	ij		
口頭伝承に関するもの	1		1	7	イヌ	のコ	>	カラ	0
信仰に関するもの	10		11	博多	<b>Б</b> Ш	笠行	事		
民俗芸能・娯楽・遊戯等に関 するもの	1		1	上三	三原	田の操作	歌舞	甲伎多	罪台の装置
年中行事に関するもの	1		11	E	行	事			
<del>**</del>	33		74						

### 2. 民俗資料の調査・保存

民俗資料は調査・収集という作業が加えられて、はじめてそれが存在していたことが明らかになり、保護の手をさしのべることができる。したがって、全国各地で強力かつ広範な民俗資料の調査と収集保護の施策を進められることが必要である。

# (1) 調 査

民俗資料の調査収集を促進する方策として、また残存状況を把握するに 足る基礎的な全国調査の資料も整っていない状況に対処するために、昭和 37年度から3か年にわたり、各都道府県に対し、補助事業として民俗資料 緊急調査を実施してきた。この調査は全国的な民俗資料の一せい調査として、わが国ではじめての大規模なもので、その成果はきわめて有意義であり、同時に各地における民俗資料保護意識を高める上に大いに力となった。

昭和40年度からは、特別地区民俗資料緊急調査として、ダム水没、集団離村、干拓、開発、山村振興法による指定等のため、特に緊急を要し、かつ必要と認められる地域について細密調査を実施しているが、この調査には年ごとに地元からの要望がふえ、今後ますます増強される趨勢にある。

#### (2) 「日本民俗地図」の刊行

昭和37年度から3か年にわたる全国各都道府県ごとの民俗資料緊急調査の資料にもとづき、昭和44年度から4か年計画で「日本民俗地図」(全4集予定)を刊行中である。これは年中行事、社会生活、信仰、衣食住、生業その他の民俗資料の所在状況を分布地図によって一目りょう然たらしめるものである。民俗資料の調査収集に便益するものであるので、これを活用していっそう保護を推進することが望まれる。

# (3) 保存施設

重要民俗資料のうち、コレクションや祭り屋台・山車などについては、これを収蔵、保存する施設が必要であるので、逐次整備をすすめているが、現在までに完工済みのものは、広島県芸北町の樽床・八幡山村生活用具収蔵庫など17件である。保存施設としては収蔵庫のほか標識、説明板、境界標、自動警火装置等の設備を順次整備している。地方公共団体の資金難等のため、収蔵庫の建設が遅延しているものも一、二にとどまらないので、今後これらについての強力な推進が必要である。

# (4) 修 理

現在までに重要民俗資料として指定された有形の民俗資料について修理

を実施してきたものは、 祗園祭山鉾等 16 件である。 これまでの修理は主として構築物、 建築物、 祭り屋台・山車の類が多いが、 コレクションとして指定されている一般の生活用具類の材質は、 木、竹、わら、紙、繊維、毛皮等が多く、 長期間にわたる保存が憂慮されるものが多い。 これらについては、 防虫、 防湿、 防腐等の面からの科学的修理、 保存方法の研究が要請されている。 一部のものについての研究は進められているが、 今後の課題として民俗資料全般にわたっての修理、 保存法の研究が必要である。

# 第5節 文化財の保存および調査のための科学的研究

文化財の保存と修復のための科学的研究は、美術品の保存と修復のための必要が生んだ科学の領域であるが、現在は美術品に限らず建造物、遺跡、出土品等の分野に広く応用されている。この文化財の保存科学は、基礎科学である化学、生物学、物理学の範囲にわたり、また応用科学、工学の一部にも関連している。ことに修理を対象とするときは、修理技術と密接な関係におかれる。

文化財の保存科学の研究は、文化財の保存環境、構造および材質の三つの分野に分けられる。保存環境の研究は、光線、温湿度、空気汚染、かび、虫害等を対象とし、構造の研究は各種の特殊撮影を用いて大は建築から小は工芸品に及ぶ。また材質の研究は、顔料の科学的分析から始まり、最近は微量分析から非破壊分析の方向に研究が進められている。なお、これらの研究は、主として東京国立文化財研究所を中心として行なわれている。

# (1)X線 7線透視撮影による構造材質検査

目的は主として構造と材質の検査であって、文化財の調査に客観的の資料を提供するとともに、修理のための基礎資料となる。研究の対象はこれ

まで伝世の仏像,刀剣,工芸品,絵画(油絵も含む)等が多かったが,最 近では発掘品がしだいに多くなり,また軟X線関係では建造物の一部をな す彩色板壁などの構造を修理との関連で調べたということも行なわれてき ている。発掘品の場合は、材質劣化は表面のみにとどまらず、かなり内部 まで食い入っており、このようなとき透視はきわめて有効な手段であり、 内部構造はもちろん、侵食の度合いも解明できることが多い。

#### (2) 化学分析による材質検査

文化財の材質調査は非破壊的方法によるのが原則であるので、広範囲の対象のうち、金属、顔料などの無機系のものに対しては、けい光X線分析、X線回析分析を利用し、X線回析分析は石材の崩壊、さびの究明など材質変質、劣化現象の究明にも利用している。

また、材質の有機系のものに関しては、赤外および紫外吸収分析、ガス クロマトグラフィー、CHN分析計などによって、動植物染料、漆などの 塗料その他の材質に関する基礎的な知見を得、それらのデータの蓄積につ とめている。

管理, 修理に当たっても, 外観, 強度の補修, 補強だけでなく, 変質, 劣化現象の原因, 過程を究明して, 根本的な保存対策を立てる方向に向かっている。

### (3) 合成樹脂による補強修理

合成樹脂による文化財の保存処置は、最近の10年間に次々と新製品が開発され、性能も向上し、その結果昔ならば不可能と思われた修理も合成樹脂の利用により可能となった。顔料のはく落どめ、腐朽・虫蝕で極度にぜい弱化した木彫や石造品等の強化、木製品等の空洞や欠失部分の補てんなど、合成樹脂による保存技術の開拓はめざましいものがある。また、考古学上の発掘品のうち鉄製品の保存については遺物をパルプ等で包装してか

6アクリル樹脂養液を減圧含浸することで、表面に樹脂光沢を残さず強化 する方法も開発された。水づけの出土木製品に対しては PEG法が次第 に普及し、さらに凍結真空乾燥法の研究も進行している。考古学的遺跡の 保存に関しては、貝づか断面の樹脂による固定措置などが一応成功してい るが、住居跡の固定強化等今後の課題も多い。

### (4) 防腐・防黴・防殺虫・防錆措置

木材の防腐処置としては、法隆寺の修理工事以来PCPがもっぱら用いられている。防黴剤も水銀剤や錫系の防黴剤が開発されている。最近では黴や菌の繁殖しない環境の確保から、これらを除去した環境の造成にまで発展してきている。

また、木製品、文書類、染織品等の殺虫は、同時に殺菌もかねて、メチルブロマイドのくん蒸によって行なわれている。防虫については、温湿度等の保存環境の調整によるのが最も望ましいが、一応パラジクロールベンゾール等の使用で効果をあげている。発掘品等でさびのおそれのあるものは、アクリル系合成樹脂の減圧含浸等を行なって崩壊を防止し、また鉄製品等の保存には気相防錆剤を用いてしばしば効果をあげている。

### (5) 空気汚染による影響

年々増大する空気汚染による文化財への影響を調査研究するため、現在、東京国立博物館周辺など全国6か所においてアルカリろ紙法による硫 黄酸化物、酸化窒素、塩素イオンの汚染度の測定と、銀、銅薄板による腐 食度の測定を行なっているが、汚染度に関しては、最近は横ばい程度で特 に著しい変化は認められない。しかし、屋外露出の銅像、建造物の屋根、 飾り金具、とうろう、銅鐘などは腐食が促進していると考えられるので、 早急に対策をたてる必要がある。

#### (6) 温湿度調整等

文化財を収める鉄筋コンクリート構造の収蔵庫は適当な温湿度を保つことがむずかしく、文化財の保存上注意を要する点が多いので温湿度調整の研究をすすめているが、問題の解決にはなお今後にまつ面が多い。また、収蔵庫内の空気汚染についても調査を行なっているが、さらに研究をすすめる必要がある。陳列品の照明による影響についてはある程度の結果が出ているので、照明光源の選択や撮影の際の照明に一定の基準を示し、照度や熱度による文化財への悪影響の防止を図っている。

# 第6節 当面する問題

### 1. 修理防災事業の推進

国宝,重要文化財の修理を実施するためには、高度の知識と経験を有する専門技術者をはじめ、技能者としての大工、左官等が必要であるが、第2節にのべたとおりこれらの修理技術者等の絶対数が少なく、工事の遂行を制約しているので、その養成確保が大きな問題となっている。また、修理のために必要な材料については、たとえば建造物については木材、かや、ひわだ、本がわら等、美術工芸品についてはこうぞ、がんび紙、漆等のような特殊な材料あるいは伝統工芸的な手工業品がぜひ必要であるが、これらの材料の調達は年とともに困難になってきている。

年々国宝, 重要文化財の指定が増加するに伴って修理対象物件も増加し、また、すでに修理を施したものの中には長い年月の経過によって再修理を必要とするものも現われるなどのため、文化財を将来にわたって永久に伝えていくためには、毎年一定量の修理を継続的かつ周期的に実施していかなければならない。この場合、修理技術者と補修のための材料の確保が最も大きな問題であり、そのための施策を今後はさらに重点的、継続的

に推進していく必要がある。そして, これらの施策をもとにして, 長期的な修理計画を樹立し, 予算の大幅な増額と相まって, 修理事業を計画的に 推進する必要がある。

修理事業と並んで、防災対策にも大きな配慮が払われなければならない。建造物に対する各種防火施設、美術工芸品に対する収蔵庫その他の保存施設の設置等、防災施設の整備を必要とするところはまだ相当数あるほか、地震、台風等の災害による被害も少なからずあり、これらに対する防災事業および災害復旧事業は緊急を要する問題である。このほか、近年白アリが本州南方から北方に広がりつつあり、その被害も顕著になってきているので、これに対する対策の必要にもせまられている。

また、指定建造物周辺の環境の保全ならびに整備を図るため、一定範囲に火気使用禁止区域や屋外広告物禁止区域を設置するなどの措置を促進する必要があるが、特に人家密集地においては、指定建造物周辺の人家を移転して火除地を設定する等の措置を今後積極的に推進する必要がある。また、観光客の多い社寺等では、観光客による落書き、き損等の被害も少なからずあり、一方、山中の無住の社寺等では防災管理上きわめて憂慮すべき問題があるので、これらを含めて有形文化財全般についての管理体制の整備と防災事業の充実が今日における最も重要な課題の一つとなっている。

# 2. 修理技術者の養成確保と技術の向上

建造物修理の専門技術者は、京都、奈良、滋賀の3府県を除き、個々の 事業のつどそれぞれ異なった事業実施者と雇用関係を結んで修理事業に従 事している。このため身分が不安定で、修理技術者の確保と後継者の養成 に大きな障害となっている。そこで、これらの専門技術者を結集し、すべ ての国宝, 重要文化財建造物修理の設計を受託し, そこから技術者を派遣 し, また後継者の養成をも行なう組織の早急な確立が強く望まれている。

その他の技能者については専従宮大工は奈良県の7名を除き全員が日々 雇用であって、その給与は世間一般より低いこと、工事現場を転々と移動 することなどから、減少と老齢化の道をたどりつつあり、その対策が急務 となっている。また、技能者については、屋根工事、塗装工事、飾り工事 等は全国に各数軒の請負業者があってそれぞれ組合を組織し、相互の技術 の向上と交換をはかっているが、いずれも家族的経営による小企業でやは り技能者の確保に問題がある。近年では茅ぶきやひわだぶきなど手仕事の 比重が大きいものは工事費が著しく高騰し、こうした日本の風土に根ざし た伝統的形式も、国からの補助金を期待できる指定建造物以外は漸次減少 する傾向にあるだけに、文化財修理を中軸とした伝統的技術の保存対策が 早急にたてられる必要がある。

また、美術工芸品の修理技術者にもその道に通暁し、信頼のおけるすぐ たれ技術者がいるが、国宝、重要文化財等の美術工芸品を安全に保管して 修理を行ない、伝統修理技術の共同研究を行なうとともに、組織的に後継 者の養成を行なうための施設の設置が望まれる。

一方,これら伝統技術者と並んで,近代科学技術の応用分野が急速に開けつつある現在,文化財の保存について専門的に研究を行なっている科学技術者の協力の必要も今日の常識となっている。現在,文化財の保存のための科学的研究は東京国立文化財研究所を中心に行なわれているが,これらの機能を総合的に満たし,専門技術者の養成確保と,個々の工事の技術的指導ならびに修理技術の継続的研究を積極的に進めるためには,文化財修理センターとしての整備充実が望まれる。これは,現在ユネスコの協力機関としてローマに設置され,日本もこれに加入している「文化財の保存

および修復の研究のための国際センター」と協力し、日本の文化財はもち るんのこと、広く東洋文化財の保存修理に貢献する体制を確立する必要が あろう。

### 3. 民家の指定と保存管理上の問題

民家の指定は、早くから部分的に行なわれてきたが、近年各地における 古い伝統的な民家が加速度的に取りこわされる傾向が強まったので、昭和 41年度から毎年度5県を対象に民家緊急調査を国庫補助事業としておこな っている。この調査に基づいて全国的視野から指定をすすめつつあり、昭 和44年度までに116件、202棟を指定している。今後数年はこの傾向がつ づくものと思われる。また最近の指定にあっては、主屋のみならず付属建 物を含め、屋敷構えとしての景観の保存をはかっている。

ところで、重要文化財に指定された民家は元来個人所有のものであり、現在も現実にその中で生活が営まれているものが多く、当然、建て替えあるいは改修が問題になってくる。また、現状変更等の規制や公開によるプライバシーの保持の問題から所有者に不便をしいる事態が出てきている。とくに解体あるいは半解体修理の機会に、これらの家屋が復原されるような場合は生活に著しく不適となる。この点を解決するためには別棟の居住空間を設ける等の措置が必要である。また、所有者の経済状況その他により維持管理が困難になったものは、最近国庫補助により買上げが行なわれた新潟県の大庄屋住宅笹川家の例にみるように、地方公共団体等が買い上げて保存を図る必要がさらに増大するものと思われる。なお、これらのものを系統的に集めて保存、活用を図るため、民家園、民家博物館等のいっそうの整備が望まれる。

# 4. 集落・町並みの保存

従来民家の文化財建造物としての評価は、個々の建築または主屋、付属 屋を含めた一つの屋敷構えについてなされてきた。

しかし、宿場や城下町などでは民家はそれぞれの環境の中で一定の秩序に従って配置されたもので、相互関係なしに単独に存在することはむしろ少ないとみられる。これらの建築の集団は歴史的景観を形づくっているだけでなく、建築としての視点からみても個々のものとは別の文化財的価値が認められる。たとえば、木曽妻籠、萩、飛驒高山、倉敷、京都などの町並みの中には、道路に面した軒の高さ、屋根の形、格子や窓、出入り口の作り方などは建築群としての計画性、統一性があり、また地方的、時代的な特色もあって意匠上みるべきものが多い。これは単に町並みに限らず、農漁村の集落などにも同様のことが考えられ、民家相互の配置に有機的な関連があって一つのまとまりをなし、一般庶民の歴史的生活環境の実態を知る資料としてのみならず、景観的にも美しい文化財的環境をみることができる。

しかし従来の文化財建造物の保護は、主として単体保護であり、集団または地域ぐるみの建築群の保護には調査が及んでいない。したがって、集落、町並みのうち文化財として価値の高いものについて調査し、その具体的な保護の措置を早急に考慮する必要がある。その際参考になるのは現在フランス政府がその保存修復事業を実施中のパリのマレー街であろう。

# 5. 明治以降の建築および美術の調査・指定の促進

明治建築のうち特に問題になるのは洋風建築である。これらの洋風建築で現存するものは全国で1,200棟を越すが、最近の急激な近代化と市街地再開発によって急激に改築、取りこわしの傾向が進行している。こうした

取りこわしに対処して、そのうち重要なものは指定し保存するために努力 しており、昭和44年度までに開智学校(松本市)、グラバー邸(長崎市)、 旧北海道庁庁舎(札幌市)など計45件、61棟を指定した。しかし主として 保存管理対策の困難に直面してその指定現況は必ずしも十分とはいいがた く、今後にまつところが多い。

洋風建築の指定にあたっては、その全体のすべてをそのまま保存することが困難な場合には、外観と内部の重要部分のみを保護対象とする指定方法もとりつつある。なお、大正時代の建築も数少なくなりつつあり、これらの指定保存も今後の課題として残っている。

一方,明治百年を迎えた今日,明治以降の美術工芸品の評価もしだいに 定着し,かたわらこれら近代美術の散逸,損傷が予想外に早く,また海外 流出のおそれもある実情にかんがみ,明治時代以降の美術工芸品の基礎調 査と,これにもとづく指定,保護の対策が必要である,

昭和44年度までに日本画では横山大観筆「生々流転」、油絵では黒田清輝 筆「舞妓」、彫刻では荻原守衛作「女」など計16件を重要文化財に指定し、 ひきつづきこの分野の大正期までの主要作家の代表的作品について調査を すすめているが、今後は工芸品の分野にも調査をひろげる必要がある。

# 6. 歴史資料,民俗資料等の保存の促進

美術工芸品の指定は、従来中世以前の文化財や芸術的価値の高いものに 重点がおかれていたが、今後は資料として価値の高いもの、ことに中・近 世資料等の調査、指定を促進する必要がある。これら歴史的価値の高い遺 品が近時急速に失われつつある現状からみて、これらの歴史資料の保存対 策は今日の急務であり、時期を遅らせれば散逸の危険は日を追って増大す るばかりである。文化庁では、昭和40年度以来歴史資料保存調査を実施 し、三島水軍、本居宣長、三浦梅園関係資料等のうち主要なものを指定するなど歴史資料の保存に目を向けてきたが、むしろ問題は今後に残されている。

また、歴史資料と並んで、近年特に散逸のはなはだしいのが民俗資料である。民俗資料は歴史資料と同じように芸術的価値とは別の価値体系に属し、一点一点では特別の価値をもたないものが多く、しかも、全国に普遍的に分布するものであるだけに、歴史資料よりもさらに一般的、日常的なものである。近年、これらが産業の近代化や生活様式の改変に伴って急激に失われているので、その保存対策は急を要する。

このため、中央に国立歴史民俗博物館の建設を構想し、鋭意その準備を すすめているが、これは歴史資料等の保存、活用のためにも重要な役割り を果たすであろう。また、各地方における地方民俗資料館も同様の役割り を期待することができるであろう。

### 7. 美術工芸品等の海外流出の防止

近年,日本の伝統文化が国際的に認識され、また日本の古美術品等の商品価値が高まるにつれて、国宝や重要文化財以外の未指定文化財の海外流出がとみに多くなっている。輸出される多くの美術品の中には、未調査のため指定にいたっていない優品が含まれていないとはいいがたいし、また近年評価の高まってきた文人画や中国の明清絵画、あるいは従来の指定のわくにはまらなかった一部の歴史資料、考古資料、民俗資料等が輸出申請される例もふえてきている。さらに輸出件数の最も多い工芸品の中では1点1点では指定の対象になりにくい印篭、根付等があり、これらがかつての浮世絵のように、大量に海外に流出していることも見のがせない。

これらのうち特にすぐれたものに対しては、輸出が申請される段階で、

緊急に指定ないし国等で買い上げる措置を講じているが、指定にはかなりの期間が必要であり、また買い上げには予算上の制約があって、万全とはいいがたいので、早急に具体的対策が必要とされる。そのためにはこの種の文化財の実態をすみやかに把握し、指定すべきものは指定して保存の措置を講じなければならない。また必要に応じて国や公的機関で買上げることを考慮しなければならないであろう。現在、文人画や近代美術の特別調査を実施しているが、今後は他の分野についても同様の調査を行なう必要がある。このほかさらに、法的措置の検討も必要であろう。

# 第3章 記念物および埋蔵文化財の保存

# 第1節 史 跡

### 1. 指 定

史跡として指定されているものの件数は、昭和45年8月31日現在において、特別史跡45、史跡 763 を数え、これに名勝・天然記念物と重複して指定されているもの54を加えると、総数は、特別史跡52、史跡 810となる。これを内容的にみると、件数の多いものは、貝づか 29、住居跡 38、古墳221、寺跡または旧境内138、城跡113、墳墓50、旧宅26、園池43等である。最近 5 年間の指定(内定を含む。)は119件で、毎年相当数を指定しているが、これは最近における文化財保護思想、ことに屋外に存在するモニュメントとしての史跡の重要性に関する認識の普及と同時に、開発の急速な進展による史跡の破壊という危機的な客観情勢にもよるところが多い。

これら最近の指定を通じて認められる傾向は、第一に史跡指定範囲の拡大化の傾向である。この期間に、平城宮跡(約12.4~クタール)、大宰府跡(約110~クタール)の追加指定が行なわれ、藤原宮跡、難波宮跡の追加指定問題、飛鳥地域の保存問題が焦層の急となっているのもそれを示している。新指定物件も大安寺旧境内(奈良)等の社寺旧境内の指定に見られるごとく、史跡の性格上必要な範囲を一体的に取り入れようとする姿勢がみとめられる。

第二に,産業交通土木に関する遺跡,すなわち社会経済史関係の史跡の 積極的指定である。小菅修船場(長崎)等の産業遺跡,神子元島燈台(静 岡)等の交通遺跡、萩城城下町(山口)等の生活集落遺跡等が相当に取り 上げられた。しかし、この種のものの指定はなお今後にまつ面が多い。

第三に、上記の産業交通土木に関する遺跡の指定と表裏をなすが、近世 (江戸時代)・近代(明治時代)の史跡指定の増加である。とくに、近代 の遺跡として、開拓使札幌本庁北海道庁本庁舎(北海道)、中込学校(長 野)、見付学校(静岡)等のほか、上記の小菅修船場、神子元島燈台等が 取り上げられたのは大きな特色である。

第四に、社寺跡ではなく、現に宗教活動を行なっている社寺の境内についても、聖福寺(福岡)、鶴岡八幡宮境内(神奈川)等があるが、これは開発から守るために指定に保護する必要がでてきたことによる。

なお、緊急を要するものについては、都道府県の教育委員会が2年の期間を限って仮指定することができる。昭和40年以後5年間に史跡の仮指定を行なったものは13件で、このうち国指定になったものは5件である。

# 2. 保存管理

史跡の管理は所有者によるもののほか,地方公共団体・法人を管理団体 に指定して行なっている。管理は指定地域の範囲,すなわち地番・地積・ 地目・所有者等を把握して行なわれ,保存施設としての標識・説明板・境 界標の設置および指定地の保護看守,すなわち除草,清掃,見回り等を行 なう必要がある。このうち保存施設は国庫補助を行なっているが,保護看 手については,指定地が国有地である場合を除いて,国庫補助の対象となっていない。

管理に関連して現在もっとも問題となるのは現状変更に対する規制措置 である。指定地の現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をし ようとするときは、国の許可を必要とするが、小規模な修理等は「維持の 措置」として扱い,一定範囲内の軽微な行為については,都道府県の権限 委任で処理することとなっている。

最近,5年間の現状変更申請数は第10表のとおりで年ごとに増加の傾向があり、内容としては、住宅新築・改築・増築・道路工事等で大部分が占められている。このうち、毎年不許可の方向で指導しているのは、40件ほどにのぼっている。また、無許可で現状変更を行なうもの十数件発生しているが、これに対しては、工事の中止、原状回復の指示等を行なっている。最近の事例として、秋田城跡(秋田県)、山寺(山形県)、武蔵国分寺跡(東京)、姫路城跡(兵庫県)、飛鳥寺跡(奈良県)、丸亀城跡(香川県)、浦山古墳(福岡県)、原城跡(長崎県)などがある。

第 10 表 史跡の現状変更許可申請件数 (昭和40~44年度)

5	丰	E	E	1	40年	41年	42年	43年	44年
申	請	件	数	716	293	556	572	600	627

また、城跡等の石がきの修理、旧宅等の建物の修理等、保存の要件となる物件のき損を復旧し、必要の場合は物件を積極的に保存する事業は、所有者または管理団体が行なうが、一般に国庫補助を交付している。毎年相当の額を必要とするものは、城跡等の石がき、濠や城跡、社寺旧境内、聖廟、藩学、関跡・旧宅等に存する建物の修理であり、このほかには庭園・古墳等の修理がある。

# 3. 土地の公有化

史跡指定地の土地所有者関係をみると、第11表のとおり、私有地の占める割合は、固有地の40.8%に次いで多く、全体の約30%を占めている。

史跡地の公有化については、昭和33年度にはじめて「史跡等買い上げ」の 補助金250万円が計上されたが、45年度においては、10億8,000万円とそ

第 11 表 史跡指定地の所有者別面積とその比率(昭和45年3月31日現在)

		ī 積比率	面	稍	比	華
所有者別	<u>I</u>					
国		有	4,934	<b>ークタール</b>	40.	8%
公		有	1,905		15.	7
社	寺	有	1,324		10.	9
私	));	有	3,949	N I	32.	6
	計	220	12,112		100.	0

の後は飛躍的に増大してきている。最近5か年の史跡等の買い上げ実績は 第12表のとおりであり、昭和44年度までの買い上げ物件は99件、総面積 196~クタールに達している。このうち全体の5%、9~クタールの天然 記念物指定地を含んでいるが、残りの95%、187~クタールは史跡地であ る。史跡地の買い上げ面積を所有者別の史跡指定地面積と比較すると、買 い上げ済み面積は全面積の約1.5%であり、また公有地の約9.4%である。

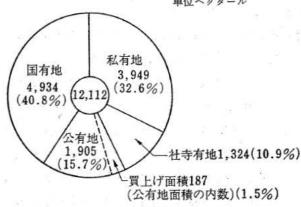
第 12 表 史跡等買い上げ実績(昭和40~44年度)

区分	\	4	干度	40	41	42	43	44
件			数	15	22	43	45	48
事	業	規	模	95,363	251,284	428,547	649,499	960,010
補	Ą	助	額	58,677	145,491	242,293	377,483	547,098

- (注) 1. 件数は新規および継続件数を含む。
  - 2. 事業規模および補助額は単位千円で示す。

また、史跡の国有化としては、平城宮跡(奈良市)がある。この約 124 ヘクタールにわたる広大な宮跡を保存するため、国は昭和38年度から買上げ始め、人家密集地等を除き現在までに約73.5ヘクタールを買い上げており、従来からの国有地を合わせると 85.6 ヘクタールが国有となって いるが、なお宮跡の一部である東院地区等約18ヘクタールの買い上げが必要である。

第2図 史跡指定地の所有者別面積と買い上げ面積 単位へクタール



### 4. 環境整備

史跡の環境整備は、史跡の構成要素である遺構の保存を図りつつ、史跡 全体をそれにふさわしい形で整備し、国民一般の活用に供することができ るようにすることである。史跡の中には荒廃したまま放置され、あるいは 雑木雑草等におおわれて遺跡の形態をあらわしていないものも多い。この ような状態で放置することは、現在各地で行なわれている急激な開発の進 展を考えるとき、史跡そのものの保存を危うくすることにもなる。

環境整備の具体的な方法としては、建物基壇、石垣、塀、濠、橋、井戸など主要な遺構の総合的な修理復原、植樹、芝張りなどによる修景・園地化、ベンチなど休憩施設の設置、巡回苑路の造成などがある。

環境整備事業に対する補助金は、昭和40年度に1,000万円がはじめて計上され、昭和45年度は1億1,852万円と増額されている。史跡の環境整備事業は、史跡地の公有化の施策とも関連し、今後いっそうの推進を図る必要がある。

#### 5. 「風土記の丘」の設置

最近の大規模な開発に対処して史跡等の保存を図るためには、個々の史跡の保存を図るだけでは不十分であり、史跡等が集中し、一つの歴史的風土を形成しているような地域については、個々の遺跡を含むさらに広域にわたる歴史的地域の保存を図る必要がある。そこで、昭和41年度から都道府県に補助金を交付して、各地方における伝統ある歴史的、風土的特性をあらわす古墳、城跡などの遺跡等が多く存在する地域の広域保存と環境整備を図り、あわせてこの地域に地方文化の所産としての歴史資料、考古資料、民俗資料を収蔵、展示するための資料館の設置等を行ない、これらの遺跡および資料等の一体的な保存および普及活用を図ることを目的とする「風土記の丘」の整備事業をすすめている。

これまでに整備を完了したものには宮崎県西都原風土記の丘,埼玉県さきま風土記の丘,和歌山県紀伊風土記の丘があり,整備実施中のものには 滋賀県安土風土記の丘,富山県立山風土記の丘,島根県八雲立風土記の 丘,岡山県吉備路風土記の丘がある。

# 第2節 名 勝

# 1. 指 定

名勝は、大別して自然名勝と庭園に分けられる。

自然風景地で名勝に指定されたもの(史跡または天然記念物に重複指定 されたものを含む。)は、昭和45年8月31日現在138件である。そのうちの 多くは自然公園法による国立公園等の指定区域と重複しているが、名勝と しての指定は名所的または学術的価値の高いものに着目して行 なっている。

また、庭園で名勝に指定されたものは、昭和45年8月31日現在106件であるが、庭園は本来人工的にも自然的にも改変されやすいものであるため、保存対象の選択にあたっては特別の考慮が必要であり、このため指定件数は決して多いとはいえない。第一級の作品はひととおり指定されたと見られるが、もともと数少ない庭園文化財の保存をさらに推進する必要がある。このため、地方的、風土的特色の濃いもの、明治庭園に属するもの、庭園史上重要な遺跡であって復原的に観賞することの可能なもの等についても考究していくべきであろう。史跡と名勝に重複して指定されていものが39件あるが、これらは史跡単独で指定するほどのものではなく、また古庭園は元来史跡的性格をもつものであるから、これら重複指定については特に意味のあるものを除き逐次再整理する方向にある。

### 2. 保存管理

自然名勝は、そのほとんどが地方公共団体の管理に属しており、公園的 利用面での管理が主限となっている。指定地が広域にわたり、その中に市 街地等を含むものは、いきおい現状変更が多くなるが、合理的な管理を行 なうためには、管理団体において管理方針を策定して、許可、不許可の判 断を明確にし指導態勢を確立する必要がある。自然名勝のうち、松原、桜 並み木などの植物景観を主とするものでは病虫害の防除が大きな問題であ る。また、近年サクラの名勝指定地が樹木の枯死等によって解除された例 が多くみられる。

庭園の場合は、管理対象が比較的限定されているので、管理は前者の場合はど困難ではない。指定庭園のうち55件は、その公開により収入をあげ

ており、これを管理費にあてているが、そのような収益の期待できないもの、特に個人所有の庭園については地元市町村の援助が必要である。庭園内の主要建築物については防災施設が必要であり、ほぼ60%は整備されている。また、庭園は樹木の剪定その他通常の管理手入れを行なっていても、長年月の間には大修理を必要とする時期がくるものであり、通常管理の行き届かないものはさらにそのひん度が高くなる。

# 第3節 天然記念物

### 1. 指 定

天然記念物として指定されているものは昭和 45 年 8 月 31 日現在全国に 865件あるが,これらは大別すれば,動物147件,植物507件,地質鉱物199件,およびこれらのものに富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)12件となっている。

これらの天然記念物の80%は戦前において指定されたものであるが、当時は、自然が普遍的にみられた関係上、総体的にみれば特殊なもののみを指定し、また地域もごく一部に限定して指定するだけでその保護がじゅうぶんであった。しかし、今日では開発の急速な進展等により、自然の様相は著しく異なってきている。したがって、現時点においては、従来天然記念物として考えられなかったようなものも指定し、また、残された貴重な自然を広域に指定して保護する必要が生じている。たとえば、わが国に残された天然林は年々減少し、昭和42年度から文化庁および都道府県教育委員会が5か年計画で実施している現存植生の調査によると、本州において自然状態の最もよく残っていると考えられる青森県においてさえ、現存する自然林は全地域の約29%にすぎない。

動物について指定の状況をみると、わが国に産する哺乳類約100種のうち、わが国特産およびこれに準ずるものが約20種あるが、このうち現在天然記念物に指定しているものは、生息地が広域にわたるため地域を定めず指定したもの4種(オガサワラオオコウモリ、アマミノクロウサギ、カワウソ、カモシカ)、生息地等を指定したもの2種(ニホンザル、ホンドタヌキ)があり、このほか、天然保護区域内でヤマネほか3種が保護されている。

また鳥類では、わが国で観察された約300種のうち、わが国特産およびこれに準ずるもので絶滅のおそれのある種および亜種は約25種あるが、種を指定したものは11種で、主たる生息地が指定されているものは1種である。また、今すぐ絶滅のおそれはないが、環境が悪化すればそのおそれのあるもの約25種のうち、生息地が保護されているものは2種である。これらについては、保護を要するかなり多くのものがまだ指定されずに残っている。ことに鳥類については、最近における環境の急速な悪化に伴い衰滅のおそれの多い実態からみれば、緊急に指定し保護する必要がある。

植物についても同様で、現在指定されている自生地 185 件は、植物の種 全体からみるときわめてわずかであり、自然林や動植物に富んだ地域の指 定の促進とあわせて早急にその保存をはかる必要がある。

天然記念物の指定地域は、その種類により広狭の差がある。小規模のものは単木1本から、大規模なものでは12,495ヘクタールの白馬連山高山植物帯まで区々である。従来は、周辺が他種林地、農地等の自然環境が保たれていたため、比較的小面積の指定地で保護することができたが、最近は各種開発が進展し、周辺の土地利用形態が変化して環境が悪化し、その保存が困難になったものが少なくない。

### 2. 希少鳥類等の保護増殖

トキ,コウノトリ,ライチョウ等天然記念物に指定されている希少鳥類については、その環境の悪化により人為的な管理が要請されているものが多いので、文化庁では昭和39年度から、生息地の環境の整備、採餌地の確保、汚染の防止、給餌、養餌のほか、配合飼料による飼育、人工増殖等のため補助金を交付し、その積極的な管理が実施できるよう措置している。

また、昭和45年度から希少鳥類の人工的管理、ひいては人工増殖のためのシミュレーション(擬態実験)の必要から研究委託費を計上し、社団法人日本動物園水族館協会に飼育の人工化実験、駆虫剤等の毒性実験、繁殖行動の観察等を委託し、研究を進めている。

なお, 鳥類以外の天然記念物に指定されている動物, 植物についても, 鳥類同様, 保護増殖, 保護管理等の補助金を交付し, その保護を図ってい る。

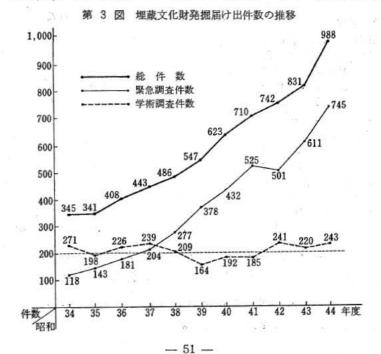
# 第4節 埋蔵文化財

# 1. 埋蔵文化財包蔵地の現状

一般に、埋蔵文化財包蔵地とは、貝づか、古墳、住居跡、寺跡、窯跡、 経塚などの埋蔵文化財を包蔵する土地をいう。この包蔵地のなかには、従 来からその存在が知られていたり、あるいは、地表から容易に識別しうる 場合があって、地域社会において周知されていることもあるが、多くは土 中にあるため、とくに関心のある人以外の注意をひかない場合が多い。こ のような埋蔵文化財包蔵地の目だたない地味な性格が、一方では保存問題 を困難なものとしている。 昭和35年度から37年度にかけて行なわれた埋蔵文化財包蔵地の分布調査は、こうした包蔵地の保護を目的として行なわれ、その結果、全国約14万か所の包蔵地の所在することが判明した。この調査にもとづいて、昭和39年度から42年度にかけて、遺跡の所在地を記入した地図と遺跡名一覧表を併録した全国遺跡地図を刊行し、これを開発関係の官公庁、公団、公社等に配布し、埋蔵文化財包蔵地の周知徹底をはかっている。しかしながら、その後土木工事等によって未調査の包蔵地が発見されることが多く、この点から、より精密な分布調査の実施が必要とされる。

### 2. 埋蔵文化財の発掘

埋蔵文化財の調査を目的として発掘をする場合、または埋蔵文化財包蔵



地として周知されている土地で土木工事等を行なう場合は、いずれも法に 定められた届け出をしなければならない。文化庁に対するこの届け出の件 数は、年々増加の一途をたどっている。(第3図参照)

これらの届け出には、学術調査を目的とする届け出と、土木工事を目的としあるいはその事前調査としての届け出があるが、その割合をみると、第3図のとおり、前者は年間200件前後でほとんど変わらないが、後者は年々急激に増加している。この発掘件数を目的別にみると、第13表のとおり、宅地造成、道路建設、農業構造改善事業によるものが大きな比重を占めている。

第 13 表 埋蔵文化財緊急調査の開発事業種別件数 (昭和42~44年度)

年 度	昭和4	2年度	昭和4	3年度	昭和4	1年度
開発の種類	件数	%	件数	%	件数	%
宅地造成, 住宅建設	168	33.5	189	30.9	204	27.4
学校地造成,校舍建設	23	4.6	33	5.4	32	4.3
工場用地造成,工場建設	20	4.0	19	3.1	20	2.7
その他の建物建設	33	6.6	43	7.0	93	12.5
道路建設(含改修)	52	10.4	72	11.8	136	18.3
鉄 道 建 設(含改修)	8	1.6	12	2.0	27	3.€
空 港 建 設	2	0.4	1	0.2	0	(
沼 川 改 修	2	0.4	4	0.7	4	0.5
ダ ム 建 設	9	1.8	0	0	2	0.3
農地関係開発	128	25.5	151	24.7	100	13.4
土砂採取工事	34	6.8	33	5.4	39	5.3
その他の開発工事	22	4.4	54	8.8	88	11.7
合 計	501	100.0	611	100.0	745	100.0

このことは、最近の経済発展に伴う土木工事等の急激な進展により、多 くの埋蔵文化財包蔵地が破壊され、あるいは滅失されるおそれがあること を示すものであり、開発と埋蔵文化財の保護が文化財保護の現下の大きな 問題となっていることを物語っている。 なお、埋蔵文化財の発掘調査は、ユネスコの勧告にもみられるように世界的傾向として許可制をとっている国が多い。わが国においても、最近の 開発の状況にかんがみ許可制にすべきであるという意見があるが、このこ とについてはなお研究する必要がある。

埋蔵文化財包蔵地について土木工事が行なわれる場合には、計画段階に おいて事前協議を行ない、工事計画を変更してできるかぎり包蔵地を現状 のまま保存するよう工事者側と折衝し、工事計画を変更できない場合は、 工事実施前に発掘調査を行なって、記録を保存し、後世の学術研究に支障 のないようにしている。

特に、工事に伴う不測の破壊をさけるために「埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書」を文化庁と、日本住宅公団、日本道路公団、日本国有鉄道、日本鉄道建設公団等との間で交換し、事前協議体制をつくり、遺跡の重要度に応じて、(1)事業地区に含めないもの、(2)事業地区に含めるが保存を図るもの、(3)発掘調査を行なって記録を残すものについての協議、事前の分布調査、発掘調査、経費等について明文化している。

発掘調査を実施する際、これに要する経費と調査員の確保が問題となる。経費については、原則として工事施工者が負担するたてまえをとっており、国、地方公共団体が発掘を行なう場合はもとより、前記の公団、公社等については原因者負担を明文化している。しかし、市町村等については財政負担能力が貧弱のため、経費の負担についてしばしば問題がおこっている。

問題は特に民間の小企業や個人にかかる発掘調査である。この場合,あまり強く原因者負担を主張し,公共団体が経費を負担することを拒否すれば,経費の面から発掘調査が行なわれずに包蔵地が破壊されるという事態を招来する。また,原因者負担による発掘調査については,発掘の方法,

期間が経費負担者の都合に左右され、十分な発掘ができなくなるおそれも 生じる。負担能力のない工事施工者の場合は、地方公共団体が国の補助を 受け、あるいは単独事業として発掘調査を行なっている。

最近5年間において国の補助事業として実施した埋蔵文化財の緊急調査 状況は第14表のとおりである。

签	14 実	・国庫補助に	よる埋蔵文化財緊急調査実施状況	Į.

年 思	₹ 40	41	42	43	44
補助		•••			11:
件	女 57	72	100	105	110
金 智	頁 26,630	29,526	51,692	63,242	63,242

(注) 金額は単位千円で示す。

発掘調査は、専門的な知識と経験をつんだ人によらなければならない。 昭和45年4月現在、都道府県教育委員会の埋蔵文化財関係調査担当専門職員の数は121名、昭和42年12月の37人にくらべると急激に増加しているが、なお、専門職員のまったく置かれていない県が12県、1~2名の県が20県もある。こうした考古学の専門家としては日本考古学協会に加入している人々がその大部分であり、575名(昭和45年8月1日現在)であるが、その多くは学校、研究機関等に勤務しているため実際に発掘調査にたずさわれる人数や期間ははなはだ限られたものである点に問題がある。

なお、研究者の供給源である全国の大学では、考古学の講座を設置しているのは国立9校、私立6校で、昭和43年度の卒業者数は、大学院博士課程、修士課程、学部を通じて112名である。また、昭和44年度の在学生数は444名である。

# 第5節 当面する問題

### 1. 埋蔵文化財保存計画の樹立

埋蔵文化財の保護にとりくむためには、まず保護すべき対象となる物件の実態をしっかりと把握し、それにもとづいて保存計画をたてることが必要である。すなわち、遺跡のもつ価値を考慮し、それに応じて体系的に保存計画をたてることである。現在、文化庁では、前述のとおり全国14万か所の埋蔵文化財包蔵地のうち、重要な物件として約6,000件の包蔵地を逐次審査しており、現在その半数の審査をようくや終了した段階である。この作業は、重要とされた物件が国の史跡として指定すべきものであるかどうかを判断し、体系的な指定を行なうためのものである。また、こうした作業は、単に国の段階で行なわれるだけでなく、各都道府県や市町村など、それぞれの地域社会においても行なわれなければならない。

遺跡はそれぞれが個性的な存在であり、それぞれがなんらかの価値をもつものである。しかもそうした遺跡の価値観は、学問研究の進展につれ、時代とともに変遷するものである。したがって、いかなる手続きによってそうした価値づけに確実性が付与されるかは大きな問題であり、こうした点を重視すれば、遺跡のランク付けをすること自体に問題があるともいえよう。また、現在の学問研究の段階が果たしてこれを可能にするほどの進展をみせているかどうかという点にも問題がないわけではない。しかし、遺跡保存の緊急性と重要性というきびしい条件を考えるとき、全国的な観点から、あるいは地域的な観点からの体系的指定のための選択は早急に実施されねばならない。それにはまず、包蔵地の実態を容易に把握することができる各地方公共団体単位で、それぞれの地域の歴史的展開をもととし

た確実、妥当な体系的指定が行なわれることが望ましい。

また、こうして選択された遺跡を保存するためには、その保存計画が開発計画と対応させてたてられなければならない。そのような保存計画の策定はそれぞれの地域社会で早急に立てられる必要がある。

### 2. 埋蔵文化財発掘調査体制の確立

現在,各都道府県で行なわれている緊急調査の実情をみると,前述(第4節)のとおり総数121名の発掘調査員が置かれているが,その発掘調査体制はかならずしも一様ではない。すなわち,県の教育委員会に10名内外の調査員が職員として採用され,もっぱら発掘調査にたずさわっている県(A型),教育委員会に一人も埋蔵文化財の専門職員がいない県(B型),1~2名の専門職員がいる県(C型)の型がある。A型では一応のことは処理できるが、開発のスピードが速く、調査員が何人いてもたりないという実情である。しかしこうした県でも、ある程度外部の力にたよらざるを得ない。B型は農村県に多く、最近、農業構造改善事業の進展により急速に埋蔵文化財の保護が問題になってきているが、発掘調査はおろか、開発との調整すらも満足にいっていない傾向がある。C型は現在の平均的な姿といえるが、このタイプの県では発掘調査は主として外部の力にたよらざるを得ないのである。

以上のような都道府県の実状に対して、市町村をみてみると、福岡市等 のごく少数の例外をのぞいて、埋蔵文化財の緊急調査を自力で実施できる ところはほとんどないといってよい。財政力の弱体な市町村に、発掘調査 の体制づくりを望むのは困難ではあるが、なお今後の充実を期待したい。

文化庁の付属機関である奈良国立文化財研究所には,約40名の発掘調査 員が所属しているが,これらは,平城宮跡および飛鳥藤原地域の調査を担 当し、外部の調査にまでなかなか手がまわらないのが実状である。

日本の考古学の団体である日本考古学協会の会員は全国で575名であり、 この数は、おそらく一国における考古学者の数としては少なくないもので あろう。しかしこれらの会員の多くは教職にあり、発掘調査への十分なる 参加を求めにくい状態にある。

このような国および地方公共団体の実状をみ、かつ発掘調査の重要性を 考えるとき、現在の状態は不十分といわざるを得ない。しかし、少くとも この際はこうした現状を打破するために、抜本的な対策が必要である。文 化庁が毎年行なっている埋蔵文化財発掘技術者研修会は、こうした対策の 一つであるが、まだこれだけでは十分ではない。都道府県の発掘調査の基 幹要員の充実を含む発掘調査体制の強化が必要である。

### 3. 史跡の指定の促進と指定地域の再検討

# (1) 指定の促進

開発の進展に伴い、重要な遺跡を指定し、保存する必要性はますます増大している。旧来の指定は、美的または顕彰的要素がつよく、石仏・供養 落・園池または行宮跡・旧宅・墓地等の指定件数が多数に上っており、その他のものでも、城跡における櫓と石がき、都城跡・寺跡における基壇と 礎石等のごとく、巨大かつ整美な構築物に関心が向けられたため、それらの遺存する小範囲を指定保存するにとどまったものが多い。したがって、これまでの美的・顕彰的な要素の強い従来の指定とは観点を異にして、歴 史学、考古学上の成果に基づいた広い視野にたった指定が促進されなければならない。

文化庁では昭和40年度から文化財保護審議会の第3専門調査会史跡部会 に重要遺跡緊急指定調査研究委員会を設けてその審議を進め、また昭和43 ・44年の両年度,近世の陣屋・番所・本陣・旧宅等の全国的調査を行ない,近代の遺跡の報告を求め,あわせて同委員会に付して審議し,重要遺跡の判定を行ない,その結果に基づいて逐次史跡の指定を行なってきた。今後は,当面,開発との関連において問題となる中世遺跡の調査,埋蔵文化財包蔵地の価値判定と,政治・産業交通土木・外国および外国人に関する遺跡の補完的指定が特に急務としてあげられよう。

### (2) 指定地域等の再検討

史跡に指定された物件の種類別・時代別の検討を通じて、なお不足している分野についての新指定を急がなければならないことは第1節の史跡の指定の項でふれたとおりであるが、この際指定地の範囲等についても再検討する必要がある。すなわち、史跡指定当時に比して、指定地の土地状況の変化あるいは学術研究の進歩により、①指定の価値を著しく滅じ、指定地の一部または全部の解除を至当とするもの、②指定の意義をより完全なものとするため、指定地の一部追加を必要とするもの、について検討する要があり、昭和44年度から5か年間に、主として文化財保護法施行前の指定史跡 120 件を再検討することとした。このうち、①は今次戦争中に軍事施設等により破壊され、また戦後の窮迫した国民生活により耕作・宅造等のため荒廃に帰した史跡・戦時のかたよった政治的顕彰の対象となった史跡、戦後の学問の発達により、現在強いて保持するには疑問のある史跡等が検討の対象となった。

②は指定範囲の狭少にすぎるもの、たとえば貝づかの貝層のみに着目し、 除その中に存在する住居跡・遺物包含地を除外しているもの、古墳の墳丘 のみを指定し、周濠、周堤等を除外しているもの等が検討の対象となっ た。また、城跡・寺跡についても指定地域の不完全なものが多い。これら はいずれも指定当時の事情によるものであるが、現在の開発情況に対処す るには、地域を追加すべきものはすみやかにその措置をとらねばならない。

### (3) 保存管理計画の策定

一般に史跡には、個々の史跡について核となる物件があり、また、同一 種類の史跡にあっては、それぞれに共通性がある。したがって史跡の保存 管理にあたっては、これらの要素の保存を中心にして貝づか・住居跡・古 墳・城跡・都城跡・国郡庁跡・寺跡等々の種別に応じて ①保存すべき要 件 ②保存に影響を及ぼす行為および現状変更の許可基準 ③建物・構築 物等の復原に関する許可基準等を作成する必要がある。

しかし、個々の史跡にはさらに特色があり、加えて現実に史跡地に存在する住宅・工場・道路・水路等の諸施設の態様はすべて異なるものであるから、種別ごとの保存管理計画をもととして、現実の史跡の態様に応じ個別の史跡の管理計画を立案しなければならない。これによって開発に対する許容限度をあらかじめ定め、許容限度をこえるものについては、現状変更を認めず、土地の公有化をはかり、土地所有権との調整をはかるとともに、史跡の整備を計画的に進めていく必要がある。

# 4. 史跡の公有化と環境整備の促進

【現在, 史跡として指定されている物件 (内定を含む。) は約890件あり, その総面積は約12,112ヘクタールであるが, うち約32.6パーセントにあた る約3,949 ヘクタールが民有地となっている。

遺跡の保存上、国有地、公有地および社寺有地については問題は少ないが、民有地については多くの場合は所有者の財産権の尊重の上で種々困難な問題が起きてきている。近年における各種開発は量的・質的にもますます大規模化、複雑化する傾向にあり、これらの開発事業が史跡指定地に与える影響はきわめて大きい。加えて史跡を貴重な国民的財産として考え、

これを公共のために大切に保存するという意識よりも、個人の財産権、人権がより強く主張される今日の社会風潮のもとにあっては、史跡を民有地のままで保存するということはきわめて困難な状況になってきているといえよう。したがって、史跡を本来の姿で保存し後世に伝えるためには、国または地方公共団体による土地の買い上げを推進していくことが不可欠の条件となっている。

このため、第1節で述べたとおり、昭和33年度から史跡の重要性、緊急性を考慮して重点的に土地の買上げの助成を行なってきたが、開発の進展と土地利用の増大にかんがみ、今後は公有化をいちだんと促進する必要がある。

昭和45年度以降においては、全体計画としては民有地の約32パーセントにあたる1,230ヘクタール(約372万坪)を公有化することとし、このうちさしあたり緊急を要する843ヘクタール(約224万坪)の買い上げを昭和45年度から10年計画で行なうこととしているが、この緊急を要する分だけでも、総額約600億円、国庫補助額約330億円を必要とするので、この施策は最重点として推進しなければならない。

土地の公有化とともに、史跡の保護にとって重要なことは環境整備である。戦前における史跡の整備は、端的にいって国指定史跡であることを示す堂々たる石の標柱を建てるなど、顕彰的な形をとったものが主であった。整備も指定に前後して結成された保存会や青年団、婦人会等による清掃美化という形をとって行なわれ、それも現状の地形、地貌などにできるだけ手を加えないという凍結保存の基本にたっての上であった。

しかし、土地利用の集約化がますます進む現況にあっては、戦前のような顕彰的な整備や感傷的な放置では、もはや史跡そのものの保存が危うくなってきており、そのため、第1節で述べたとおり、従来からも努力を重

ねてきているところであるが、今後さらに積極的に環境整備事業を促進す る必要がある。

# 5. 主要遺跡の保存

#### (1) 平城宮跡の保存

平城宮跡は、藤原京から長岡京に遷都するまでの奈良時代、7代75年間 の帝都である平城京の大内裏の跡であり、特別史跡に指定されている。

指定地面積は約124~クタールであるが、このうち東院地区約21.8~クタールは、国道24号バイパス建設に先だつ発掘調査の結果発見されたもので、このためバイパス予定路線を変更してその保存を図ることとなり、昭和45年5月追加指定されたものである。

宮跡は、昭和30年度かち奈良国立文化財研究所により発掘調査が行なわれているが、昭和38年度平城宮跡発掘調査部が同研究所に設置されてから、発掘調査はいちだんと進展し、昭和44年度までに約21.8ヘクタールの発掘を行ない。学術上にも幾多の貴重な貢献をもたらした。

発掘調査と並行して、昭和38年度から国費による宮城内の土地買い上げ、家屋移転が行なわれ、現在までに約73.5~クタールを買収し、東院地区を除き、必要な範囲はほぼ完了した。この他、遺構の覆屋建設、建物等の模型製作、水路改修、宮域内整備が行なわれ、また、収蔵庫・展示室も完成した。昭和45年から史跡地の整備事業を含めて、国が全域の管理整備を行なうこととなったが、今後は全域を遺跡博物館的形態として整備することが考えられている。

平城宮跡の保存については、全体の保存管理計画、整備計画等が今後の 大きな問題であるが、ことに東院地区の土地買上げは所有者との関係など から緊急を要する問題である。

#### (2) 飛鳥藤原地域の保存

飛鳥藤原地域は、6世紀から8世紀初頭にわたり、わが国が仏教その他の大陸文化を受け入れ、大化改新、壬申の乱を経て、大宝律令に象徴される律令国家をはじめて形成した地域である。したがってこの地域には、宮跡・都城跡・寺跡・天皇陵・古墳・由緒地等が数多く存在し、またかって万葉集にうたわれた風土が、いまだ随所に残されている。

現在,この地で史跡に指定されているものは,藤原宮跡,山田寺跡,石舞台古墳,本薬師寺跡の特別史跡4件および飛鳥寺跡,中尾山古墳等史跡11件,計15件で,このほかに存在の明確なものとして,宮跡14,寺社跡21,陵墓および古墳8,おもな由緒地14,計56件の遺跡が数えられる。

ところが、近年この地域が大阪のベッドタウンとして発展し、大規模な 宅地造成が行なわれ、この地域の文化財の保存上重大な問題となってき た。したがって、これらの文化財を早急に保護する必要がある。この場 合、実際上遺跡は連続重畳して存在し、かつ周囲の歴史的環境と一体化し ているので、これらを含めて一定地域保存を図らなければならない。ま た、藤原京と飛鳥京は本来一体的のもので、保存区域としては飛鳥地域と 藤原宮跡および京域の一定部分を対象とするのが至当である。

このような広域保存を図るためには、その地域内に住む住民の生活の安定策を考慮する必要があり、そのためには土地買い上げ、規制に伴う補償等を行ない、この地域の文化財の保存と活用に住民が積極的に協力しうるよう措置する必要がある。また、この地域の遺跡の解明に努めるため、発掘調査体制を画期的に整え、その成果に基づいて順次遺跡を整備するとともに、地域全体の保存整備のための諸施策を一体的に行ない、国民がひろく活用できるようにすべきである。このような方途を実現するためには、現行関係法の有機的活用や適切な予算措置が必要であるが、一方特別な立

法についても検討する必要があろう。

飛鳥藤原地域の保存を図るためには、なお今後にいくたの問題を残しているが、国民の心のふるさを末ながく後世に残すという大きな意義に着目して、高い見地と長期的な見とおしをもって、この問題に対処する必要がある。

#### (3) 大宰府跡の保存

大宰府は、古代を通じて西海道諸国の統轄と大陸通交の拠点としての役割をあわせもち、中世、その機能は鎮西奉行・鎮西探題等として存続した。この間、ほぼ600年にも及んでいる。

昭和41年,特別史跡大宰府跡の追加指定とあわせ,これだ隣接する学校 院跡,観世音寺および子院跡の指定が文化財保護委員会において決定され た。その結果,大宰府地区史跡は大宰府跡の約12へクタールから約122へ クタール(約37万坪)に達するにいたった。大宰府には,このほか特別史 跡大野城跡・特別史跡水城跡・史跡第前国分寺跡が群在することはいうま でもない。

しかるに、この地区は福岡市の近郊として各種開発事業の波及が著しくかつ、地域が広大で住宅地区を含むことなどから指定が難航したが、昭和45年9月に官報告示を行なった。この際、保存管理計画等を策定したが、今後は土地買い上げの予算増額に努力し、発掘調査組織の増強および全体的かつ具体的な環境整備計画の立案が必要となっている。

# (4) 多賀城跡の保存

多賀城は、古代の蝦夷経営の拠点として、陸奥鎮守府、陸奥国府が併置され、奥州の政治・軍事の中心となったところで、中世にも奥州北島氏の治所となった。西の大宰府とならぶ重要な史跡である。大正11年、城跡地域約88~クタールの史跡指定後、寺跡の追加指定、特別史跡昇格をへて、

現在指定地の面積は約93~クタール(約28万坪)に達している。

土地買上げは昭和38年度から、環境整備は昭和41年度から行 なって おり、まず寺跡の整備を完了し、滅跡の整備に入った。発掘調査は、昭和44年度からの5か年計画が進められているが、現状変更規制、土 地 買い上げ、環境整備についてはこれらを総合した計画が必要である。

#### 6. 天然記念物の調査と自然保護体制の整備

各種開発の進展によって、スペース需要が高まってくると、開発および 保護計画上の調整が要請される。その基礎資料として、現存の資源の分布 を知ることは不可欠の要素であるが、従来わが国にはこのような全国的な 資料は全くなかった。

文化庁が企画し、都道府県教育委員会が全国同一の調査方法で昭和42年度から5か年計画で実施している天然記念物緊急調査は、このような見地から全国の現存植生と主要動植物分布状況を調査しているもので、調査の終わったものから20万分の1縮尺による「全国植生図および主要動植物地図」を刊行している。

この調査から、たとえば青森県および神奈川県における自然林(草原、湿原を含む。)の面積および全県面積に対する割合をみると、青森県2,630平方キロメートル、29%、神奈川県58平方キロメートル、2.5%であり、わが国に残された自然がすでにきわめて少ないことが知られる。

したがって早急に調査を完了し、これらの基礎資料をふまえて学術上要請される自然を全国にわたって検討し、わが国における自然の代表的地域が失われることのないよう保護する必要がある。また、自然保護に関する調査研究機関を設置するなど保護体制を充実し、基礎的な調査研究、保護増殖に関する調査研究を推進することが要請されている。

# 第 4 章 文化財の公開・活用

第1節 公開・活用の意義と公開のための施設

#### 1. 公開・活用の意義

文化財は、日本人が長い歴史の間において、その民族的特性と風土的特性により生み育て、あるいは伝えてきた貴重な国民的財産である。したがって、これを将来にわたって長く保存するとともに、国民の文化の向上に資するため、その活用を図る必要がある。

文化財の活用は、所有者によって秘蔵されているものをできるだけ多くの人に公開すること、荒廃のまま放置されている文化財を修理復旧しあるいは整備して広く一般の利用に供すること、また、あちこちに散らばっていて一点一点ではあまり価値をもたないものを広く収集し、体系的に展示して、そこに新しい意義を付与すること等があり、これらの活用は保存と同じように積極的、計画的に推進されなければならない。

文化財保護法第4条に「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴 重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存する こととともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなけれ ばならない。」ことを規定して、文化財の保存と活用をはかるために所有者 等の理解ある協力を期待している。

文化財の活用のもっとも一般的な方法として公開があるが、文化財のうちには、社寺の信仰の対象であったり、個人所有者の秘蔵の宝であったりするものが少なからずあり、公開上の難点となっている。また、文化財は

一般にき損しやすいものが多いから、公開にあたっては特に慎重な配慮が必要である。ことに過度の公開による損耗、き損はもっとも憂慮されるところで、国宝、重要文化財である美術工芸品の一部に公開制限を加えているのもこのためである。また、特に重要な美術工芸品、建造物、古墳等の模写、模造または模型製作等を行なっているのも一つにはそれらの保存と活用の両面に資するためである。映画、写真等の複製品による公開も広い意味での活用につながるが、これらの場合も撮影の際文化財が損耗することのないように十分な配慮を払わなければならない。

文化財の公開,活用には,教育的,学術的,文化的その他いろいろな面があり、最近はとみに観光の面からの利用がさかんである。文化財は単なる鑑賞の対象として終わるものではなく,ながい将来にわたって活用すべきものであることに思いをいたして,これを理解し、愛情をこめて守らなければならない。目さきだけの利用にとらわれて、将来を考えない活用は真の活用とはいえない。文化財にあっては、保存即活用であり、活用即保存でなければなならい。

また、文化財は今や一国、一国民だけのものではなく、外国の文化財を 日本で公開すると同じように、日本の文化財を外国において公開すること も、文化の国際交流の立場から大きな意味をもつ。また、国際間で博物館 の資料等を交換することも、文化財の国際的活用として重要な意義をもつ ものである。

#### 2. 公開のための施設

文化財の公開のための施設は、郷土資料館的なもの、社寺の宝物館的な もの、学校や会社の付属資料館的なもの、先賢の遺品記念館的なもの、城 郭内の陳列館的なもの、名所旧跡地内の資料陳列館的なもの、遺跡地内の 出土品の展示館的なもの等多種多様で、また、その設置者、施設、資料等も多様である。このほか最近は史跡そのものを整備して史跡公園的なものとして一般に公開し、あるいは民家その他の建造物を1か所に集めて野外建築博物館的なものとすることも各地で進められており、また、建造物、庭園、天然記念物等そのものを一般に公開しているものもあり、文化財の公開のための施設は広い意味では限りなく広がる。

しかし、これらの施設の中には、施設設備、資料、展示方法、教育活動、その他一般との結びつき等の点において十分でないものもみられ、なかには施設そのものが老朽化して使用にたえず、資料もほとんど活用されず存亡の危機にさらされているものもある。また、一般的に美術工芸品の公開施設は比較的整備されているが、歴史資料等の公開施設は、体系的な収集展示を含めて、整備がきわめて不十分である。

主たる公開施設としては、東京、京都、奈良にある国立博物館、公立の博物館、美術館および私立の美術館があるが、これらはいずれも美術工芸品等を中心とするものであるので、歴史資料等を中心とする本格的な博物館等の整備が望まれる。

# 第2節 美術工芸品の公開

# 1. 博物館・美術館等における公開

美術工芸品の公開は,一般的には国立,公立の博物館,私立の美術館, 社寺の宝物館等において行なわれている。

東京,京都,奈良の各国立博物館ではそれぞれ文化財の陳列を常時行なっているほか,とくにテーマを設けて特別展覧会を開いている。各館に展示される文化財は各館所蔵の国有品のほか,社寺等から寄託をうけて保管

しているもの、文化財保護法の規定に基づき文化庁長官が所有者(主として社寺)に出品を勧告し、あるいは所有者からの出品の申し出を承認する ことにより出品されているもの等に区分される。現在各国立博物館の文化 財保管状況を示せば第 15 表のとおりである。

第 15 表 国立博物館の文化財保管状況

(昭和45年3月31日現在)

館有品	勧告承認出品	寄託品	計	
83, 181	163	2,656	86,000	
(445)	(163)	(515)	(1,123)	
2,631	203	4,394	7,228	
(72)	(203')	(546)	(821)	
1,213	178	3,168	4,559	
(28)	(178)	(1,448)	(1,654)	
87,025	544	10,218	97,787	
(545)	(544)	(2,509)	(3,598)	
	83, 181 (445) 2,631 (72) 1,213 (28) 87,025	83, 181 163 (445) (163) 2,631 203 (72) (203) 1,213 178 (28) (178) 87,025 544	83, 181 163 2,656 (445) (163) (515) 2,631 203 4,394 (72) (203) (546) 1,213 178 3,168 (28) (178) (1,448) 87,025 544 10,218	83, 181 163 2,656 86,000 (445) (163) (515) (1,123) 2,631 203 4,394 7,228 (72) (203) (546) (821) 1,213 178 3,168 4,559 (28) (178) (1,448) (1,654) 87,025 544 10,218 97,787

(注) かっこ内は国宝・重要文化財の件数

公立博物館は、県立、市立を合わせて現在約 50 館があるが、私立の博物館等が財団や宗教法人を母体として、自ら所有する美術品を中心に公開を行なっているのにくらべて、公立の博物館は他からの出品に依存するものが大半で、古文化財のほか、現代美術その他の展示をあわせ行なっているところが多い。ただし、大阪市立美術館および鎌倉国宝館は、国の勧告・承認制度によって出品された国宝・重要文化財を公開する施設として特別な役割を果している。

私立美術館は、創立者のコレクションを母体としたものが多く、創立者の好みを反映した特色ある展示を行なっているところが少なくない。 現在, 29 館の私立美術館が526 件の国宝・重要文化財を所有し、一般に公開している。

このほか,多くの社寺には宝物館がある。これらの施設はそのまま公開

施設として利用されており、実態は私立美術館に近いものといえよう。

#### 2. 臨時施設における公開

主として新聞社等の主催によりデバートその他の臨時施設で行なわれる 公開は、東京、大阪などの大都市をはじめ全国各地で年間を通じてひんば んに行なわれており、国への国宝・重要文化財の公開許可申請のあった展 覧会のみでも年間 50 回をこえ、大衆動員の 点からその実績は高く評価さ れている。

しかし、臨時施設での国宝・重要文化財の公開は、出品物の保管、防災、会場の設営等の点で必ずしも万全とはいえないので、今後は博物館の整備の促進を図り、臨時施設における公開については縮減を図る必要がある。

#### 3. 国宝・重要文化財の公開の制限

国宝・重要文化財の公開は、前述のとおりきわめて大切なことで奨励されなければならないが、一方、文化財とくに国宝・重要文化財は貴重な国民的財産であり、また一般にき損しやすいものが多いので、公開にあたっては慎重な配慮が必要である。

このため、国宝・重要文化財について公開許可の制度と公開取扱注意品目を定めその保護につとめている。すなわち、国宝・重要文化財を所有者以外の者が公開するときは文化庁長官の許可を要することになっており、出品される物件が1都道府県区域内に所在し、かつその区域内の場所で公開される場合に限り当該都道府県教育委員会に公開許可の権限が委任されている。最近、この公開許可による国宝・重要文化財の公開回数は年間120回程度、出品件数は1000件前後である。

また、国宝・重要文化財の公開を許可する際は、それらの損耗老化をできるだけ防ぎ、安全な環境とふさわしい施設で公開されるよう「公開取扱注意品目」を定め、それらの取り扱いに慎重を期している。現在この対象となっているものは、第1類(取り扱い上危険がきわめて大きいため現在地からの移動を制限するもの。)、第2類(破損、退色、はく落の危険があり、材質のぜい弱等の理由により公開日数等を制限するもの。)を含め、計567件である。

#### 4. 海外展

諸外国において日本文化に対する関心が高まるにつれて,各種の日本古 美術展が世界各国において開催されるようになり,その数も年を追って増 加してきている。

このような海外展は、国際文化交流、国際親善およびわが国文化財の真 価を各国民に認識させる上で寄与するところが大きく、文化庁としても、 可能なかぎり各国の要望にこたえるよう努力している。

戦後、指定文化財が出品された主要な展覧会は、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、オランダ、イタリア、西ドイツ、ソ連、スイス等 10 か国、37か所で行なわれており、出品された国宝・重要文化財は 532 件に及んでいる。

# 第3節 建造物・記念物の活用

# 1. 建造物の活用

指定建造物のほとんどは、現に宗教活動や社会活動の場として、または 個人の住居として使用されているのが通例である。 宗教建造物や公共建造物については、文化財の保存に支障のない範囲内で可能なかぎり室内の公開も奨励すべきである。しかし、観覧者の増大が建造物の保存、管理面から不適当とみられる場合も少なくない。この点は、今日では所有者、管理者の自主性に依存しているが、今後は維持保存の見地から入場定員を定めるなど、よりいっそうの自覚と注意がのぞまれる。また、個人住宅のような場合には、室内の公開はそれほど簡単ではないので、公開・活用という面からいえば、管理を地方公共団体に移すことが適当と思われる。

元来、建造物は建てられたその場所に保存されてこそ歴史的意味がある。しかし、周囲の事情でどうしてもやむを得ない時には、移築して保存するということも考慮される。このような場合は、一定の地域に野外博物館を設けて、そこに移すことは公開・活用の面でも新しい分野を開くことになる。横浜市の三溪園や豊中市の日本民家集落、川崎市の日本民家園、また犬山市の明治村などは、そのような施設として顕著な実例である。

## 2. 史跡等の活用

建物, 墓などのように視覚的に把握が容易な史跡については, 標識, 説明板の設置等の間接的な整備によって公開・活用の機能を果たすことができるが, 遺構が地下に埋蔵されている場合や, 地上にあっても樹木, 雑草等におおわれほとんど見えないような史跡にあっては, 雑木, 雑草の除去や地下遺構の復原等の直接的な整備を行なわないと十分な公開, 活用の機能を果たすことができない。この場合, 発掘調査に基づく遺構そのものの復原的整備や遺構周辺の環境の整備が必要になる。特に史跡等と周囲の歴史的環境をも含めて広域にこれらの事業を実施しているのが「風土記の丘」の事業であり, これは資料館の建設や民家の移築なども含むもので、

今後はこれらの活用が大いに期待される。この種の環境整備事業をさらに 積極的に推進し、国民の歴史の理解に資することが必要である。

# 第4節 模写・模造・模型の製作

文化財の中には、諸種の事情により公開活用の困難なものがある。たと えば、

- (1) はく落、損傷の度が年々進んでおり、修理によっても自然の損耗を完 全には防止し得ないもの
- (2) 構造がぜい弱であったり、退色や損傷のおそれがあったりして、現在 地よりの移動や公開がむずかしいもの
- (3) 信仰上の理由により、あるいは一般には見にくい場所に置かれていて、移動や公開を望みえないもの

等がそれで、これらは学術研究の上でも、一般公開の上でも活用の利便に 乏しい。そうでなくても、文化財は一般にどんなに大切に扱っても年とと もに老化しあるいは損傷して、現状よりも悪い状態になることはさけられ ないものであるから、これらの現状を模写・模造・模型等によって正確に 記録し、将来に残すとともに、一般の公開に資する必要がある。

ことに美術工芸品の場合は、展覧会等に出品するたびに多かれ少なかれ 損耗をきたすことが憂慮され、中でも、一般に関心の高い有名品は公開の 回数が多く、損耗の度合いも大きい。また、特に損傷の危険の多いものや 構造上移動不可能なものについては公開の制限を行なっているが、これら に対する公開の要請はひときわ高い。したがって、このようなものについ ては模写・模造をつくり、現物に代えて公開することが絶対に不可欠であ る。 また、建造物の場合は上記のような公開に資するほか特別な意義がある。すなわち、建造物は必ずしも創建当初のままの形態を保っているとはいいがたく、たとえ文化財としての復原修理が行なわれたとしても、完全な復原がなされる場合はきわめて少ない。模型の場合はこれを完全に行なうことができ、学術資料として重要な意義をもってくる。また、建造物に施される建築彩色は退色あるいは剝落が著しく、当初の彩色をとどめているものはまれである。したがって、これらの彩色の現状の記録をとるとともに、当初の彩色の復原模写を行なうことは記録保存の重要な手段であるばかりでなく、彩色技術の保存にも役立つ。技術の保存や修理技術の継承の点では模型の製作や美術工芸品の模写・模造についても同様のことがいえるが、特に将来木造や塑造の仏像等の模造事業が行なわれるようになれば、この面に大いに資することが期待される。

また、わが国の古墳の中には、装飾古墳と呼ばれ石室の壁面等に絵画などの描かれているものがある。その大部分は顔料で人物、動物、器物、幾何学文様等を描いたものであるが、それらが年々人為的にまたは自然に退色しているので、その保存対策の一つとしてこれらの壁画の現状模写を行ない、最近は一部復原模写も実施している。

以上のような模写,模造,模型製作事業を文化庁では建造物については 昭和28年度から,美術工芸品について昭和29年度から,装飾古墳につい ては昭和30年度から,それぞれ継続して実施し,昭和44年度までに法隆 寺金堂など建造物模型16棟,浄瑠璃寺三重塔など建築彩色模写27面,富 貴寺大堂の壁画など美術工芸品模写122面,石上神宮の七支刀など模造8 件,日岡古墳など装飾古墳の壁画模写69面,その他を作製した。これら の完成品については,東京国立博物館その他数か所で一括展示したほか, 機会あるごとに公開や研究の資料として活用を図っているが、将来は、建 設準備 が進められている国立歴史民俗博物館や国立博物館で常時陳列し、 一般の利用に供することも考えられている。

## 第5節 当面する問題

#### 1. 博物館の充実

今日,公開施設として重要な地位を占めている博物館の中には,建物,設備,収蔵資料とも創設当初のまま旧態依然で,今日のように,過去のものに対して新しい角度からこれを今日的にいかす要請が強くなされている時代においては、これに対応することができないと思われるものもある。

東京、京都、奈良の各国立博物館では、昭和33年度以来ようやく施設 設備の再整備に着手し、最近にいたりその整備計画も完了に近づきつつあ る。また近年は各地においても、地方公共団体等によって近代的な施設設 備をもった新しい博物館がかなり多く建設されている。しかし、これらの 多くは施設はあっても、そこに陳列する収蔵資料に乏しく、その本来の機 能を果たしていないものもないとはいえない。今後は、展示資料の充実と 展示方法の改善、工夫が望まれるところである。

# 3. 国立歴史民俗博物館の建設

明治以来わが国の博物館にあってその中枢的使命をもった東京国立博物館は、はじめ歴史博物館としての性格をも有していたが、昭和13年、歴史部門をはずして美術品を中心とした博物館として性格を変え、京都および奈良の国立博物館も東京の場合と同様、美術博物館的性格をもって今日に至っている。

国民が正しく国の歴史を理解し、文化の向上をはかる上において、国の

歴史の発展と国民生活の変遷のあとを歴史資料、民俗資料等の具体的資料 によって把握できるような施設を整備することは現下の急務である。

また最近の経済の高度成長に伴う開発や急激な社会経済的変動によって、歴史資料、民俗資料等が散逸、消滅、海外流出等の危機にさらされている。したがって、これらの資料を国家的規模においてすみやかに収集、保管し、かつ利用に供する必要がある。

昭和41年,総理府に設置された明治百年記念準備会議において,明治百年記念事業の一つとして「歴史民族博物館」の建設が採択されたのを機として,文化庁では昭和42年度から歴史民俗博物館の調査費を計上し、国立歴史民俗博物館の設立準備を進めているが,その早期実現が強く望まれている。

#### 3. 地方歴史民俗資料館の整備

最近は、各種開発の急速な進展と生活様式の急激な変ぼうに伴い、その 地域の特色を示す貴重な歴史資料、生活を物語る民俗資料、あるいは発掘 調査によって出土した考古資料等がつぎつぎと散逸または滅失して惜しま れている。そこで、これらを収集、保管して保存をはかるとともに、それ を公開して住民の郷土の歴史と文化に対する認識の向上に資するため、各 地で歴史民俗資料館を建設する動きが最近特に顕著である。

これらの歴史民俗資料館の設置の 促進を図るため、昭和 45 年度から国庫補助の道が開かれ、すでに福岡県立九州歴史資料館等の建設が進められているが、これら資料館の設立のための助成をさらに拡大する 必要 がある。地方におけるこれら大小の歴史民俗資料館は、目下設立準備がすすめられている中央の国立歴史民俗博物館と提携することにより、資料の全国的規模における活用が期待される。

# 第5章 無形文化財の保存および活用

# 第1節 無形文化財の指定・選択

無形文化財のうち、芸術上特に価値の高いものや歴史上特に重要な地位を占めるもの、あるいは芸術上または歴史上価値が高く、かつ地方的または流派的特色が顕著なもの等を重要無形文化財に指定し、その保存を図っている。

重要無形文化財はいずれも人によってあらわされるものであるから、これらの「わざ」を重要無形文化財に指定すると同時に、それらの「わざ」を現実に最高度に体現できる人、あるいはそれらの「わざ」を体得し、かつ、これに精通している人を、当該重要無形文化財の保持者として認定している。また、個人の「わざ」の集合体として、総合的な演技、演出または製作過程等を経て、はじめて重要無形文化財としての価値をもつものについては、それらの「わざ」を構成する人々を一括して保持者として総合認定するか、またはその代表者を保持者に認定している。

さらに、重要無形文化財以外の無形文化財で、わが国の芸能または工芸技術等のうち、その変遷の過程を知るうえに貴重なものについては、これを「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択し、これらについて記録の作成や公開の補助等の措置を行なうこととしている。

この指定と選択の制度は、昭和29年に定められたが、現在、芸能および 工芸技術の重要無形文化財として指定され、また、今日までに記録作成等 の措置を講ずべき無形文化財として選択されたものは、第16表のとおり である。

国は、これらの保持者が「わざ」の維持向上と伝承者の養成に努められるよう、その必要経費の一部を助成する特別助成金を昭和39年度から重要無形文化財保持者(各個指定)に交付している。

第 16 表 無形文化財指定·認定・選択件数 昭和 45 年 8 月 31 日現在

-	区分		重要無刑	沙文 化 財		選択無形
		各 個	指 定	総合	指 定	文化財
種	別	指定件数	保持者数	指定件数	団体数	選択件数
	(雅 楽	件	S	件 1	団体	件 0
芸	能楽		9	1	1	0
K	文楽		2	1	1	0
	歌 舞 伎		5	1	1	2
	音 楽	8	11	0	0	20
	舞踊	. 2	2	0	0	0
能	民俗芸能	0	0	0	0	34
	小 計	20	29	4	4	56
	陶芸	5	5(4	) 0	0	13
	染織	12	14 (13	) 3	3	. 9
I	漆 芸	3	4	0	0	6
芸	金 工	4	4	0	0	3
	木 竹 工	2	3	0	0	0
技	人 形	2	3	0	0	1
術	手 漉 和 紙	2	2	2	2	0
	その他	0	0	0	0	5
	小 計	30	35 (33	) 5	5	37
É	合 計	50	64 (62	) 9	9	93

(注) 工芸技術の陶芸および染織の保持者の中に、2件を兼ねる者が各1人いるので、() 内に実人員を示した。

# 第2節 伝承者の養成

無形文化財の保存を図るには、単に保持者の「わざ」の保存を図るだけではじゅうぶんでなく、その「わざ」が人から人へ伝えられ、継承されていくことが必要である。この意味から、伝承者の養成が最も緊急かつ根幹をなすものである。

しかしながら、無形文化財の伝承者養成の一般的状況は必ずしも楽観を 許さない状態である。その原因としては、一つには最近における社会の変 遷や経済的変動により、保持者が「わざ」を保持することが経済的にも著 しく困難になってきていることと、もう一つには、伝承者の養成に内弟子 制度、徒弟制度、さらには世襲制度等の閉鎖的傾向が見られることがあげ られる。

このような状況を打開し、より科学的、合理的方法によって伝承者の養 成を行なうため、国庫補助事業による養成事業を実施しているが、その状 況は次のとおりである。

# 1. 芸能

能楽については、三役の養成を中心に、東京、京都、大阪の3か所において毎年継続して能楽伝承者養成事業を実施し、かなりの成果を収めている。

文楽については、昭和38年度から財団法人文楽協会が発足して文楽の 諸事業を受け継いでおり、養成事業についても現在同協会が実施している が、研修生となる新人はきわめて少なく、今後いっそう適切な対策が必要 と考えられる。 歌舞伎については、昭和40年度以来、社団法人伝統歌舞伎保存会によって若手の既成俳優の資質の向上を主眼として幹部俳優による指導が行なわれてきたが、昭和43年度かららは国立劇場が主として同劇場出演の若手俳優について基礎技芸の研修を実施することになり、さらに昭和45年度からはこれと併行して、両者協力により、募集に応じた新人10人に対する組織的、計画的な養成事業を開始するに至った。

邦舞については、超流派的に設立された社団法人日本舞踊協会が主体になって昭和38年以来古典舞踊伝承者養成事業を行なっているが、邦楽については現在国庫補助事業は行なわれていない。邦楽は、一般的にみて、劇場音楽としての長唄、清元、常磐津等は今日でも需要が相当あるところから、各師匠がそれぞれ後継者を養成しているが、劇場音楽以外の邦楽は、箏曲のように一般的なものは例外として、伝承者はきわめて限られた人たちが研究しているにすぎない。また、一中節、河東節、宮薗節、荻江節、富本節等のいわゆる古曲は、昭和37年に財団法人古曲会が設立され、定期的な養成事業を実施しているが、種々の制約があるようである。なお、長唄、箏曲については、東京芸術大学で一部養成事業が行なわれている。

なお、雅楽は重要無形文化財に指定されているが、その保持者は宮内庁 式部職楽部の部員であって、公務員としての職務と定員に基づいているの で、これは特殊な場合である。

#### 2. 工芸技術

伊勢型紙については、鈴鹿市教育委員会が事業主体となり、中堅の技術者 15 名に、保持者の指導により高度の専門的技術を修業させ、研修会を開き、小千谷縮・越後上布については、小千谷縮布・越後上布技術保存会が中心となり、当面緊急に養成を要する苧うみ技術について、新潟県下関

係6地区で講習会を開いている。また,久留米絣については,財団法人久 留米絣技術保存会が主体となって,年間約200反を製織させ,かつ技術講 習会を開いて,技術の保持と伝承に努めている。彫漆については,香川県 漆芸研究所において彫漆,きんま,存清等の技術について,中幹クラスの 研究生を養成してきたほか,工芸高校定時制との産学連携による初級技術 者の組織的教育を行ない,また,蒔絵・沈金については,輪島市漆芸技術 研修所において,保持者を含む最高度の講師がすでに基礎技術を有する者 の中から選考された研修生に体系的な教育を行なっている。

なお社団法人日本工芸会は、重要無形文化財に指定された工芸技術のう ち毎年技術数件を選び、重要無形文化財保持者等を講師として専門作家を 対象とするきわめて高度な研修会を行なっている。

以上のほか、工芸技術の各分野の技術保存上特に必要な資材、用具等の 製作技術がより急速に衰亡の一途をたどっていることも見のがしがたいと ころで、その保存措置も合わせて考慮しなければならない。

# 第3節 公開および記録等の保存

## 1. 公 開

無形文化財の公開事業は、無形文化財に対する鑑賞の機会を増し、その 理解と認識を深めて、国民の間に広く支持層を増加させるという効果があ るが、現在のように一般国民の生活のなかで無形文化財の占める領域が量 的に減少しているときに、この種の公開事業を強力に推進させていくこと は、その保存上特に必要である。

さらに、無形文化財公開は、それ自身、直接的に技の練磨、研究に結び つき、また、公開を通して伝承者の養成に役立つ点において、きわめて重 要な保存手段ということができる。すなわち、工芸技術の場合は、わざの発現の結果としての作品の展示が主になるが、これが伝承者に対する刺激となるとともに、この作品を製作する過程における意欲、研究は、もっとも直接的なわざの練磨となる。また芸能の場合は、わざの発現の結果が有形のものとして残らないので、その公開は、保存と直接結びついて、技の練磨と同時に伝承者の実地教育ともなり、伝承者養成に占める効果も大きい。このため、国においても必要に応じてその公開に要する経費を補助し、公開事業の奨励を行なっている。

#### (1) 芸能

芸能の公開については、後に述べるように昭和41年度国立劇場が設立され、多くの伝統芸能が国立劇場の主催公演として実施されるに至ったことは画期的な進展である。しかしながら地方における公開も重要であるので、雅楽の地方公開や毎年全国5地区ごとに実施するブロック別民俗芸能大会については、現在も補助事業として関係都道府県の協力を得て実施している。民俗芸能については、他に中央の民俗芸能大会にも補助しているが、最近、国内各地に散在している民俗芸能が社会的経済的理由から衰亡の危機にひんしつつある現状にかんがみ、昭和45年度から新たに民俗芸能を記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として選択し(昭和45年度34件)、その現地における公開に要する経費について補助金を交付することになった。

なお、近年は海外においてもわが国の伝統芸能に対する理解と関心が高まり、戦後、能楽、文楽、歌舞伎等の海外公演が目だって多くなっている。昭和44年度までにアメリカ、ヨーロッパ、ソビエト等で行なわれた公演は、能楽11回、文楽3回、歌舞伎9回であるが、これらの公演を通じてわが国の伝統文化の紹介と国際親善に寄与している点は高く評価され

430 Th

#### ※(2) 国立劇場

国立劇場は、主として伝統芸能の公開 その他の 事業を 行なうことにより、伝統芸能の保存と 振興を図ることを 目的として 設立されたものである。特殊法人国立劇場がその運営に当たり、昭和 41 年 11 月施設完成と同時に開場した。

同劇場は、大劇場で歌舞伎を、小劇場では文楽を中心に各種の伝統芸能を上演するとともに、伝統芸能に関する調査研究、資料の収集等を行ない、また伝統芸能の伝承者(特に歌舞伎)の養成を進めている。なお、その劇場施設を一般の利用に供することも行なっている。

昭和44年度における自主公演事業は、歌舞伎9公演(延べ234回上演)、 文楽4公演(延べ101回上演)、その他邦舞、邦楽、雅楽、平曲、声明、 民俗芸能、琉球芸能、歌舞伎教室、文楽教室、青年歌舞伎祭であった。な お、国は公演事業費以外の運営費を補助している。

#### (3) 工芸技術

工芸技術の公開としては、日本伝統工芸展、日本伝統工芸秀作展等を毎年開催している。前者は、わが国伝統工芸の保護育成を趣旨とする公募展で、東京都ほか8都市において開催され、後者は、過去15年間にわたって国が購入した重要無形文化財保持者等の作品を中心に、前記の日本伝統工芸展の開催地以外の都市で、4~5会場を巡回展示するものである。

また、昭和38年度にオランダおよび西ドイツにおいて開催された「日本伝統工芸展」は、この分野では初の海外進出であったが、わが国伝統工芸の系譜を示すものとして非常な好評であった。今後も継続して海外展の実施が要望されている。

以上のほか、伝統工芸の部門別あるいは地域別の展覧会も開催されるな

ど、工芸作家ならびに一般国民の伝統工芸に対する認識もようやく深まり を見せている。

#### 2. 記録等の保存

伝承者養成とともに、無形文化財の記録を作成することも急務の一つである。それは「わざ」の研究、再現の資料として欠くべからざるをものであるが、保持者が死亡すれば「わざ」は永久に消え失せるので特に重要な意味をもつ。芸能においては映画による記録、テープ・レコード等による録音、舞型・音譜・衣装等の写真・文書による記録等、工芸技術にあってはその典型とすべき材料、工程見本、用具および完成見本を調整するとともに作品ならびにその製作工程を示す映画、写真、図面および文書の記録等の製作、保存、活用等が行なわれているが、映画による記録はまだ不充分な状態にある。また、民間においても、無形文化財に関する記録を作成したり、あるいは無形文化財の保存に必要な諸種の資料が散在しているので、これらの資料を収集して保存する措置を講じるとともに、各種の展覧会等からすぐれた伝統的な工芸作品を資料として購入している。

# 第4節 当面する問題

## 1. 指定・認定の制度

現行制度では、指定された重要無形文化財の保持者が死亡などにより一人もいなくなると、自動的に当該重要無形文化財の指定も解除されることになっている。しかし、指定が解除されれば、伝承者養成等の法的、制度的根拠が失われることになるので、このような場合でも指定は存続して、当該重要無形文化財の保存伝承をひきつづき根拠づけることができるよう

にするべきであるとの声が高い。そのためには,現在重要無形文化財の指定と保持者の認定が不離一体となっている制度を改める等,指定,認定の制度について検討する必要がある。

なお、無形の文化的所産で、わが国にとって歴史上または芸術上価値の 高いものは、芸能、工芸技術以外にも多種多様に存することが考えられる が、これらをどのようにして保存するかについては慎重に検討すべき問題 である。

#### 2. 伝承者の養成

伝承者の養成については、第2節に述べたように、徒弟的教育ないしは 研修会形式を主体とした各種の方法を講じているが、社会情勢の変化や青 少年の動向にかんがみ、それらの方法と並んで将来の方法としては、より 組織的、より体系的な養成事業を確立する必要がある。すなわち、広く専 門研究家等が参加して確立した無形文化財各部門のカリキュラムを中心と して、長期にわたる養成事業を推進しなければならない。その点では、国 立劇場および輪島市漆芸技術研修所の教育の成果に大きな期待が寄せられ る。

芸能の伝承者養成については、歌舞伎、能楽の特に日の当たることの少ない囃子方の養成が、今後緊要な課題と考えられる。また現在文化庁で調査中の用具(楽器、衣装等)の製作修理技術について早急に適切な措置を講ずることが期待されている。

## 3. 地方における芸能および工芸技術の調査・保存

無形文化財の中には、一般にもよく知られ、比較的よく調査されている ものもあるが、しかし地方におけるものの中には流派的、歴史的な価値の ある貴重なものが少なくないので、これらについては特別の調査が必要で ある。

芸能では、民俗芸能、声明、盲僧琵琶のほか、芸能用具(楽器、衣装、かつら、小道具等)の製作者および修理技術者について現地調査を進めている。また、地方における工芸技術についても、近年各地で衰滅、変ぼうの一途をたどっているものが少なくない。すでに手すき和紙、かすり技術、陶芸、漆芸等の技術について全国的な調査を実施したが、今後は染織、金工技術等に及ぼすとともに、さらにそれらの材料や用具についても調査を進める必要がある。これらの調査結果は今後の保存措置を講ずるための基礎資料となるものである。民俗芸能は、全国に2万余も遺存すると考えられるが、近時の急激な社会的経済的変容等のため消滅し、あるいは観光ブームにのってその純粋な伝承が失われるなど、きわめて心配される状態に立ち至っている。このため、文化庁では、昭和45年度から現地での本来の公開に対する補助金を交付することとしたが、今後この施策をいっそう拡充する必要がある。

# 第6章 文化財保護の経費

# 第1節 国と地方の文化財保護の経費

#### 1. 国の予算

国の文化財保護予算の額は、文化財保護委員会が発足した昭和25年度においては約3億5千万円であったが、昭和45年度においては約54億円に増加している。昭和35年度を100とした指数で最近10年間について、国の一般会計予算と文教予算との関連をみると、第17表および第4図のとおり、両者の伸びが同様の歩調であるのに対し、文化財保護予算は、かなりの伸

				第17	表国の	文 化 財
区分	年度	35	36	- 37	38 _	39
一般行政	経費	99,708	114,742	172,244	206,412	186,825
保存事業		569, 191	614,697	703,258	1,255,022	1,380,916
付属機関		232,719 (25,000)	358, 034 (105, 000)	408, 479 (122, 167)	679,057 (297,947)	1,817,365 (1,240,112)
合	計	901,618 1	,087,478	1,283,981	2,140,491	3,385,106
(備考)	1. 3	・算は当初予算	2. (	)の数字は <b>第1</b> 8	建物新営費の 8表 文化財	内数 保護関係
区分	年度	35	36	37	38	39
国宝重要保存整備	費補助会	₹ 401,555	421,948	475, 321	583,510	673,801
史跡等保 補助金	存整備對	38,795	39,891	67,443	50, 387	80,308
無形文化	財補助会	£ 7,466	6,566	6,369	21,369	21,369
合	計	462,596	468,405	549,133	655, 266	775,478
(備考)	1. =	予算は当初予算	2.	( )の数字に	1, 国立劇場	前助金の内数

びを示している。昭和39年度から始められた国立劇場の建設や国立博物館の新営工事などの臨時的経費を除いても、その傾向は同様であるが、昭和45年度では、文化財保護行政の当面する最重要課題である史跡等の保存について、その買い上げ補助金が前年度の約倍額の10億8,000万円計上され、国家財政の中で文化財保護行政の果たすべき型命の重要性が示された。しかし、開発の進展等に対応して緊急に保護を必要とする文化財の財政需要額が今後ますます増大する情勢にある。文化財保護予算のいっそうの充実が望まれる。

国の文化財保護予算は、国が直接行なう事業または事務に要する経費と 国庫補助金とに大別される。このうち国庫補助金は、国指定文化財等の保 存修理や防災施設および土地の買い上げ等の事業を行なう者に対して、必

保	護	関	係	子	算

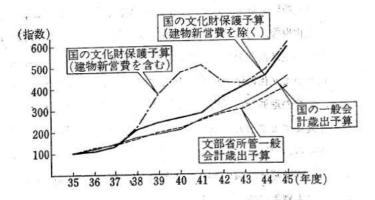
(単位 千円)

	10 10 10				(4-pr 111)
40	41	42	43	44	45
209,615	230,029	255, 135	262,260	296, 452	340,822
1,526,066	1,553,828	2,194,733	2,416,042	2,839,555	3,617,844
2,594,950 (2,004,994)	2,772,536 (2,104,961)	1,462,039 (723,591)	1,145,407 (236,031)	1, 192, 025 (275, 906)	1,505,462 (251,125)
4, 330, 631	4,556,393	3,911,907	3,823,709	4,327,032	5, 464, 128

3. 付属機関の経費は東京・京都・奈良各国立博物館、東京・奈良各国立文化 財および国立劇場の経費である。

	国	庫	補	助	金	于	算			単位 千円)
237	4	40			41	+1	42	43	44	45
		749,	558		862,	182	989, 166	1,079,604	1, 238, 872	1,329,597
		130,	739		251,	580	436, 296	549, 385	772,984	1,329,296
		24,	589		143, 113,		422,789 (390,000)		513, 387 (469, 028)	596, 599 7 (554, 035)
		904,	886	1,	257,	551	1,848,257	2,083,192	2,525,243	3, 255, 492

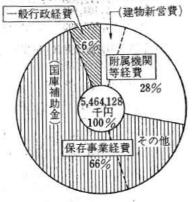
第4図 国の文化財保護予算の推移



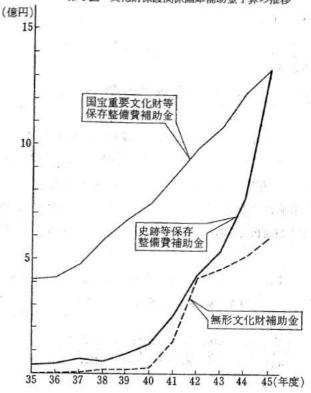
要に応じて交付する金で、昭和45年度の文化財関係国庫補助金の額は32億 5,549 万円, 第5 図のとおり国の文化財保護予算のおよそ半分に相当する。 文化財関係国庫補助金を費目別にあらわすと第18表および第6図のとおり であるが、史跡等保存整備費補助金は他の二つの補助金に比較して最近と

くに群を抜いた伸びを示している。 これは, 鉄道, 道路, 住宅, 工場等 の各種開発の激化に対処し, 史跡, 埋蔵文化財を破壊の危険から守るた めにとられた財政措置である。しか し, 先述したとおり, 開発に対処す る文化財保護の財政需要額は,年々, 保護予算額を上まわっている状況で ある。たとえば、史跡の買い上げに ついてみれば、今後10年間ぐらいの うちに買い上げる必要のあるものが

国の文化財保護関係予算の 費目別構成(昭和45年度) 般行政経費



第6図 文化財保護関係国庫補助金予算の推移



843 ヘクタールにのぼり、331 億円の国庫補助金を必要とするのである。 これに対して昭和45年度の国庫補助金は10億8,000万円であるので、10 年間で予定どおり公有化を完了するためには、毎年少なくとも前年度より 平均6億600万円ずつ増額していかなければならないことになる。

国が直接行なう事業または事務に要する経費も、年々増加している。こ の中には、さきに述べたとおり特別史跡平城宮跡の保存整備、国立劇場の 建設および国立博物館の新営工事等大規模な事業もあるが、文化財保護の 予算は、たとえば無形文化財の伝承者の養成事業や希少鳥類の保護増殖の 研究委託費等のように額が小さくても文化財の保護に大きな役割を果たしているものが多い。

#### 2. 地方の予算

地方公共団体もまた, その行政区域内に所在する文化財保護のために年 年相当の金額を支出している。

都道府県が文化財保護のために支出した経費は、昭和35年度においては、1億9,653万円であったが、年々着実に増加して、昭和44年度においては20億8,172万円となり、約10.5倍増加している。最近10年間における支出状況の推移は第19表のとおりであるが、特にこれを地方歳出総額(普通会計)および文化財保護関係国庫補助金と比較して図示したのが第7図である。

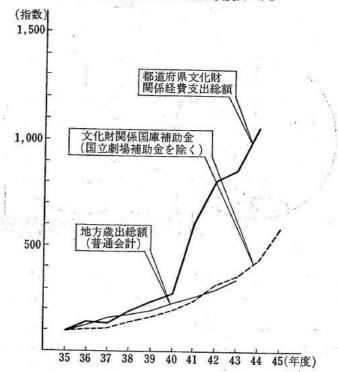
これをみると、三者はおおむね平行線をたどっていたのが、昭和41年度 第19表 都道府県文化財保護関係支出経費

(単位 千円)

<b>費目</b> 年度	国指定文化 財都道府県 補助金等	条例指定文 化財都道府 県補助金等	文化財調査 普及活用管 理等経費	文化財関係人 件費(専門委 員経費を含む)	合 計
昭和35年度	60,086	12, 480	39,465	84, 499	196,531
36	73,879	18,105	59,074	120,050	271,110
37	91,718	22,114	53, 191	101,571	268,596
38	128,993	39,613	73,679	129,822	372, 109
39	151,608	35,856	92,068	187,711	467, 244
40	168,922	38,904	126,436	202,806	537,069
41	257,790	124,647	584,410	217,006	1,183,854
42	431,663	130, 262	785, 870	252, 289	1,600,084
43	443, 150	189, 101	784,328	297,360	1,713,939
44	572,463	187,132	954, 176	367,955	2,081,726

(備考) 各費目の金額は千円未満を切り捨ててあるので、合計の金額は必ずしも 一致しない。

第7図 都道府県の文化財関係経費支出の推移

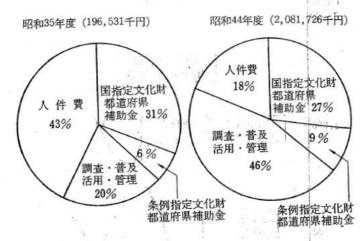


ごろから都道府県文化財保護関係経費の支出は急激な上昇線を示している。

この増加は、国の場合と同様史跡、埋蔵文化財保護対策のためとみられる。都道府県の文化財関係経費の費目別構成の変化を昭和35年度と昭和4±年度をとりあげて比較してみると第8図のとおりである。

また、市町村の文化財保護の予算も年々相当の金額が計上されており、 昭和43年度の文化財関係支出額は約19億5,000万円である。

第8図をみると、国指定文化財に関する支出はむしろ減少し、県道や市



町村の指定文化財に対する支出(未指定文化財に対する支出もわずかなが ら含まれる。)が6%から9%に増加しているが、もっとも目だった変化 を示しているのは、調査・普及・活用・管理関係の支出が大幅に増加した ことである。これは、各種の文化財の調査や普及事業、さらに公開関係の 行事、都道府県有の文化財の維持管理などに地方が力を入れだしたことの あらわれである。

# 3. 地方交付税

地方における文化財保護のための行政は、今後ますます充実を図っていかなければならないが、そのためには、まず財源を確保する必要がある。 財源確保の方法としては、自主財源、国庫補助、起債、募金による民間資金の導入、文化財保護基金制度の設定等、いろいろな方法があろうが、ここでは主として地方交付税による財源保障について述べることにする。

## (1) 普通交付税

普通交付税は,一定の方法によって算出した基準財政需要額が基準財政 収入額を越える地方公共団体に対して,その越える額を交付するものであ る。

4 8

基準財政需要額は、「単位費用×(測定単位の数値×補正係数)」によって計算されるので単位費用の果たす役割りが大きい。

文化財関係については、普通交付税は道府県についてのみ積算されている。 市町村については積算されておらず、特別交付税によって考慮することとされている。

文化財関係の普通交付税の単位費用は、昭和44年度までは細目「社会教育費」の中に算入されていたが、昭和45年度からは細目「社会教育費」の中に細節として「地方文化費」が独立した。それとともに、文化財専門委員が5人増員されて15人となり、あらたに文化財保護補助金として70万円が新規に計上されたのを含め、芸術文化関係をあわせ「地方文化費」として、昨年度の359万円から本年度812万円に増額計上されたが、埋蔵・文化財発掘担当者の充実に伴いこの経費を計上するなど、今後いっそう増額につとめる必要がある。

# (2) 特别交付税

特別交付税は、文化財関係についても道府県および市町村ともに交付されているが、その算定にあたっては、個々の道府県および市町村の地域内に所在する国指定文化財の件数をまず基礎的な要素として考慮している。昭和44年度はあらたに埋蔵文化財包蔵地所在件数も算定の対象とされ加入されたが、最近の国土開発の進展による埋蔵文化財発掘調査事業の増加により、この発掘経費も算入されるべきであろう。

なお、近年における実績としては、総額において、昭和43年度は約6億

2000万円,昭和44年度は約8億円余が文化財関係の特別交付税分として積 算されている。

## 第2節 経費の負担区分

重要文化財や史跡名勝天然記念物など国の指定を受けた文化財の管理は、所有者または指定された管理団体が行なうことになっている。管理、修理、復旧のための経費も所有者や管理団体が負担することになっているが、これらの経費に対して国も補助することができることになっている。また、社寺や個人等のこれらの事業について、都道府県や市町村も経費を分担し、また市町村の事業に対し都道府県が補助を行なっている。昭和44年度における実態は第9図のとおりである。

文化財に関する国庫補助事業の特色として、補助事業者が多様で、都道府県、市町村や社寺等から個人にまで及んでいることがあげられる。特に建造物や美術工芸品については、圧倒的に社寺が多数を占めているので、補助事業の経費の負担区分の決定すなわち国庫補助率の決定に当たっても、個々の補助事業者の財政事情等を勘案して個別的に決定しなければならなくなってくる。また、とくに社寺や個人の場合には、多少の例外はあるとしても、一般的には財政力が豊かでない場合が多いので、かなり高率の補助を行なわなければならない。

これに対して、史跡、名勝、天然記念物等の場合には、補助事業者の多くが所有者かまたは管理団体となっている地方公共団体であるので、国庫補助率の決定にあたっても、標準補助率として10としていることが多い。

このように国庫補助事業における経費の負担区分は、それぞれまちまち であるので概括することは困難であるが、最近は総体的にみて国の負担分

都道府県 市町村 その他 (補助事業者) 都道府県 市町村 法 人(社寺等) 71 7 3 19 個人ほか 84 6 4 6 全体平均 66 12 10 12 都道府県 50 市町村 56 防災施設等 16=1||||||28|| 法 人(社寺等) 65 9 5 21 個人ほか 66 15 12 7 全体平均 19 16 7 都道府県 45 市町村 **18** 22 無形文化財 E7311711E 66 個人ほか

第9図 国庫補助事業における経費の負担区分 (昭和44年度)

がふえてきている。これは、社寺、個人等の補助事業者の財政力格差が著 しくなり、事業遂行能力が低下してきたためである。

**■11**■ 7 59

全体平均

# 第7章 近代化および開発の進展と文化財の保護

# 第1節 近代化および開発の文化財への影響

わが国の経済は、戦後の荒廃からよく立ちなおり、ここ数十年間めざま しい進展を見せ、昭和44年度の国民総生産は約60兆円で、自由世界にお いて第2位になった。このような経済成長は国土の急激な開発をもたらす とともに、各方面における近代化の促進にも大きな役割りを果たしてき た。

近代化あるいは開発は、よく伝統あるいは保存に対する対立概念として とちえられる。両者の関係は必ずしもそのような図式的な対立関係を示す ものとは限らないが、最近の急激な近代化ないしは開発が諸種の伝統およ び過去の精神的業績および証拠物件である文化財に対し多くの好ましから ざる影響を与えていることは何びとも否定できない事実といえよう。

# 1. 建造物等に対する影響

社寺建築の多くは、かつては建物の周囲の樹木、池泉、参道などとともに一体となった環境の中に保存されてきたが、最近は都市の膨張によって緑地がけずられ、住宅や工場などが密集して、火災のひん発や騒音、空気汚染等の危険にさらされている。また、市街地でバイパスや観光道路を建設する場合は、建設経費の軽減や密集民家の移転補償の困難を避けるため、比較的よく空地として残されてきた社寺の旧境内の一部を横ぎったり、指定建造物に近接して建設されることが多く、由緒ある社寺の区域そ

のものの保存に大きな影響を与えている (たとえば京都の広隆寺, 奈良の 法起寺などの場合)。 さらに, 自動車の通行による空気汚染や震動が指定 建造物や銅鐘などの金属製品, 内部の障壁画等に好ましくない影響を与え ている (たとえば宇治の平等院鳳凰堂の場合)。

ことに明治洋風建築は、ほとんどが市街地にあるため、都市の再開発にともなって次々と姿を消し(たとえば東京丸の内の煉瓦街の場合)、そうでなくてさえ周辺建物が高層化し、ビル群の谷間に埋もれた観を呈し、また周辺も広告物その他不調和な色彩が多くなり景観をそこなう結果となっている。一方、生活の近代化に伴って各地方に残る古い伝統的な民家が加速度的に取りこわされている。また、一般庶民の歴史的生活環境の面影をとどめ歴史的景観をよく残している昔の宿場や城下町などの町並みも道路の拡幅や舗装、近代建築への建て替え等により次々にその本来の姿を消しつつあるし、山村等の過疎現象による部落の崩壊が山奥の集落によく起こり、古い民家がつぎつぎと消失している。

# 2. 民俗資料・無形文化財等に対する影響

ダム建設, 干拓, 山村振興事業, 道路建設等の開発, 農業・漁業・林業などの生産様式の変化, 生活の近代化, 人口移動等が進められる につれて, 古くからの風俗習慣やこれに用いられる器具等の民俗資料も急激にしかも気づかれないままに消滅しつつある。都会のデバート等における民具即売会等の盛況は, 庶民の生活資料である民俗資料の急減による希少価値化の方向を示すものとも考えられよう。民俗資料の消滅とともに, 経済事情, 生活事情の変化により, 従来, 地方の旧家等に保存されてきた歴史資料の散逸, 消滅の危険も大きくなっている。

民俗芸能や伝統的な工芸技術などの無形文化財に対する影響も大きい。

民俗芸能が今日まで維持されてきたのは民間信仰の力に負うところが多いが、それが失われつつある今日においては、民俗芸能を継承する最も有力な基盤が失われたといってもよい。過疎化になやむ農山村では、青年層の流出に伴う人口構成の老齢化現象により、伝統的な民俗芸能の後継者が得られず、その技法を後世に伝えることができないという事態がおこり、また、観光ブームに乗ってその純粋さを失って行く傾向もみられる。このほか芸能一般について、面、衣装、かつら、小道具、楽器等の用具の製作者および修理技術者がしだいに減少しつつあることは芸能保存の上から憂慮されるところである。

伝統的な工芸技術についても、機械産業の発達による類似品の大量生産 に押されて伝統的な工芸品の需要が減少し、羅、唐組、久留米絣その他き わめて高い価値をもちながら衰亡の危機にひんしているものが少なくな い。また、技術保存上欠くことのできない材料、用具等の製作技術も急速 に衰減の一途をたどっていることも見のがしえない。

# 3. 名勝・天然記念物等に対する影響

国民所得の増大と省力化等により生じた余暇の利用方法の変化は、最近の大量の観光旅行となってあらわれ、それに対応するために観光道路の建設をはじめとする観光開発が全国的にすすめられている。これらの観光開発は往々にして無秩序に行なわれ、名勝指定地の景観や風致の維持保存上好ましくない建物や広告物等の設置がなされ、名勝の価値を低下させる結果を招いているものが多い。また、庭園における借景のように、指定庭園は維持できても、周辺の環境の悪化によって庭園そのものの価値を半減させるものや、諸種の都市開発に伴って、地下水位の変動、池水の汚濁と枯渇、大気汚染による庭樹の枯死、周辺における高層建築の出現などによ

り、その価値を失うものもある(たとえば東京の旧浜離宮庭園、小石川後楽園、奈良の慈光院庭園、広島の縮景園などの場合)。 地下水のボンプアップによる池水の補給は、現在では旧大名庭園のほとんどすべてがこれを行なっている実情である(たとえば東京の六義園、京都の二条城庭園、岡山の後楽園、高松の栗林公園などの場合)。

工業化や国土開発による影響は天然記念物についても例外ではない。近年、水質の汚染は著しく、トンボ類などの水に関係のあるこん虫類、両生類、魚類等は大きな影響を受けている。しかし、最も顕著なのは農薬による被害である。古来、人々に親しまれてきたゲンジボタルは農薬によってえさを失い、急速にその姿を消しつつあり、コウノトリは農薬の使用によるドジョウ、フナ、甲かく類、水生こん虫等のえさの急激な減少とコウノトリ自体も農薬中毒と推定されるへい死が相つぎ、昭和32年の27羽が現在2羽になり、絶滅寸前の状態にある。また、トキについてもそのおそれが強く、現在繁殖期における主要採餌地では農薬の散布を禁止している。このほか、農薬の空中散布によってヒメハルゼミが激減した地域も少なくなく、サル生息地の北限といわれる青森県下北半島のサルの群れは、森林除草剤による影響が憂慮されている。

また、植物でも、富士山の自動車道路の開設に伴いその周辺のオオシラビソを主とする原始林が風しょう害で枯死したのをはじめ、各地のシイ、タブ原生林や低平地の湿原植物群落などは開発の進展に伴ってほとんどみられなくなったものも多い。亜熱帯性植物群落などは、天然記念物指定地以外はほとんど失われてしまったといえる。立山の自動車道路の開設は野犬、キツネなどの通行を容易にし、カモシカ、ライチョウの生息に直接、間接に大きな影響を及ぼしつつあり、ライチョウについては登山者の激増により生息範囲を著しくせばめられるなどの影響も認められる。問題は、

広域にわたる動植物の環境の悪化であり、観光開発による影響も大きい。

# 4. 史跡・埋蔵文化財包蔵地に対する影響

以上のように最近の急激な近代化や国土開発の影響は各種の文化財のうえに広く見られるが、なかでも最も大きな影響を受けているものは史跡および埋蔵文化財包蔵地である。これらの土地はかつてわれわれの祖先が生活等の場所としてきたところであるが、現在のわれわれにとっても居住等に適した場所であるだけに保存と開発との競合ないしは調整が大きな問題となる。ことに科学技術の進歩により大型土木機械が開発され、山を削り谷を埋めるといった大規模な開発が容易に行なわれるようになった現在、史跡や埋蔵文化財包蔵地の保存にとってその影響はきわめて大きいといわなければならない。

#### (1) 宅地開発

大都市周辺では、人口の集中と核家族化の進行等に伴い、宅地開発が広い面積にわたって行なわれ、また多くの住宅がいたるところで無秩序に建築されていく傾向にある。これらの行為が、史跡や名勝の現状変更となってあらわれるとともに、埋蔵文化財包蔵地の広範な破壊につながっている。住宅用地等に対する需要を示す一指標として農地転用実績をみると、昭和43年には約3万1,000ヘクタールと、昭和34年の約1万1,000ヘクタールの2.8倍に達している。また建設省の推計によれば、昭和36年度から昭和40年度までの宅地供給量は約4万ヘクタールである。経済企画庁の推計によれば、今後20年間に人口の増大と核家族化の進行によって約1,650万戸の住宅と、25万ヘクタールの住宅地が必要であるとされている。住宅関係の開発による破壊の度はますまず増大するであろう。

# (2) 鉄道・道路開発

鉄道,道路の関係では、現在、国鉄による山陽新幹線の工事が、また日本道路公団による新規5道(東北・中央・北陸・中国・九州高速自動車道)の工事がすすめられ、それ以外にも新しい道路の建設や、バイパス路線の建設も各地で盛んに行なわれている。この種の建設工事は、その性質上予定路線の地域が限定されてくるため、史跡等指定地や埋蔵文化財包蔵地を完全にさけることが困難である場合がしばしばであり、保存と開発が競合することが多い。昭和45年度を初年度とする第6次道路整備5か年計画は10兆3,500億円の巨費を投じて実施することととされており、また、将来は日本全土に網の目のように新幹線を建設する構想が打ち出されている。この種の開発による文化財の破壊の危機もまた大きいものといわざるを得ない。

#### (3) 農地開発

一方、農村地帯においても、区画整理を中心とした農業構造改善事業や土地改良事業が大規模にすすめられている。土地改良、干拓、開拓等に投じられた国の予算は、昭和35年度に約390億円、昭和43年度には約1,394億円と急激な増加を示している。昭和44年7月に農業振興地域の整備に関する法律が制定され、5年間に1地域約500~クタールの地域を1,500か所指定して区画整理事業を実施することも計画されている。これらの事業の遂行のためには従来の田園景観や地形を大幅に変更することが必要である。そのために、史跡の現状変更や埋蔵文化財包蔵地が破壊される傾向にある。ことに農村においては研究者がとくに少ないため遺跡の存在がほとんど地元民に知られておらず、このため昭和44年度における農地関係の開発による発掘届け出の件数は100件、発掘届け出件数全体の13.4%であるが、実は、こうした法的な網の目にかからない破壊が相当数にのぼることが推定される。

#### (4) 最近の事例

これらの開発事業等と史跡、埋蔵文化財包蔵地の保存に関して問題となった事例は多数にのぼっている。

最近とくに問題となったのは前述(第3章第5節5「主要遺跡の保存」)の平城宮跡、飛鳥藤原地域、大宰府跡、多賀城跡のほか、史跡指定地では武蔵国分寺跡(八王寺市)、称名寺境内(横浜市)、永福寺跡、鎌倉八幡宮境内、和賀江嶋(以上鎌倉市)、難波宮跡(大阪市)、姫路城(姫路市)、大安寺旧境内(奈良市)などである。また、埋蔵文化財包蔵地としては、稲荷前古墳(横浜市)、森将軍塚古墳(更埴市)、伊場遺跡(浜松市)、原目山古墳群(福井市)、長岡宮跡(京都府向日町)、安満遺跡(高槻市)、一須賀古墳群(大阪府河南町、太子町)、池上・四ッ池遺跡(和泉市、堺市)、津島遺跡(岡山市)、草戸千軒遺跡(福山市)、綾羅木郷遺跡(下関市)、板付遺跡(福岡市)などがある。(付録1-5参照)

これらはいずれも宅地造成, 住宅建築, 道路建設等の公共事業およびそれらに関連する事業等によるものである。

# 第2節 近代化および開発への対応

近代化および開発の進展が、文化財にさまざまな形で大きな影響を与えていることは第1節においてみてきたとおりであるが、これに対処する方法としては、第2章から第5章まで、特に各章の「当面する問題」において述べてきた各種の対策、すなわち、広域指定を含む指定の促進と保存計画の樹立、土地の公有化および各種規制を含む環境保全対策と環境整備事業の推進、各種資料の調査、収集の促進、無形文化財の後継者の養成、埋蔵文化財包蔵地の実態把握および周知の徹底ならびに発掘調査体制の確立等の対策が何よりも急がれなければならない。同時に、これに関連して、近代化および開発の進展に対応して文化財の保護の全きを期するためには、より基本的な方策の樹立とそれに応ずるための立法的、行政的、財政的の、さらにすすんで精神的な基礎づけがなされなければならないのである。

# 1. 国土計画の中への文化財保護の位置づけ・・・

最近は、近代化や開発が全国的に急速かつ大規模に進行し、その中で伝統的な文化財を保存することはきわめて困難な事業となっている。しかし、近代化および開発の進展も文化財の保護も、人間の文化的生活の向上をめざすものである以上、両者がともに生かされるような方途を開拓していかなければならない。従来は、どちらかといえば経済優先主義の立場から近代化や開発が優先し、文化財のような経済的効果の少ないものはほとんど顧みられない傾向があったが、これは人間の生活を物質的基準に重きをおいて判断した結果であり、最近はこれに対する反省も行なわれ、開発とともに、調和のとれた環境をつくり出す方向がしだいに打ち出されつつ

ある。この傾向をさらにおしすすめて、文化財の保護を開発の中に正当に 位置づけるようにしなければならない。

国民が健康で文化的な生活が営めるような環境をつくり出すためには、 開発側と文化財保護側は さらに 相互理解を深めなければならないである う。すなわち、開発側は経済一辺倒主義に随することなく、より文化的な 環境をつくるために文化財が果たす役割を十分に理解するとともに、文化 財保護側は住民の福祉を十分に考慮し、より積極的に開発計画に参画し、 新しい環境づくりに努力する必要があろう。

一方最近のように開発の規模が全国的に、あるいは広域に行なわれるようになると、個々の文化財の保存を考えるのみでは十分な保護が行なわれ にくくなる。たとえば新幹線や縦貫幹線道路の建設が行なわれる場合、個 々の文化財を守るためには、路線計画全体を検討し、支障のある場合はその変更を求めるのでなければ、部分的に路線をまげるということはきわめて困難であり、都市計画事業についてもいった人決定した計画を後から変更することは非常に困難である。また、大規模な住宅団地が計画される場合にも道路、公園、学校、駐車場、商店街等を含めて配置計画等が決定されるので、後になって個々の文化財に支障があるからといって変更させようとしても困難を伴う場合が多い。

したがって、とくに土地に関連する史跡、名勝、天然記念物や埋蔵文化 財包蔵地などの文化財の保護を適確に行なうためには、全国的ないしは地 域的な国土開発計画のなかに文化財保護を取り入れる必要がある。とくに 全国的な見地から、文化財の集中地域や良好な自然状態が残存している地 域について広域にそれらを保存するために、国の段階における国土計画に おいてそれらを計画的に保存することが必要である。なお、そのために自 然および歴史的環境保存のための大型プロジェクトの研究も急がれる。 昭和44年5月30日閣議決定をみた新全国総合開発計画においても「環境保全のための計画」の中に「自然および歴史的環境の保護保存」をとりあげ、自然と急激な開発により破壊されがちな史跡、歴史的建造物等とその歴史的環境について、開発計画のなかに取り入れて保存を図る方向を打ち出している。

また文化財は、一般に代替性に乏しく、移動が不可能なものであるから、土地利用計画の中に文化財を位置づける場合は、文化財を一定地域の核として位置づけ、その周囲に緑地、運動公園、教育教材園、博物館、美術館等を配置し、それらが全体として文化的な環境を作り出すような配慮が必要である。

今後の国土計画において重要なことは多様な文化的生活空間の確保である。そのためにも文化財をさらに積極的、計画的に国土計画の中にはめこんでいく必要がある。このことが、真の文化財の保存ともなり活用ともなり、ひいては国民の文化的向上と国土の健全な維持保全に資することとなるであろう。

#### 2. 広域保存の推進

文化財の保護は点の保護であるといわれるが、これは必ずしも正確ではない。従来でも史跡、名勝、天然記念物については面の保護も行なってきた。しかし、今日のように開発によって自然が失われ、歴史的環境が悪化すると、広域保護の必要性はますます増大する。開発が急激でなかった時代においては、指定物件の周囲の環境はほとんど変化することがなく良好な状態を保っていたが、今日においてはそれが急激に悪化しているため、周囲の環境をも含めて保護しなければならなくなってきたためである。

たとえば、古墳群は自然環境の中に数多くの古墳が点在しているところ

に意義があり、古墳と古墳の間に建物が建てこんでしまえば古墳群としての歴史的立地条件は失われる。社寺の旧境内、借景庭園の借景等も同様であるが、最近は地下遺構の学術的重要性もこれに加えられ、広域の概念には地下の遺跡まで含めて考えなければならない。また、昔は各地に見られた城下町、宿場、民家集落等も往時の景観をとどめているものはきわめて少なくなり、集団的に保存する必要にせまられている。天然記念物でも、昔はブナ林は東日本各地に普遍的に見られたが、現在はこれらを自然林として広範に残していること自体に文化財としての価値をもつようになってきており、希少鳥類等にはその生息地や繁殖地が開発または汚染されることにより絶滅にひんしているものがある。このように、今や文化財は単体としてとらえるよりも、群または集団として、一体的、広域的に保護を図らなければならなくなってきている。

しかし、このような広域保存を図る上で問題となるのは規制の方法と保存管理の問題である。文化財保護法では指定地については現状変更の規制ができるが、指定地の周辺の地域については規制措置はほとんど講ずることができない。現在、一部は自然公園法、都市公園法、都市計画法等による規制によっているところもあるが、より十全な保護を図るため文化財保護法の検討の必要も生じている。

# 3. 関係行政機関等との連けいの強化

文化財保護を国土計画の中に位置づけ、また、広域に保存を図るためには、関係行政機関その他との連けいを密にする必要がある。

開発と文化財保護との調整をはかる際,もっとも重要な点は,保護行政 側が開発計画をどの時点で把握するかということであり,この把握の時期 を失すると,史跡や埋蔵文化財の保護のために,保護行政側も,また開発 側も大きな犠牲を支払わなければならないことになる。たとえば、名神、 東名高速道路や東海道新幹線などの建設に際しては、ほとんど計画路線が 決定してから、保護行政側がこの計画を知るといった事態になったため、 重要な遺跡のいくつかが問題となり、工事計画を変更することになったが、 そのために費やされた犠牲は単に金銭的なものばかりではない。

こうした不測の事態を解消するべく,文化庁では開発関係の公団,公社 等との間に「埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書」を交換して,事前 協議を制度化しているが,これらの機関,団体等がすべての開発事業を実 施しているのではなく,むしろ実際に事業を担当することが多い地方公共 団体における事前協議体制の方が問題となるであろう。地方公共団体とそ の機関である開発関係公社等との間の協議,または都道府県教育委員会と 知事部局との間の事前協議制度を確立する必要がある。そのためには文化 財保護行政側の体制の充実と保護関係者側のたゆまぬ努力,開発関係者側 の理解と協力が不可欠といえよう。

# 4. 文化財保護と観光的利用の調整

近年,所得の向上と余暇の増大等により,国民の観光に対する関心はきわめて高く,観光資源として文化財が占める位置はますます重要性を加えつつある。観光への関心がひいては文化財への関心となり,さらには文化財の保護に対する意識の盛り上がりとなっていることは,観光の文化財保護に対する貢献の一つであって,歓迎すべきことがらであることは確かであるが,一方,観光需要の激増に伴い,各地に過剰利用の傾向がみえ,文化財保護に対する弊害も目だってきている。

文化財には、その保護が可能な範囲内で観光需要に応ずべき基本的限界 があることはいうまでもないが、このように観光的利用が増大すると許容 限度を定めることが重要な課題となり、たとえば立ち入り禁止区域、入場 定員、公開日数の設定等、文化財の性質と状況に応じていろいろな段階の 制限が必要になろう。

また、観光需要と相関関係にある観光開発のあり方は文化財保護にかかる大きな問題の一つである。各種観光施設、観光道路、駐車場、屋外広告物等が文化財の価値をそこなうことが少なくないので、観光開発関係者の自覚と協力が望まれるが、文化財の管理者側としても、まず文化財を本来の姿に維持するための管理計画を樹立しておかなければならない。

観光資源があっての観光であり、観光資源を失うことは観光そのものの 自殺行為にほかならない。文化財を観光資源として扱う場合は特にこの点 の認識が肝要であり、文化財を将来にわたってよりよい環境で、より長く 活用できるよう慎重な配慮が望まれる。一般利用者もまた、文化財を大切 にし、環境を美しく保つことに協力されることが望まれる。

# 5. 私有財産権の尊重と住民生活への配慮

文化財は国民的財産であり、国民全体で保護していかなければならない ことはいうまでもないが、具体的には、文化財の多くは私人によって所有 されているので、文化財の保護と私有財産権との調整が必要である。

文化財の所有者は、貴重な文化財の管理の責に任じているのであるから、指定に伴う各種の規制を受け、またみだりにき損したり、破壊したりしてはならないことは当然であるが、特に最近のように開発により文化財が破壊の危機にさらされているときは、所有者の自覚にまつ面がきわめて大きい。

一方、国や地方公共団体は、所有者等から文化財の現状変更の申請がな される場合は、文化財の価値をそこなわない限りできるだけ所有者の希望 をとり入れるよう配慮するとともに、固定資産税の非課税措置や修理、復旧、防災等のために必要な場合は補助を行なうなど、所有者の便益を図っている。しかし、さらに国民的立場から、相続税の減免措置や管理費、維持費の国庫補助、あるいは現状変更不許可の際の補償措置等についても検討される必要があろう。

また、最近は開発に対処して史跡等の文化財の保護をすすめるために広域的な保存を図る必要が生じているが、その場合には、規制の対象となる範囲が広範囲に及ぶとともに、その区域内に生活の本拠をもつ住民が多数含まれることとなるので、規制の措置と対応して、国または地方公共団体による土地の買上げ、税の減免、規制等に伴う特別費用の補助など、住民の生活を考慮した措置をさらに積極的に進めていく必要があろう。

#### 6. 文化財保護体制等の充実

これまでに述べたような問題点を解決するためには文化財保護行政側だけでは処理しえないものもあるが、国、地方公共団体の文化財保護行政機関の責任によって解決されるべきことがらも多い。したがって国および地方公共団体の文化財保護体制等の充実を図り、急激な変化に対処しつつ文化財の保存と活用のために万全を期す必要がある。

そのため国においては、とくに最近の急激な開発と文化財の広域的保存の要請に対処するため、史跡、埋蔵文化財の保護行政組織の整備が望まれる。また、随所に述べたように、広域保存、指定地の住民への配慮、埋蔵文化財包蔵地の保護等に関して法律改正等の検討を行なう必要もあろう。

なお、文化財保護の諸施策を実施するために必要な国の予算は昭和45年 度約54億円にとどまり、前述した各種の問題に対処して文化財保護の全き を期するためには画期的な増額が必要である。ことに国の国土開発関係予 算(土地改良,道路,住宅,港湾,林道,都市計画等の各事業費)をみると,昭和40年度と昭和44年度を比較してみても約5,141億4,000万円から約9,072億円と約3,930億円,76%の増となっており,国土開発に関係のある文化財保護のためには、国土開発関係予算とある程度バランスのとれた額の計上が望まれる。

文化財保護における地方公共団体の役割は大きい。都道府県は、条例を 定めて区域内の文化財の保護に当たるとともに、文化財の保護に関する国 の権限の一部の委任を受けてその事務を行なっているが、最近は、開発に対 応する事務量が著しく増大し、それに忙殺されている。都道府県教育委員 会に文化課または文化財保護課が置かれ、文化財保護行政を専管している ものは13都道府県にすぎず、他は社会教育課で事務を行なっているが、各 都道府県に文化財専管課が設置されることが期待されている。都道府県教 育委員会における文化財保護行政の陣容はなお十分でなく、最近において は埋蔵文化財のみならず、歴史資料、民俗資料、民家、民俗芸能、地方工 芸技術等の保護の必要性が叫ばれているだけに、これらの保護体制の充実 は喫緊の要務である。

都道府県の文化財関係の予算は前述のとおり昭和44年度までの10年間 に10倍以上の伸びを示しているが、絶対額からいえば総額21億円弱は、 まだまだ事業の需要量にほど遠いといわなければならない。

市町村においては、一部の市を除きその組織は弱体である。しかし、史 跡の所在する市町村の長が「全国史跡整備市町村協議会」を結成し、史跡 の保存と活用に積極的に努力している例もある。また、地域により文化財 の所在数にかなりの差があるが、昭和45年3月31日現在、3,281市町村 のうち1,555市町村に文化財保護条例が制定されている。市町村において も文化財担当専任職員を置くことは望ましいが、とくに学校、公民館や民 間の有識者の協力を得て文化財保護体制の充実を図る必要があろう。

#### 7. 文化財の理解と愛護精神の高揚

最近の急激な近代化と開発の進展に伴って、全国各地で文化財が数多く 消滅し、あるいは破壊の危機にひんしている。文化財は長い年月のあいだ われわれの祖先により守り伝えられてきた貴重な国民的財産であるから、 文化財を守ることは国民全体の義務であるといえる。しかし、その義務を 現実に果たすためには、地域住民が地域の文化財に愛情をもつことが何よ りも大切である。このため文化庁では従来から「文化財愛護モデル地区」 を設け、あるいは文化財愛護少年団の育成につとめている。

近代化や開発の進展に伴う破壊等の危険とともに、これを期として文化 財に対する理解と関心も高まっているが、開発事業者や土地所有者等に文 化財を尊重する意識さえあれば、文化財を破壊等から守ることが決して不 可能でない場合があまりにも多い。文化財を保護するために、国、地方公 共団体の適切な施策の実施はもとよりであるが、国民全体が文化財の意義 を理解し、文化財を愛護する気持ちをもつことが何よりも大切であろう。

文化財は、わが国の文化の基本であるばかりでなく、世界人類の宝である。文化財はそこから何かを引き出そうとする人には尽きない恩恵を与える。昨今、人間性の回復が叫ばれているとき、文化財はわれわれに人間性を回復させ、新しい文化創造の源泉を啓示する。時代とともに生きている文化財を、国民的財産として永久に継承していくことは、われわれ国民に課された重要な課題である。

付 録

# I 参考資料

# 1. 指定基準等

# (1) 国宝及び重要文化財指定基準

(昭和26年5月10日 文化財保護委員会告示第2号)

#### 絵画,彫刻の部

#### 重要文化財

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で、わが国の文化史上貴重なもの
- 2 わが国の絵画彫刻史上、特に意義のある資料となるもの
- 3 題材, 品質, 形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者, 流派あるいは地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品でわが国の文化にとって特に意義のあるもの

## 国宝

重要文化財のうち製作がきわめてすぐれ,且つ,文化史的意義の特 に深いもの

## 書跡, 典籍, 古文書の部

## 重要文化財

- 1 書跡類は写経, 宸翰, 和漢名家筆跡, 古筆, 墨跡, 法帖等の中から書道史上の代表と認められるもの, 又は史料的に価値の高いもの
- 2 典籍類は、写本類では和書、漢籍、著述稿本、聖教等に分かち、 その原本又は優秀な古写本、あるいは系統的・歴史的にまとまって いる重要なもの。版本類は和漢古刻史上の代表であってまれな遺品 とし、一切経のごときは宋元版等であって全蔵又は残欠の少ないも

0

- 3 古文書類は歴史上重要と認められるもの,及び相当数まとまって 史料価値の高いもの。日記記録類は学術上価値の高いものの原本, 又はこれに準ずるもの
- 4 西域出土本、洋書類は稀覯にして学術的価値の高いもの

#### 国 宝

重要文化財のうち特に学術的価値が高いもの,又は特に美術的に優 秀なもの

#### 工芸の部

#### 重要文化財

- 1 各時代の遺品中、製作が特に優秀なもの
- 2 わが国の工芸史上あるいは文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品でわが国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

## 国 宝

重要文化財のうち製作がきわめてすぐれ、且つ、文化史的意義の特 に深いもの

#### 考古の部

## 重要文化財

- 1 石器, 土器, 骨角牙器, 木製品, 玉類, 土偶, 土版等の石器時代 遺物で特に学術的価値の高いもの
- 2 銅鐸, 銅剣, 銅鉾等を始め, 金石併用期時代の遺物と認められる 学術的に貴重な資料
- 3 古墳及びその他の遺跡の出土品,又は特異な伝世品で,学術的価値の高いもの

- 4 古墳以後の制にかかる墳墓, 飛鳥奈良朝以後の寺跡, 経塚等の出土品で, 学術的に貴重な資料となるもの
- 5 右のほか宗教,教育,学芸,産業,政治,軍事,生活等の遺跡の 出土品又は遺物で,歴史的意義深く学術資料として重要なもの,又 は製作上価値の高いもの

#### 宝 宝

重要文化財のうち更に学術的価値が高く代表的なもの

#### 建造物の部

#### 重要文化財

建築(堂塔,社殿,宮殿,城廓,書院,茶室,民家,その他),橋 梁等の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型,厨子,仏 壇,墓,碑等で建築的技法になるもののうち

- 1 意匠的に優秀なもの
- 2 技術的に優秀なもの
- 3 歴史的価値の高いもの
- 4 流派的あるいは、地方的特色において顕著なもの 但し、室町時代以降のものについては、特に代表的又は特殊的な もの

#### 国 宝

重要文化財のうちきわめて優秀で,且つ,文化史的意義の特に深い もの

(2) 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 (昭和26年5月10日 文化財保護委員会告示第2号)

史 跡

下に掲げるもののうちわが国の歴史の正しい理解のために欠くこと ができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術 上価値あるもの

- 1 貝塚,遺物包含地,住居跡(竪穴住居跡,敷石住居跡,洞穴住居跡等),古墳,神籠石その他この類の遺跡
- 2 都城跡,宮跡,大宰府跡,国郡庁跡,城跡,防塁,古戦場その他 政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 聖廟, 藩学, 郷学, 私塾, 文庫その他教育学芸に関する遺跡
- 5 薬園跡, 慈善施設, その他社会事業に関する遺跡
- 6 関跡,一里塚,並木街道,条里制跡,堤防,窯跡,市場跡その他 産業交通土木に関する遺跡
- 7 墳墓並びに碑
- 8 旧宅, 園池, 井泉, 樹石及び特に由緒ある地域の類
- 9 外国及び外国人に関する遺跡

## 特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

# 名 勝

下に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 1 公園,庭園
- 2 橋梁,築堤
- 3 花樹, 花草, 紅葉, 緑樹などの叢生する場所

- 4 鳥獣, 魚虫などの棲息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷,瀑布,溪流,深淵
- 7 湖沼,湿原,浮島,涌泉
- 8 砂丘,砂嘴,海浜,島嶼
- 9 火山,温泉
- 10 山岳, 丘陵, 高原, 平原, 河川
- 11 展望地点

#### 特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

#### 天然記念物

下に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自 然を記念するもの

#### 1 動 物

- (1) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (2) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要と するもの及びその棲息地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (4) 日本に特有な畜養動物
- (5) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖された現時野生の状態 にある著名なもの及びその棲息地
- (6) 特に貴重な動物の標本

# 2 植 物

- (1) 名木, 巨樹, 老樹, 畸形木, 栽培植物の原木, 並木, 社叢
- (2) 代表的原始林,稀有の森林植物相

- (3) 代表的高山植物带, 特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉, 温泉, 湖沼, 河, 海等の珍奇な水草類, 藻類, 蘚苔類, 徴生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (id) 著しい植物分布の限界地
- (1) 著しい栽培植物の自生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地
- 3 地質鉱物
- (1) 岩石,鉱物及び化石の産出状態
- (2) 地層の整合及び不整合
- (3) 地層の褶曲及び衝上
- (4) 生物の働きによる地質現象
- (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (6) 洞穴
- (7) 岩石の組織
- (8) 温泉並びにその沈澱物
- (9) 風化及び侵蝕に関する現象
- (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
- (1) 氷雪霜の営力による現象
- (12) 特に貴重な岩石, 鉱物及び化石の標本
- 4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

# 特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

# (3) 重要民俗資料指定基準

(昭和29年12月25日 文化財保護委員会告示第58号)

- 1 次に掲げる民俗資料のうち、その形様、製作技法、用法等においてわ が国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの
  - (1) 衣食住に用いられるもの。 たとえば衣服, 装身具, 飲食用具, 光 熱用具, 家具調度, 住居等
- (2) 生産・生業に用いられるもの。 たとえば 農具,漁猟具,工匠用 具,紡織用具,作業場等
- (3) 交通・運輸・通信に用いられるもの。 たとえば運搬具, 舟車, 飛 脚用具, 関所等
- (4) 交易に用いられるもの。 たとえば計算具,計量具,看板・鑑礼, 店舗等
- (5) 社会生活に用いられるもの。 たとえば贈答用具, 警防・刑 罰 用 具, 若者宿等
- (6) 信仰に用いられるもの。 たとえば祭祀具,法会具,奉納物,偶像 類,呪術用具, 社祠等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの。 たとえば暦類, 卜占用具, 医療具, 教育施設等
- (8) 民俗芸能・娯楽・遊戯、嗜好に用いられるもの。 たとえば衣裳道 具、楽器、面・人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの。 たとえば産育用具, 冠婚葬祭 用具, 産屋等

- (10) 年中行事に用いられるもの。たとえば正月用具,節句用具,盆用具等
- 2 前項各号に掲げる有形の民俗資料の収集で、その目的、内容等が次の 各号の一に該当し特に重要なもの
- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示するの
- (3) 地域的特色を示するの
- (4) 生活階層の特色を示すもの
- (5) 職能の様相を示すもの
- 3 他民族に係る前二項に掲げる有形の民俗資料又はその収集で、わが国 民の生活文化との関連上特に重要なもの

# (4) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準

(昭和29年12月25日 文化財保護委員会告示第59号)

- 1 次に掲げる無形の民俗資料のうち、その由来、内容等においてわが国 民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの
- (1) 衣食住に関するもの。 たとえば服飾習俗,飲食習俗,居住習俗等
- (2) 生産・生業に関するもの。 たとえば農耕,漁猟,工作,紡織等に 関する習俗
- (3) 交通・運輸・通信に関するもの。たとえば旅行に関する習俗等
- (4) 交易に関するもの。たとえば市、行商、座商、両替、質等の習俗
- (5) 社会生活に関するもの。 たとえば社交儀礼,若者組,隠居,共同 作業等の習俗
- (6) 口頭伝承に関するもの。 たとえば伝説, 昔ばなし等
- (7) 信仰に関するもの。 たとえば祭祀, 法会. 祖塾信仰, 田の神信

仰, 巫俗, つきもの等

- (8) 民俗知識に関するもの。 たとえば暦数,禁忌,卜占,医療,教育等
- (9) 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に関するもの。 たとえば祭礼行事, 競技, 童戯等
- (10) 人の一生に関するもの。 たとえば誕生, 育児, 年祝い, 婚姻, 葬送, 墓制等
- (1) 年中行事に関するもの。 たとえば正月, 節分, 節句, 盆等
- 2 無形の民俗資料のうち,前項には該当しないが,重要民俗資料の特質 を理解するため特に必要なもの
- 3 他民族に係る前二項に掲げる無形の民俗資料で、わが国民の生活文化 との関連上特に重要なもの

## (5) 重要無形文化財の指定及び保持者の認定の基準

(昭和29年12月25日 文化財保護委員会告示第55号)

1. 重要無形文化財の指定基準

#### 〔芸能関係〕

- 1 音楽,舞踊,演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
  - (1) 芸術上特に価値の高いもの
  - (2) 芸能史上特に重要な地位を占いるもの
  - (3) 芸術上価値が高く又は芸性史上重要な地位を占め、かつ、地方 的又は流派的特色が顕著なるの
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの
- 3 前二項の芸能又は技法を成立させる上に欠くことのできない重要な 技能又は技術で次の各号の一に該当するものは、当該芸能又は技法の

- 一部として、又はそれらとともに指定することができる。
- (1) 当該芸能又は技法の表現に伴う技能で優秀なもの
- (2) 当該芸能又は技法の表現に欠くことのできない用具等の製作, 修理等の技術で優秀なもの

#### 〔工芸技術関係〕

- 1 陶芸,染織,漆芸,金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該 当するもの
  - (1) 芸術上特に価値の高いもの
  - (2) 芸術に資する技術として特に貴重なもの
  - (3) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (4) 芸術上価値が高く、芸術に資する技術として貴重であり又は工 芸史上重要な地位を占めるもので、かつ、地方的特色が顕著なも の
  - 2 有形文化財の修理,模写,模造等の技術又は規矩術等の建築術その 他美術に関する技術で特に価値の高いもの
- 2. 重要無形文化財の保持者の認定基準

## 〔芸能関係〕

- 1 重要無形文化財に指定される芸能、芸能の技法又は技能若しくは技術(重要無形文化財の指定基準〔芸能関係〕第三項の技能又は技術をいう。以下同じ。)を高度に体現できる者(二人以上の者が一体となって芸能、芸能の技法又は技能若しくは技術を高度に体現する場合には、これらの者を一体として保持者に認定することができる。)
- 2 重要無形文化財に指定される芸能,芸能の技法又は技能若しくは技 術を正しく体得し,かつ,これに精進している者
- 3 重要無形文化財に指定される芸能の性格上保持者とすべき者

# (6) 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準

(昭和29年12月25日 文化財保護委員会告示第56号)

#### 〔芸能関係〕

音楽,舞踊,演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立,構成上重要な要素をなす技法並びにこれらの芸能又はその技法を成立させる上に欠くことのできない技能又は技術のうち,わが国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの。ただし,重要無形文化財に指定されたものを除く。

#### 〔工芸技術関係〕

陶芸,染織,漆芸,金工その他の工芸技術及び有形文化財の修理,模写,模造等の技術,規矩術等の建築術その他に関する技術のうち,わが国の工芸技術又は美術に関する技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの。ただし,重要無形文化財に指定されたものを除く。

2. 指定件数等

(1)	, ,,,	宝指定件						建造	物	12155
鍾	別	絵画	彫刻	工芸	書跡	考古	小計	件数	棟数	計
北海	道			6725						2
青	森			2	22/		2		396	6
+	手			4	1 2		5	1 3	1 4	5
	城			24	2		2	3	4	1
	田			1 2			1		•	6
	形			2	3		5	1	1	2
	島			9	1	3.4	1	1	T.	1
城				1 4	6		2 5 2 1 5 1 1	6	9	2 6 5 1 6 2 1 16
木田	ĺ				0			0	~	
-	1				1		1 3 217			1 3 218 22
4	Ė			1	2		3			3
李	ř	49	1	89	68	10	217	1 2	1 2	218
条)	lì	7	1	89 7	68 5		20	2	2	22
	湯山						1000			
	iii			4			4	16221.01	1400	4
#	-			4 3 1	1		4 3 1 2 13	2 2 5 3	2 2	4 6 5 6 5 13 9
香	U	2		1			3	2	2	0
重	7			1			1	5	10	5
É				1	1		2	3	3	13
F	H	1		1 7 1	1 5 5 3 20		13	1927		13
4	ũ	1		1	5		7	2	2	4
重	Ì			100	3	1	4	00	00	55
智		4	4	4	20	1	33	22	23	231
都	5	48	32 4	14	88 13	3	190	46	20	55
阪		8	4	22	13	3	30	5 11	- 4	26
庫		1	1	3	9 13	1	100	61	69	199
庋	E	9	69	22 3 39 5	10	0	100	61	7	35
歌山	1	48 8 1 9 9	3	5	10	1 3 3 1 8 1	20	1	1	55 231 55 26 199 35
耳	X	1		0		1	2	1	2	4
ŧ	Į.			2			33 185 50 15 138 28 2 2	2	2	18
	Щ	2		0	. 1		11	7	12	18
	島口	2 1 1		2 2 9 3	1 2		11 6	7 1 2 2 7 3	23 58 8 14 68 7 1 2 2 12 3	9
	島				2			9	2	4
	Щ			0	4	1	9	2 3 1	2 3 1	12
	废			1			1	1	1	
	知	1		8 1 5	2	4	2 9 1 12	1		1
	尚智	1		J	2	3		10		
	崎							3	3	
	全分			1			1	2	4	;
	混森手城田形島城木馬玉葉京川潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎島			1 248			1	100	-	1,01
	計	145	115	248	264	34	806	207	249	1,01

稚	别	絵画	彫刻	T#	書跡	考古	小科	建	造 物	- <del>11</del>
ш	2513	版	<b>周</b> 达次19	工芸	音跡	专自	小計	件数	棟数	- 61
比	每道	1	1	3			5	7	15	12
雷	李		2	10		3	15	13	21	28
4	丰	2	19	11	3	1	36	9	9	45
금	tot	2 1	6	6	3	5	21	10	14	31
青岩宮秋山福灰栃鮮埼千	森手城田	3		3	ĭ		7	5	6	12
i.	彩	3 5 3 7 7 2 5	4	29	10	2	51	17	17	68
岩	島	3	23	15	2	3 5 2 3 9	48	15	15	63
開	144	7	14	9	2	3	32	16	22	48
交	城木馬玉	7	7	52	O.F.	2	104	21	119	125
加	小	,	,	52	35	3	104		16	120
肝	馬	4	2 9	5	3	4	21	14	10	35
町	土	5	9	13	4	4	35	11	23	46
1	果	4	11	10	9	3	37	19	19	56
東	京	382	165	595	541	72	1,755	36	55	1,791
件?	奈川	68	60	66	74	9	277	40	47	317
新	渴	4	15	8	10	2	39	16	26	55
皮	Ш	2 8	8	2 20	5 28	1	18	10	12	28
石	JII	8	10	20	28	2	68	30	43	98
福	井	11	26	9	13		59	17	17	7€
П	(業京川潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山取)	8	13	7	5		33	37	38	70
長	鲆	6	38	18	4	2	68	52	65	120
時	島	5	42	21	12	2 1 2 2 6	81	25	42	106
44	1561	30	12	55	28	2	127	14	26	141
野	411	35	33	55	65	2	190	57	85	247
$\tilde{\Xi}$	番	17	59	18	30	6	130	13	15	143
盆	如	93	367	50	63	4	577	163	192	740
쫌	郵	450	338	127	658	23	1 596	252	446	1,848
1.	5312	100	100	191	97	23	1,596 511	69	107	580
슫	EX	92	100 97	58	64	29	340	69 80	169	420
2	严	81	468	201	181	31	962	233	303	1, 198
T.	及	66	98	62	48	31	279	67	92	346
Ung	以出	66	17	4	40	5 5 5	30	7	9	37
100	拟	3 7	17		7	5	60			07
击	根	00	20	21	7	5		13	26	73
呵	川	23	16	34	3 17	4 2 3	80	39	87	119
A	島	10	39	59	17	2	127	42	54	169
Ц		10	16	25	14	3	68	20	23	88
忠	島	6	14		3	2	25	3	3	28
杏	111	21	32	16	9	1.5	78	17	23	95
変	媛		13	87	4	1	105	34	82	139
高	知	2	50	10	1		63	9	25	72
雷	岡	11	48	28	10 10	25	122	18	18	140
左	賀		13	4	1	2	20	4	5	24
是	媛知岡賀崎	1		1	1		3	15	17	18
島岡太山徳香愛高福左長熊	本	2 2	10	3	7	3	25	12	30	37
×	4	2	22	10	2	1	37	17	20	54
京	临	10770	3	1000	1	1	5	1	1	6
在り	本分崎島		3753	13	1177	- 1	13	3	1 3	16
20	つ他	2	1	28	15		36	~	170	36
- Mag	+ 100	1,598	2,361	2,062	2,092	306	8,419	1,622	2.502	10,041
p	1	2,000	2,001	2,	-,	000	٥, ٠٠٠	2,000	-, 002	20,01

(注) 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

指定	区分	- 11	壁间	H		14	迪	i .	図		像		垂點	<b>斯</b> 画	芦	像画
国	宝		-	4)			37	•			_			1		13
重要	文化財			7 1)			395	5			35			34	Ô	190
-	計			7			432	2			35			35	-0490414	203
(注)	かっこ	内的	は建造物		一部	らで	、美	術コ	二芸品	50	絵画	iŁι	,T	定国る	EBL	は重
2	彫	刻								ŧ						
<	区分	}	7	木		1.70		SWIFTER	造	-00			銅		X	盐
指定			仏像	<b>ネ</b>	中像	肖等	像	仮記	面狛 筝	板化	る影響	仏貨	ę ;	押出	神像	光背銘記
雨	宝 医文化財 計		60 1,682 1,742		5 84 89		8 29 37	10/200	90 90		2 16 18	1 13 14	5	6	1	- 5
3	工芸	品	h ii											0		<u> </u>
指定	区分	}	:	金	·;I	00		漆	エ			陶	磁		染	織
	宝文化財計				43 436 479				26 190 216				13 126 139			75 82
4	書	跡														
指定	区分	分		和	書			漢	籍			仏	典		主書	・記録
	宝	20			56				46 92		84:		67 532			49 453

区分 指定	和書	漢 籍	仏 典	文書・記録
国宝工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工	56	46	67	49
	331	92	532	453
	387	138	599	502

NA NA	4:中	時代	原	史 時	代
1500	縄文·弥	銅鐸等青銅遺物	古墳一括 遺 物	鑑 鏡 その他	垣輪・石人 ・石馬等
100 占	Theres	2	3	5	-
国 玉 重更文化財	35	28	11	34	- 33
重要文化財計	35	30	14	39	33

— 126 —

(注) いずれも重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

大和絵	水墨画	障屏画	世近画	明治 以降	中国等朝鮮等	計
31	13	20	3	Ξ.,	27	145
220	100	178	73	20	201	1, 453
251	113	198 (3)	76	20	228	1,598

文化財の取扱いをするもので外数である。

	外国	造	鉄その	1	ž	石		造	塑	乾漆造	
Ď	作品	**	仏像	石膏	磨崖 仏	狛犬 獅子	仏像	肖像	仏像	肖像	仏像
11	4	1	-	-	_	-	-	1	6	3	14
2, 24	35	1	10	2	4	6	7	3	9	1	20 34
2,36		î	10 10	2	4	6	7	4	15	4	34

	器	武	松	TTT.
計	甲胄弓矢鞍	刀剣	<b>本</b> 性	M-EV
248	21	122	16	0
1,814	154	754	41	38 38
2,062	175	876	57	38

墨跡・古筆	版本	金石文等	西域本・洋本	計
31	1.3	2	_	264
260	- 117	15	28	1,828
291	130	17	28	2,092

11000	(Fig.	-4-		代	時		歷 5	
1	鮮	朝	その他	金石文及印類	塔婆類	経 出土品	寺院址出土 品及塼瓦類	火葬墓 遺 品
240	2	100	-	4	1	8	4	5
27	20	1270	8	. 20	10	32	23	18
30	22		8	24	11	40	27	23

(4) 国宝·重要文化財指定建造物種類別棟数

(昭和45年8月31日現在)

種	類	国宝	重 要 文化財	種		類	国宝	重要文化財
神社建	築			商	業 建	築		5
殿		46	515	学	校 建	築		20
霊	屋	1	12	宗	教 建	築	1	4
FS		3	113	往		宅		12
	木造		5	門				3
	石 造		20	そ	0	他		. 3
5,100	銅造		7					
厨	子		1	民家	建	築		41240
その		6	161		(農			88
	10			主	屋【町			15
寺 院 建	築				しそ	の他		11
堂		79	389	離		屋		8
塔		30	110	倉				43
方 丈・	庫裏	8	48	P7				26
門	7 20	16	152	そ	0	他		12
厨	子		12	石造	塔	碑		
その		19	116	塔	1000	***		168
	10			碑				10
城 郭 建	築			そ	の	他		9
天	客	4	16	1		6299		
櫓		4	87	III	造	物		6
FS			64	塔				4
その	他		62	門				4
10 D				橋		梁		
住 宅 建			05	木		橋		6
書	院	22	85	石		橋		10
茶	屋	6	20	そ	0	他		
FF	100	1	5	門		ing.		3
その	他	1	9	そ	D	他	2	13
洋 風 建	築					16		-
公共			14	合		計	249	2,502

(注) 重要文化財の数は国宝の数を含む。

 
 ・特別天然記念物指定件数(昭和45年 8 月31日現在)

 史跡
 特別名
 特別天

 特史
 特史
 特名
 特名
 然記念
 計

 特名
 特天
 特史
 特天
 物
 (5) 特別史跡・特別名勝 名名特史 区 特史 1 3 1 1

21

2 11

68

6 11

143

1

45

計

5

51

24 4 29 20	× "		43 14 46 34		和		類	史 跡	史跡·	名勝	史跡·天 然記念物	計
8			13		[貝	塚		27			(4) TC	27
12			19 47		遺物包	含 地		2(1)				2(1)
22 5 5			21		住 居	跡		33(2)			7	33(2)
5		1	26	1	古	墳		219(6)				219(6)
17 11		1	24		神籠	石		9				9
12	2		25		その他と	1に類する遺	床	9				9
10	1		49 44		(1)	計)	-71	299(9)				299(9)
22		1	33		都 城	跡		5(2)				5(2)
12 15			18 .23		宮	路水		14	2	)		16
8		1	33		大宰	3370		1(1)		5		1(1)
32 20			39 38		国郡后	3 30		1				1
34 28			49	2	城	跡		102(12)	1		39	103(12)
28 20		1	56		防	显		3(1)				3(1)
4	35	1	39		古 戦	場		4			1	. 5
13 8			46 93			ッッ 台に関する遺	Dale:	12			•	12
6			46		(小	計)	F00'	142(16)	3		1	146(16)
16 19	93		37 ·87		ん社寺の跡			129(10)		(1)		130(11)
15			32		経	塚		3		( -)		3
13 24		1	30 74	3	磨崖	仏		19(2)				19(2)
11			49	-		L信仰に関す	ス海味	19				19(2)
12 43		1	28 80		(1)	計)	の厄動	170(12)	1	(1)		171(13)
10			13		(聖	廟		2		(1)		2
8 12			22 26		藩	学		5(1)	1			6(1)
13	1		23		郷	学		2(2)				
20			65 21	4	私	塾		7				2(2)
10 25			34	-	文	庫		,				1
17		1	40 38			学芸に関す:	- white	5				5
13 35			51				る 運跡					-
18	1		33		·aks aka	計) p.k		21(3)	1		13	22(3)
12 51			21 51		楽 園	跡		3		196		3
14	3	9	1,872	5	慈善が	The Later of the Control of the Cont	or Marsh	3				3
	826		.,		ての他社会	事業に関する	つって新				J	

(6) 史跡·名勝·天然記念物指定件数

名

史跡,名勝、天然記念物の件数はそれぞれ特別 記念物の件数を含む。

(注)

	種		類	史	跡	史跡・名勝	史跡・天 然記念物	計
	関	跡		5(	1)			5(1)
	- B	塚		17				17
	並木	街 道					1(1)	1(1)
	条 里	制跡				#1		
	堤	防		3				3
	窯	跡		18				18
	H #	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
	その他西	<b>E業交通土</b>	木に関する	31			1	32
	遺跡(小	計)		74(	1)		2(1)	76(2)
	(墳	墓		51				51
	{ W	卑		3(	3)			3(3)
	一个	計)		54(	3)			54(3)
	旧	宅		28(	1)			28(1)
	選	池		1		20(4)		21(4)
	井	泉		1				1
	樹	石		1				1
	特に由約	者すある地	域	5		1		6
	(1)	計)		36(	1)	21(4)		57 (5)
		が外国人に	関する遺跡	6				6
)	(1)	計)		6				6
4	合	計		808(	45)	26(5)	3(1)	837 (51

- (注) 1. ( ) は特別史跡の数を示す。
  - 2. 指定理由が2以上の指定基準に該当するものについては、主要な理由 をとった。

2	名	勝
-	Barrie .	PAPE

種		類		名	勝	名勝・史跡	名勝・天然記念物	<del>11</del>
庭			園	67(	7)	18(1)	0	85(8)
自	然	名	勝	87 (	9)	3	36(3)	126(12)
_		†		154(	16)	21(1)	36(3)	211(20)

- (注) 1. ( ) 内は特別名勝の数を示す。
  - 2. 「庭園」の数は史跡・名勝庭園 (21) を含んでいない。

### ③ 天然記念物

	種	類		天然記念物	天然記念物 · 史跡	天然記念物 · 名勝	計
ent.	(哺	乳	類	24(3)			24(3)
動	鳥		類	64(10)			64(10)
	魚		類	13(1)			13(1)
	昆	虫	類	26(2)			26(2)
物	そ	0	他	20(2)			20(2)
100	(小		計)	147 (18)			147 (18)
	(单		木	278(13)			278 (13)
植	並		木	12(2)			12(2)
物	自	生	地	215(14)	2		217 (14)
100	(小		計)	505 (29)	2		507 (29)
地	質	鉱	物	152(20)	1	9	162 (20)
天	然保	護区	域	10(1)			10(1)
*	総		計	814(68)	3	9	826 (68)

(注) 1. ( ) 内は特別天然記念物の数を示す。

### (8) 重要民俗資料指定件数

(昭和45年8月31日現在)

府贝	県名	件	数	府势	具名	件	数	府归	具名	件	数	府则	具名	件	数	
北	每道		1	東	京		6	滋	賀			香	Ш			7
青	森		2	神	祭川			京	都		2	愛	媛			
岩	手		2	新	澙		4	大	阪		1	高	知		1	
宫	城			富	Щ		2	兵	庫		4	福	岡		1	
秋	田		5	石	Ш		2	奈	良		1	佐	賀		1	
Щ	形		3	福	井			和	大山		1	長	崎			
福	島		9	Щ	梨			鳥	取			熊	本			
莢	城		1	長	野		4	島	根		7	大	分		3	
栃	木			岐	阜		4	岡	Ш			宫	綺		1	
群	馬		1	静	岡		1	広	島		4	鹿り	息			
埼	玉		2	愛	知		2	Ш	П		6					
千	葉		1	$\equiv$	重			徳	島		3	=	t		79	

#### (9) 重要無形文化財保持者数

(昭和45年8月31日現在)

①芸能の部

種	別	名	称		保持 者数	保持者の死亡に よる認定解除数
能	楽	能 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	方		4	
	555	能ワキ	方		1	2
		能囃子方	大鼓		1	2
		能囃子方	小鼓 太鼓		1	
		能囃子万			1	1
		独	吕	.1.41	0	1
			t-1-20-1	小計	9	1 3 4
文	楽	人形净瑠璃	文架太天 文楽三味線	lve.	2	1
		人形浄瑠璃 人形浄瑠璃	文楽三味線	,	Õ	î
		八心仔细华	人米八心	小計	2	1 1 6
歌	舞伎	野 毎 付	立 役	. 1 . 0 1	1 9 0 2 0 2 2 2 2 1 0 5	ĭ
WAY.	外 汉	歌舞伎歌舞伎	立 役 女 方		2	8
		歌舞伎ぶけ	女方		1	
		歌舞伎	脇役		0	1
		W. 71 D.		小計	5	1 2 2 2 1
新	派	新派女	方		0	2
		322		小計	0	2
音	楽	地	唄 曲 唄 線		0 1 3 2	1
		筝	曲		3	1
		地等長唄三	. 唄		2	
		長唄三	乐 線		1	1
		一中節浄	瑠璃		0	1
		常磐津節三	コロアエロア			*
		宮 南 清 元 節 第 元 節 第 元 一 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	瑠璃 瑠璃		1	
		信 儿 即 伊	味線		ô	2
		尺	八		1	
		/	/ 5	小計	11	7
舞	踊	歌 舞 伎	舞踊	3 01	1	2
74	PITI	歌 舞 伎京	舞踊舞		î	
		41		小計	2	2
	計				29	22

(注) 保持者数のうち0となっているものは、かつて指定されていたが保持者 の死亡によって指定解除となっているものである。

(総合指定)

名	称	保 指 者 (団 体) 数
雅能人形净	楽 楽 楽 楽 楽 奏 使	1 1 1 1

② 工芸技術の部 (各 個 指 定)

陶	芸	鉄 釉 陶	44.44		保持 者数	
			器		0	保持者の死亡に よる認定解除数 1
		鉄志瀬備色民萩 釉 戸前 磁陶	器野黒焼器器焼		1	
		瀬 戸 前	無		1	1
		色炭磁胸	器		0	1 2
	75	色絵磁陶	器		1	
N.		秋	党	小計	14	4
染	織	有 職 織	物]	1,41		4
55.0		有羅唐友型長精伊駿 板好勢 极好勢	J		1	
		唐	組禅染形平		1	
		型絵	件		3	2 1 1
		長 板 中	形		î	î
		精好仙台伊勢型紙			0	1
		伊勢型紙	突影		1	
		"	縞彫 錐彫		1	
		"	道具彫		1	
			糸入れ		1	1
		正声小	染紋糊		0	1
		正 戸 小 友 禅 揚 子	糊		ő	1 1 8
			4.77	小計	13	8
李	芸	蒔 影 沈 蒟	絵		2 1 1 0	
		沙	絵漆金醬		1	
		対句	<b>地</b>		ō	1
		***		小計	4	1
<b>£</b>	工	茶の湯	金签刀造金		1	8.
	ă	茶 の 湯 日 本	第		1	1
		蠟 型 鋳	造		0	1
		彫	金		0	1
		鋳茶日蠟彫銅肥 の型 を を を り り り り り り り り り り り り り り り り	羅透		0	1
			122	小計	4	4
大 竹	I	竹 木 工	芸 芸	2 11	. 1	•
		木工	芸	1.51	2	
	形	<b>龙 堂 L</b>	联	小計	1 2 3 2 1 3	
	, D	衣 裳 人 紙 塑 人	形 形		î	
	- 4-0	ALTER TOO TO		小計	3	20
三渡和	1紙	越前奉雁皮	書紙		1	
		雁 皮	献	小計	1 2	
計				'J'EI	33	17

(注) 保持者数のうち、0となっているものは、かつて指定されていたが保持者の死亡によって指定解除となっているものである。

(総合指定

		4	3		2	陈				保持和	6 (団	体)数		
		/\=	F谷和	容・書	改後	上布			HOUSE IN THE	100	1			
		結		或	紬						1	17		
		久	留	*	絣						1			
		石	州	半	紙						1			
		本	美	濃	紙						1			
		5355		t	5750 0==						5			
(10	) }	選択無	無形に	文化	は一	覧				(昭和	п 29	年度~	~44年	度)
	1	芸	能	0	部	(56)	牛)							
種		别			名	移	尓				個	人	団	体
歌	舞	伎		演	技	0	型					1		
				A	テ	0	型					I		
				下	座	音	楽					1		1
										小計	;	3		1
音		楽		天	台	声	明				. 3	l		
		550		真	言	声	明				- 4	3		
				平			曲					4		
				筑	紫	流 筝	曲					2		
						流 筝						1		
				地			唄					3		
				義		太	夫					5		
				何		東	便	90				2		
				annual .	3	中	節					4		
				荻		工	節					1		
				新		内	節					3		
				高		本	節					1		
				宫		蕒	節					2		
				胡			弓					3		
				奥	浄		璃					1		
				-		絃	琴					4		
				1		雲	琴					4		
					方寄	席下	<b>座音楽</b>					1		
				警		女	唄					2		
										小計	4	17	0.0	
民	俗芸	能		(略	(									34
					9	計					£	50	3	35

② 工芸技術の部 (37件)

種	別	名称	技艺	者数(個人)	団	体	数
陶	芸	柿 右 衛 門		1			
•	0.5833	上絵付(色鍋島)		1			
		"(黄地紅彩)		1			
		祥 瑞		1			
		唐 津 焼		1			
		緞部		1			
		萩 焼		1			
		辰 青 磁		1			
		磁器大物成型ろくろ		1			
		柿右衛門		1			
		丹波立杭窯		^		1	
		瀬戸丸窯				1	
		小鹿田焼				1	
		3 00 14 00	小計	10		3	
染	織	紫根染茜染		1			
6520		かっぺた織		1			
		組組		1			
		上代植物染		1 .			
		和裁		1			1
		白 石 紙 布				1	
		有松鳴海絞				1	
		丹 波 布				1	
		黄 八 丈				1	
			小計	5		4	
漆	芸	村 上 堆 朱		2			
200	2213	存 清		1			
		螺鈿	97	-1			
		蒔 絵 用 具		1			
		能代春慶		1			
		飛驒春慶				1	
			小計	6		1	
金	I	秋田銀線細工	25057 T	1			
		布 目 象 嵌		1			
		肥後透及び肥後象嵌		1			
4	(4 °		小計	3 1			
その	他	刀 剣 柄 巻	NOVICO A	1			
		截 金		2			
		木 画		1			
		七宝				1	
		七 宝木 版 画				1	
			小計	4		2	
計				28		10	

### 3 特別天然記念物に指定されている主要な希少鳥類の生息数

生息	年地	度	31	32	33	34				38	備	考
h +	佐	渡				4	5	6	7	8		
"	石	Ш					-			0		
計						4	5	6	7	8		
コウノトリ	豐	岡	23	22	21	17 20	18	15	14	12		
"	小	浜		3	2	2	2	2	2	2		
"	武	生		2	3	3	3	2	2	2		
計			23	27	26	21	23	19	18	16		
アホウドリ	鳥	島		37					45			
タンチョウ	otwes	93029	76	92	123	139	152	175	184	147		
生息	年	度	39	40	41	42	43	44-	45		備	考
名称	地	\		1.00	-			-	-			. eta Wile en
トキ	佐	渡	11	11 (2)	10 (1)	10 (3)	8 (2)	9 (1)			うち飼育いるもの	息数の
"	石	Ш			1	1	1	1	0		1,0 p.	
<b>#</b>			11	(2)	11 (1)	11 (3)	9 (2)			i.		
コウノトリ	疉	冏	10	8	7	6	5	3	(1)	ľ		
"	小	浜	4	2	0	0	0	0	0			
"	武	生	0	0	0		0		0			
		計	14	10	7	6	5	3	(1			
アホウドリ	鳥	島	56	63							29年2	25月
タンチョウ	,410	P-4			172	200	200	200	212		1	

# 4. 埋蔵文化財関係資料

(1) 埋蔵文化財発掘届出件数

(昭和35~44年度)

٠.		年度	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	計
邓道序	子県	·				- 50	0.5	40	44	42	-40		p1
北青岩宮秋	海	道森	43	50	41	39	46	39	56	53	49	42	458
青		森	14	8	8	5	4	3	4	7	11	8	72
岩		手	14	10	9	15	15	15	17	22	20	17	154
宫		城	7	8	13	16	11	17	22	32	31	26	183
秋		手城田	6	5	5	7	7	6	15	15	9	15	90
Щ		形	2	6	5	5	6	9	10	13	6	19	81
福		島	9	9	8	10	14	15	21	16	15	34	151
失		島城	2 9 6 6 9 18	11	11	13	13	14	21 14	22	24	16	144
栃		木	6	5	6	14	19	20	14 23 29	17	25 21 28	32	158
群		馬	9	18	17	13	20	19	23	22	21	33	195
埼		Ŧ	18	20	14	24	22	20	29	36	28	31	242
千		棄京	10	20	21	21	17	24 27	21 39	21	34	27	216
東		京	14	18	23	18	16	27	39	28	28	32	243
神	奈	711	11	12	20	21 18 15	23	29	24	29	34 28 38	38	239
新		潟	12	10	8	7	9	12	6	14	19	11	108
福茨栃群埼千東神新富石福		山	1	0	1	7	3	5	6	1	3	5	32
石		Ш	6	4	3	5	5	5	1	7	4	35	75
福		井	3 0 18 5	4	7	4	4	6	7	4	7	11	57
Ш		井梨野	0	2	3	1 38	2	1	6	38 7	7	7	31
長		野	18	21	25	38	41	42	55	38	57	74	409
岐		座	5	6	5	4	7	33	7	7	8	11	63
静		岡	14	15	15	24	33	33	29	16	17	23	. 219
愛		知重	13	20	13	12	41	41	47	47	27	29	290
$\equiv$		重	9	6	7	6	9	9	5	9	9	11	80
碰		賀	5	10	10	14	8	11	5	7	9	5	84
京		都	7	8	15	18	27	24	28	20	25	23	195
大		阪	16	17	19	17	15	15	17	30	37	40	195 223
山長岐静愛三滋京大兵奈和		朣	9 5 7 16 9 9	11	19	14	12	23	18	15	14	24	159
奈		良	9	13	11	20	30	34	31	15	66	98	327
和	歌	Ш	0	4	6	8	8	9	11	15	7 3	13 7 17	81
鳥	3000	取	0	0	0	1	1	3	8	5	3	7	28
島		根	4	4	3	6	5	2	8	11	10	17	66
島岡		Ш	5	5	5	3	4	8	8	8	9	7	62
広山		島	0	6	8	8	9	2 8 11	6	12	12	13 13 2 5 3	85
Щ			9	3	11	7	5	7 2 4	6	18	7	13	86
徳香愛高		島	0	1	2	0	0	2	3	3	2	2	15
香		Ш	5	5	4	0	4	4	5	6	9	5	44
愛		媛	1	5	4	3 2 7	1	3	0	1	2	3	23
高		知	0	0	1	2	1	3	3	3	1	4	18
福		知岡	5	8	14	7	5	4	30	35	62	77	247
福佐		賀	2	2	0	3	1	5	6	8	3	6	36
長		崎	5	6	4	5	4	7	7	4	7	9	58 139
熊		本分崎	0 4 5 0 9 0 5 1 0 5 2 5 2 1	2	6	13	2	17	23	33	27	14	139
大		分	1	3	7	7	6	7	3	5	1	0	40
宮		崎	2	2	3	2	5	4	4	1	11	14	48
長熊大宮児総	鹿	島計	4	8 408	3	2 5 486	7	6	6	9	10	7	65
総	250	計	341	408	443	486	547	623	710	742	831	988	6,119

都	道 府	県	Α	В	С	合 計
Ir.	海	道森	56件	270件	548件	874
匕听着玄火山	1144	委	73	251	562	886
4		手	85	350	1,784	2,219
		城	115	345	2,490	2,950
		田	57	197	632	886
ğ		影	85	240	1,745	2,070
1			78	188	2,150	2,416
1		島		250		6,369
		玻	92		6,027	1 026
î		木	166	292	578	1,036
		馬	230	280	7,690	8,200
		玉	125	291	995	1,411
		葉	316	514	10,581	11,411
		玉葉京	40	190	510	740
i	奈	JH	52	126	318	496
ř	24.	滆	75	189	1,995	2,259
		Ш	28	60	1,112	1,200
		111	31	110	1,710	1,851
=		-H:	42	134	1,274	1,450
i i		利	80	150	2,551	2,781
1		SE .	230	520	7,539	8,289
		野	96	285	2,495	2,876
		早	204	280		4,358
		岡			3,874	6,294
		知	185	274	5,840	
		重	129	442	2,812	3,383
		賀	250	300	1,770	2,320
		都	280	340	970	1,570
		阪	308	387	918	1,613
		庫	260	324	4,286	4,870
		良	320	415	4,294	5,029
i	歌	Ш	154	246	3,300	3,700
L	-	取	103	217	3,755	4,075
Ľ		根	87	193	1,806	2,086
N N		山	286	375	9,199	9,860
号 - 古曜 1人		島	180	230	7,090	7,500
i i		口	125	280	2,795	3,200
山葱		島	114	192	356	662
25		JII	85	98	231	414
1			78	124	520	722
£		媛	92	133	180	405
香髮高富左		知	200	500	2,175	2,875
Ħ		岡		169	2,175	799
E		賀崎	56		574	820
Ż		岭	58	180	582	0.020
展		本	127	637	1,513	2,277
た		本分崎	67	130	589	786
3	22.0	崎	208	302	4,120	4,630
長熊大宮鹿忩	児	島計	115	235	1,110	1,460
Mer.		E+	6,223	12,235	119,945	138,403

(注) Aは重要、Bは比較的重要、Cは普通とする。

5. 開発等により最近問題となった主な史跡および埋蔵文化財包蔵地一覧

1	史		跡				8		
番号	物	件	名	問	題	点	处	<u>L</u>	理
1	武蔵 東京都 市	1分 国外	寺跡(分寺)	国タく区変・状れおなかので、大学のでは、1000年の100年の100年の100年の100年の100年の100年の100	て・築し跡生れ発年の。近て都	がに無そでい市が外の	し 処するた 地状 り国国庫化 な公 なる ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない	は、昭和の一般では、	開発等に対和 40 年度 よ 英主体者とし さけし、土地
(	k 福 鎌倉市			指定地は主 宇跡からな (西ヶ谷地) 造成が行な	るが,	指定地西ク規模な宅が	側 れたので 地 わたり発	, 昭和4 掘調査を	跡も予想さ 1・42年度に で行なうとと 導を行なっ
	能含八 飲食市			御谷におい 鎌倉市だり16 築面積また。 住宅宅 いで出され	り投呼の (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	所建設() が計画され では42年」 請があい。	建れ以つ は施坊か計には鑑い がか計には鑑い	142年の 年ろでのと いかでなこ 歴 り 地 の 地 の で の と こ の で の で る で る で る で る で る で る で る で る で	地震富二が所を大きながある。現立のを十明建の変性しいを十明建の変性して実五ら設後更にて
4 利	可賀	江	嶋	昭和43年, 設および港 江嶋構築材 除去される	湾埋立である	により和な	賀 ともに、	構築材の	指導すると 礫群を写真 係を明確に
5 税	不名 ₹ 横浜市	宇 场金	(内)	昭和43年の は内界指 中 上 り 造 成 中 心 と も さ れ た 、 き を 中 れ た 。 れ た の れ た れ た う れ た う た れ た 。 た 。 た 。 た 。 た 。 た 。 た 。 た 。 た 。	のみで 外の裏 により、	あった関係 山一帯が3 山の削 <sup>2</sup>	系 拠,追加 宅 また造成 で るよう指 から横浜	指定する 計画した事 ををを 動金をを	として, して, してと変な44年と を変な44者と として、 と変な44者と とが、 とで変な44者と とが、 とが、 とが、 とが、 とが、 とが、 とが、 とが
	被 大阪市 町			朝堂院地区 青少年教育 深江一築港 等が出され	センター線の高さ	ーの建設,	は, 追加	指定の方	について 向で考慮し 掘調査を行

理

7 姫 路 城 跡 (兵庫県姫路市) イ、姫山地区(城北方)にお ける県・市営住宅の撤去お よび社会福祉法人による公 共事業に対する建物増改築 等の現状変更について。

ロ, 商業, 住宅地となってい することについて。

姫山地区の住宅については, 昭和45年度より住宅撤去を開 始し、跡地を順次整備するこ ととしている。

また,公共事業施設等に対 する処置は、撤去、移転の方 る大手前地区の整備を推進 向で指導しており、施設によ っては、撤去期日の迫ってい るものもある。

近職地建,近畿財務局,文 化庁,県、市のあいだで整備 のための連絡協議会を設け, 現在より選升 現在も協議を継続中である。

大安寺旧境内 /奈良市大安寺/

ついての地元からの要望が強 理をすることとしている。

指定地北地区は、大部分が人 現状変更等の処理に際しては 家地となっており、解除等に 地域を分け、規制の段階的処

9 飛鳥寺跡 /奈良県高市郡/ 明日香村

許可現状変更があり、ほぼ完 成をみているが、飛鳥寺全体 の保存のなかで問題となって いる。

昭和44年に中金堂付辺での無 ここでの現状変更は、不許可 の方向で再三指導をしてきた ところであり、工事中止の指 示も行なっている。とくに全 体の整備計画との関連もある ので、現在その処置について 検討中である。

10 高 知 城 跡 (高知市)

昭和42年,大手地区で,既存の市立公民館の改築(鉄筋コ された。

11 松 山 城 跡 (愛媛県松山市)

二の丸に所在する市立中学校 の体育館等の改築をはじめと した城郭内(建物撤去を含む) の整備計画について、

当該地は、城郭の保存上、重 の市立公民館の改築 (鉄筋コ 要なところでもあり、不許可 ンクリート 4 階建) 計画が出 の方向で指導。指定地外の所 で建築することに決定した。

> 学校については、 将来移転す ることを条件として, 一部建 物建築等を暫定的に認めた。 また,全般的な整備について はその推進を行なっている が, さしあたり, 本丸地区か ら実施している階段にある。

#### ② 埋蔵文化財包蔵地

番号 遺 跡 名

題

処

理

空港予定地に遺物包含地があ 1 新東京国際空港 り(縄文, 古墳時代)、全域 年9月からガードマンをつ についての分布調査を完了。 け、調査を実施中、 地域内所在遺跡 (千葉県成田市) 事前調査を予定しているが、 土地買収問題とからみ、立入

り調査が困難であること。

問

県教委は、調査班を編成、45

/神奈川県横浜\ 市港北区

2 稲荷前古墳 昭和43年4月に関東菱重興産 による宅地造成中に発見され た。緑地として保存するよう

文化財保護対策協議会を中心 とする学生、文化人らの保存 運動が活発化し、史跡公園と

横浜市公園施設課とも協議を すすめたが、断崖上にあるた め、近隣住宅におよぼす地形 的危険性および国指定物件と しての条件不足等により保存 が困難となってきた。

して保存し、活用すること。 擁壁工事を施行し、崖の危険 を防ぐ方法がとられた。横浜 市議会第五委員会は第16号墳 を買収し保存することを決議 し、市は同地域を買収し、市 指定を行ない,現在「古墳の 博物館」として保存されてい

3 宮の原遺跡 /神奈川県横浜\ 市港北区, 吉 田町

番号 物 件 名

東急不動産株式会社がこの附 近一帯を買収し、宅地造成工 事の計画をたてたので、遺跡 保存につき 協議を行 なった が、造成工法上保存を図るこ とが困難であり、昭和43年7 月から10月まで事前の発掘調 査の実施をせざるを得なくな

調査は意外に進展せず、完了 しないうちに調査期間が終 り、調査費用が不足するとい う事態が起ったが, 東急不動 産と協議のうえ, 工事の着工 を延期し、調査費用は補助金 を交付して残余の調査を実施 した。

4 伊場遺跡 (静岡県浜松市) 伊場

った。 国鉄浜松貨物駅を移転し, 現 帯の市有地を指定した。この ため市教委は予備調査に入っ た。本遺跡は県の指定物件で あるが、本事業は静岡県の発 展にかかる大事業であり、そ のためには伊場遺跡の破壊も やむを得ないが、その代り、 調査には万全を期す。指定地 の現状変更を行なうという措 置をとった。

市教委は「浜松 市 遺 跡 調査 東海道線を高架化することに 会」を組織し、昭和44年6月 より、浜松駅を中心とした都 から事前調査を開始した。し 市改造案が出され、昭和43年 かし静岡県考古学会、学生ら 2月電車区、機関区の移転先 による伊場遺跡保存運動がお 用地として伊場遺跡を含む一 こり調査不能になった。事態 こり調査不能になった。事態 を重視した市教委は、遺跡の 学問的不明確な点を解明する ための調査であり、その調査 結果に基づいて保存を考慮す るという声明を出し、(文化 庁の指導による), 目下、学 術調査を継続中である。

5 原目山古墳群 (福井市)

調査により古墳時代前期の重 遺跡に北陸縦貫自動車道建設 いる。 を決定し、工事をすすめてい

上水用貯水池建設に伴う緊急 道路にかかる24基の古墳につ き,公団側,県教委,地元保 要な古墳群であることが判 存会,文化庁との間で保存を 明。その後日本道路公団が本 めぐって現在協議をすすめて

長岡宮跡 (京都市乙訓郡) 向日町

域は大極殿, 小安殿をふくむ 指定地であると同時に私有地 である。付近は京都市街地に 保存する方針である。 近接しているため宅地造成が すすみ, 保育所, 学校建築も 計画され、放置しておけば、 破壊は必至である。

長岡宮跡全域のうち、指定区 昭和39年度から国庫補助金に より遺跡の範囲と遺構の確認 小範囲であり、ほとんどが未 調査をすすめている。遺構が 判明次第追加指定を行なって

処

7 安満遺跡 /大阪府高規市\ 八丁啜町,高 |垣町

不動産業者による宅地化が著 るしい。

宮の前遺跡 (太阪府池田市)

遺跡は中国縦貫自動車道, 阪神高速道, 中央環状線の合す り、万博のため工事が急速に すすめられた。

池上・四ツ池遺 /大阪府,和泉\ (市, 堺市

第2阪和国道により、池上 遺跡 19,300m², 四ツ池遺跡 21,400m² が破壊される予 定。路線変更が困難な状況に ある。

10 一須賀古墳群 大阪府南河内 郡河南町,太

中小企業者が約40万坪の宅地 造成を計画し、昭和41年11月 に 古墳数十基の 破壊 を 強行 し、旧地主が遺失物横領罪で 書類送検された。

11 泉北ニュータウ ン関係遺跡 /大阪府堺市, 和泉市

大阪府企業局が計画している 事業で、約1,520 ヘクタール が、これまでに古墳12基、窯におよび436か所の遺跡があ 跡 108 基、遺物散布地9か所 る。調査員の不足がさけばれの調査が終わっている。 ている。

165 号パイパス (奈良県橿原市)

12 藤原宮跡と国道 特別史跡藤原宮跡北方地域に 国道 165 号橿原バイバスが計 画されたが、この地域は内裏 跡を推定される重要な遺構の 存在する地域である。

13 大歳山遺跡 (神戸市垂水区)

土地所有者田村興産が 8,000 坪の宅造を計画し、遺跡の破 壊が目前にせまってきた。

遺跡の約1/4は京都大学農場 昭和42年度から国庫補助金で となっているが、他の部分は 発掘調査し、主要部分を史跡 京都、大阪に近接するため、 に指定するため、現在調査中 である。現在大阪府が仮指

原因者負担により事前調査を 神高速道、中央環状線の合す 実施し、多大の成果をおさめるインターチェンジにかか たが、遺跡は破壊された。

> 第2阪和国道内遺跡調査会を 作り、原因者負担による事前 調査を実施中。これに伴う付 近の開発に対処するため、昭 和45年度には国庫補助金によ る発掘調査もすすめている。

昭和43年度に西半地区を原因 者負担,国庫補助により発掘 調査を行なった。東方の後期 古墳密集地の処理をせまられ ている。

府教委が発掘調査中である

昭和41年度から3年かにわた り緊急発掘調査を実施した。 その結果、ほぼ北西方の宮城 が確認され、バイパス路線が 宮跡内を通過することが明ら かになったので、宮域外に路線を変更させることとした。

昭和44年度に国庫補助事業と して発掘調査を行ない, その 結果にもとづき遺跡の主要部 2000坪を保存することになっ た。市はその代替地として隣 接の共同墓地を提供した。し かし、全面保存を叫ぶ一部学 生が現地に座りこみを行な い、10月15日事業主は刑法第 234 条により警察の出動を要 請し、実力により学生を排除 して工事を開始した。その結 果, 事前調査の時期を失し, 遺跡保存は一部にとどまり、 未調査のまま破壊された。

14 津 島 遺跡 /岡山市いずみ 町県営総合グ ランド内

昭和43年5月、県は発掘届を おこたり, 武道館建設基礎工 事を開始した。総面積 5,372 m<sup>2</sup> うち主道場は 3,700m<sup>2</sup> で ある。

43年5月~6月.8月~9月 に発掘調査を実施した。しか し、史跡指定には資料不足で あったので、昭和44年2月~ 5月に再度調査を行ない、弥 生時代前期から歴史時代にお よぶ大規模な集落跡であるこ とが明らかにされた。国指定 にすることに決定している。

15 綾羅木郷遺跡 (山口下関市綾) 羅木

昭和40年以来硅砂の採取によ り, 台地の南半部から破壊が 進行しているので、41年~45 年度にわたり補助金を交付し 事前調査を実施する一方、そ の一部を史跡に指定するよう 努力してきたが44年3月8日 行なわれている。 夜採砂業者ひさご屋により、 18,000m²以上の遺跡が破壊 されるに至った。

破壊された地域 7,000m² を 含む,約 35,000m² を昭和44 年3月11日に急拠指定した。 しかし、緊急指定を不服とす る業者ひさご屋より, 文部大 臣の告訴があり、 目下裁判が

16 草戸千軒遺跡 /広島県福山市 草戸町芦田川

芦田川の河床に存在する中世 の港町, 市場町であるが, 自 然の流水により破壊され、ま た、建設省の堤防敷災害復旧 調査を実施している。 工事, 河床整理工事により. 破壊はまぬがれない現状であ

目下関係機関と協議を重ねて いる。なお、41年、43年~45 年度に国庫補助金を交付し,

17 板 付 遺 跡 (福岡市板付)

弥生時代の前期、中期の遺構 重要な遺跡であるので、県道 域の一部に県道拡幅工事が予 渉中である。 定されている。

が発見されているが、この地 の路線を一部変更するよう交

18 仲仙寺山古墳群 (島根県安来市)

本古墳群は古墳発生期の問題 を解決する方形墳が丘陵上に 点在しているが、目下一般掌 者による大規模な宅地造成が 行なわれつつあり、本古墳近くにまで及んできた。 文化庁の重要遺跡緊急指定調 査研究委員会の意見では,強 く現状保存の策を講じるよう に要望している。しかし、現 状を保存するには、 大規模な 遺構保存壁を設備し、買上げ 以外の経費が多額になり、現

状保存がむづかしくなってい

森将軍塚古墳 (長野県更埴市)

本古墳は東日本における最も 古い古墳の一つであり(4世 紀後半), 所在する丘陵は三 業者の採石の対象とされ、古 墳近くまで破壊が及び危機に

頻している。

保存運動が県下に及び市が積 極的に代替地を与え、これに 対し通産局でも鉱害防止の観 点から採石中止命令を出し、 古墳所在地区の採石を中止 し、保存するとともに、国指 定を目下準備中である。

# 6. 戦後海外において開催された主要な日本古美術展

番号	展覧会名称	開 催 地	期間(年月)	指定物件の 出品件数
1	講和記念 サンフランシスコ日本 古美術展	アメリカ サンフランシスコ	昭和 26.9~10	重文48
2	アメリカ巡回 日本古美術展	アメリカ ロサンゼルス ニューヨーク シアトル シカゴ ボストン	28,1~12	国宝12 重文57
3	日本古美術展	ハワイホノルル	28,2~12	国宝1 重文8
4	欧州巡回 日本古美術展	ファイギリンス イギロンンドダ オーランタグ オーターリアマ	33.4~34.2	国宝26 重文49
5	第2回 日本古美術展	ハワイ ホノルル	32.3~4	重文9
6	埴 輪 展	アメリカ ワシントン ニューヨーク シカゴ シアトル サンフランシスコ	35.1~10	重文2
7	21世紀万国博覧会参加 美術名作展	アメリカ シアトル	37.4~9	重文1
8	日本文人画名作展	フランス パリ	37.11~ 38.1	重文5
9	仏像の変遷展	アメリカ ニューヨーク	38.5∼ 6	重文2
10	日本古美術展	フランスパリ	38.10∼12	国宝 1 重文19
11	米加巡回 日本古美術展	アメリカ ロサンゼルス デトロイト フィラデルフィア カナダ トロント	40.11~ 41.6	国宝22 5 重文58
12	日本の美展	西ドイツ ベルリン	40.10∼ 40.13	2 重文1
		— <b>1</b> 46 —		

番号	展 覧	会	名	称	開	催	地	期間(年月)	指定物件の 出品件数
13	日仏交	換美術	析展		フラ			41.11∼ 42.1	国宝6
14	沖縄日	本古美	<b>美術</b>	民	琉球 那	阿		42.1~42.2	国宝 7 重文21
15	モント 会 特			罗国博覧		ダ ノトリフ	ナール	42.4~ 42.10	重文4
16	常盤山	文庫名	3品店	旻	アメリ	リカ L ー ヨ =	- 1	42.3~42.6	国宝1 重文7
17	平安美	術展			アメリ	カ 、ーヨー	- 2	42.10∼ 42.12	国宝1 重文1
18	元時代	中国争	<b>色術</b>	晃	アメリクリ	カ リーヴラ	ランド	43.10∼ 42.11	重文8
19	日本彫	刻展				ングラ ヘクワ	- F	44.5~44.8	国宝 6 重文21
20	スイス 日本古					- y ,	, E	44.8~45.1	国宝15
					西ドイケル				重文59
21	禅林美	術展			アメリボス	カトン		45.11∼ 45.12	国宝2 重文32

3	事		項		昭和45年 度予算額	前年	度額	対前年度比 較増△減額	備	考
I ·	一般	行政	経	費	113,323	92	888	3 20,435		
1.	調	査	指	定	14,420	12,	011	2,409	1. 文化	財調查指定 7,877
									2. 文化	財特別調査 6,543
2.	保	存	管	理	27,074	23	, 13	3,943		財修理管理 5,391
	63								2. 権限	委任に伴う国 6,008
									庫負担 3. 文化	財関係地図作
									EV.	4,838
									台帳調	重要文化財等 整 1,22
			īŠ						5. 国宝	重要文化財等
									6. 護習	会開催 2,52
									7. 輸出8. 文化	鑑査証明 974 財パトロール
									制実施	1,08
									9. 記念	物調查研究3 3,17
3.	普	及	活	用	40,954	30	,61	2 10,342		財保護条約第
									施準備 2. 文化	財模写模造
									3. 普及	15,39 事業の強化
									35-515504	16,20
									4. 国宝公開	重要文化財令 8,40
									5. 文化 20周年	財保護法施行 記念事業 74
4.	埋	蔵文化	財の	保護	12,365	10	,00	4 2,361	1. 埋蔵	文化財発掘加 7,37
									行等 2. 発掘	技術者講習会
									3. 重要 調査	遺跡緊急指5 4,11
5.	そ	(	の	他			, 13			
п		財保存			3,617,834	2,839	,55	5 778,289		
1.	国の保費	有文財 存修理	建造に	き物 必要な	31,889	18	3,07	0 13,819		
	Sec. 10	I.	事	費	30,800	17	,40	0 13,400		5 高等中学 理 23,00
									保存條 2. 旧岩	煙 25,00 崎家住宅保存 5,00
									修理	5,00

事		-	項	度予算額	<b>野</b> 算額	較增△減額	備	考
							3. 旧江) 清水門	三城田安門, 步災施設 2,800
(2)	事	務	費	1,089	670	419		
	呆存!	重要文権権に		1,334,735	1,243,192	91,543		
(1)	補	助	金	1,329,597	1,238,872	90,725		9
	1 1	呆 存	修理	759,332	665, 122	94,210		
	(1)	建	造 物	698,840	610,963	87,877		
	(n)	美術	工芸品	54,914	50,846	4,068		
	(1)	民俗	資料	5,578	3,313	2,265		
- 1	p [	<b>方災施</b>	没費等	456,620	494,449	△ 37,829		
	(1)	建法	造 物	350,000	388,505	△ 38,505		
	(D)	美術	工芸品	57,353	50, 105	7,248		
	69	記	念 物	41,033	47,993	△ 6,960	1. 防災放 2. 保存加	色設 16,562
							3. 天然記 殖	2念物保護增 18,388
	( <del>-)</del>	法隆章	寺管理	3,000	3,000	0		
	(H) <b>1</b>	国有为	文化財	5,234	4,846	388		
-	- 4	又蔵庫	建設	101,526	71,413	30, 113	1. 美術]	C芸品収蔵庫 64,472
					1%		2. 埋蔵文	で化財収蔵庫 8,799
							3. 民俗資	料保存施設
							4. 地方歷 館	型史民俗資料 20,000
71 62	- B	問	査	12, 119	7,888	4,231	査	記念物緊急調 3,240
							4. 风俗声	於緊急調查 8,879
(2)	事	務	费	5, 138	4,320	818		
· 火	い要が	学の保存 経費	子整備	1,332,051	775,238	556,813		
(1)	補	助	金	1,329,296	772,984	556,312		8
1	史	以跡等質	【上げ	1,080,000	563,450	516,550		
12	整備	理及び	環境	170,995	146,292	24,703	1. 修 2. 環境整	理 52,472 建備 118,523

事	項		和45年	前年		対前年度比 校増 △ 減額	備	考
^	埋蔵文化財 急調査	緊	78,301	63	, 242	15,059		
(2)	事 務	費	2,755	2	, 254	501		
	形文化財の保 要な経費	護	77,714	72	, 834	4,880		
(1) 活	無形文化財保 用	存	76,707	71	, 827	4,880	存特	要無形文化財保 別助成金 26,500 形文化財補助
							3. 無	42,564 形文化財記録作
	無形民俗資料 活用	保	1,007	1	,007	0		
5. 国 の買 費	宝重要文化財 上げに必要な	等経	183,213	143	, 208	40,005	王買	宝重要文化財等 : げ費 179,625 : 形文化財資料買 ・費 3,585
	城宮跡の買上 必要な経費	げ	104, 207	117	, 985	△ 13,778	- 55	域宮跡地購入 93,82
47.00	25.000	8					2. 核	型製作等 10,38
7. 国	立劇場補助	金	554,035	469	028	85,007	1	
田 国立	博物館関係		717,190	587	,772	129,418		
1. 陳			156,608	135	,769	20,839	1. 勇	京国立博物館。
							2. 方	101,30
3.7							3. 秀	33,08 長国立博物館 22,22
2. 特	31	展	60,168	17	,092	43,076	品展	関博「東洋陶磁名 と」 39,22 原博「京の美術」 14,19
								長博「仏教美術 品展」 6,74
3. そ	0	他	500,414	434	,911	65,503	人件要	4、事業管理等
IV 国立 係	文化財研究所	関	431,328	546	5,146	å 114,818		and the second second
19	設設備整	備	48, 125	275	5,906	5 △ 227,781	1. 頁 完成 設惠	東京国立文化財 所第2庁舎内部 を備 27,01
	Tel							

3	<b>#</b>	項		昭和45年 度予算額	前年度予算額	対前年度比 較増△減額	備	考
		, e					2. 奈良国 究所資料 備	文文化財研 倉等設備整 21,106
2.	平城宮藤原宮	跡及び系 跡発掘訓	鳥查	98, 151	71,331	26,820	1. 平城宫路	冰発掘調査 74,096
							<ol> <li>飛鳥藤原</li> <li>調査</li> </ol>	京宮跡発掘 24,055
3.	平城宫	跡整備	費	66,819	22,390	44,429	1. 宮内整体	備(水路改 32,390
							2. 展示室7	及び収蔵庫
		¥ +					3. その 他	27,460 也 6,969
4.	そ	0	他	218,233	176,519	41,714	人件費, 等	一般研究
V 1	立博物	館施設費		356,944	57,101	299,843	578	
1.	東京国生	立博物館	施	72,812	47,338	25,474	表慶飢	自改修等
2. 戬	京都国生	<b>文博物館</b>	施	81,132	9,763	71,369	旧陳歹 設	間館空調施
3. 認	奈良国) 整備	<b>上博物館</b>	施	203,000	0	203,000		館新営
文化	材保護関	係総合記	+	5,236,629	4,123,462	1, 113, 167		.72

(備考) 文化庁長官官房事務処理関係経費および文化庁内部部局関係人件費は 除く。

X	分	国指定文化 財都道府県 補助金	条例指定文 化財都道府 県補助金	文化財管理 費	文化財調査, 普及活用等 経費	文化財関係 人件費	計
北海	量道	3,768	4,200	1,901	6,642	6,952	23,463
青	森	3,569	0	1,796	1,102	4,999	11,466
台	手	6,407	1,757	0	8,306	2,013	18,483
2	城	22,822	3,174	2,200	800	7,127	36, 123
大	E	3,183	250	850	6,794	5,729	16,806
Ĺ	形	9,902	1,045	0	1,872	3,074	15,893
雷	島	3,782	2,564	2,369	15, 155	4,076	28,546
Ē	城	4,444	8,556	287	7,519	3,397	24, 203
厉	木	5,659	660	4,050	31,836	15,367	57,572
¥	馬	9,210	4,946	1,999	7,746	5,000	27,946
4	玉	2,105	13,403	168	3,295	7,100	26.071
ř	棄	25,500	16,369	114	9,112	6,898	57,993
1	奈	5,745	17,385	2,440	11,889	11,415	48,874
由っ	川	18,654	43,600	1,821	27.665	18,278	110,018
f	湯	5,401	950	240	3,328	5,939	15,858
	TI	43, 241	3,461	120	12,564	6,156	65,542
=	ΪÌ	34,523	1,012	61,827	3,054	3,806	104, 222
HIN	并	2,975	880	506	196	2,494	7,05
# L	梨	2,950	4,461	2,420	1,249	4,768	15,848
Ę	発野	12,475	650	1,962	1,587	8,029	24,703
支	阜	2,246	3,000	0	6,844	3,808	15,898
文争		24,741	4,650	990	4,610	5,547	40,538
	岡	11, 162	3,500	476	3,138	6,228	24,50
2	知	1,529	1,571	75	9,961	9,648	22,78
<b>经三</b> 弦	重	5,883	4,717	143,203	4,866	20,011	178,680
20	賀和	93, 159	1,800	601	53,279	35,762	184,60
i	都	38,597	5,000	2,011	35,733	22,003	103,344
ナチ	阪		3,448	3,254	3,987	11,249	48,580
*	庫	26,642 21,220	2,330	197,684	15,482	14,531	251, 247
K.	良	21,220		948	1,433	11,469	18,340
	改业	3,397	1,093 495	0	2,961	2,963	9, 97
4	取	3,555	5,729	1,046	68,391	4,026	83,698
1	根	4,506		946		5,946	49, 242
ď	荊	5,243	3,042	1,095	10,631	6,968	29, 12
2	島	6,800	3,631	1,095	2,708	9,155	24,500
4	무	11,497	1,000	37	190		3,47
恋	島	584	100 499	181	2,870	1,771	6,46
F	111	1, 144		160	747	2 616	9,36
歷斯	媛	4, 148	690		1,179	3,616 1,999	40, 179
Ü	知	28,891	412	7,698 4,752	1,179	4,058	122, 250
品	岡	45,103			43,225	7 639	14, 15
た	賀	3,590	1,668	65	1, 194	7,638	31, 139
是	崎	20	475	2,180		8,895	31,13
惧	本	598	3,000	1,531	863		11,98
た	分	1,418	347	0	2,763		6,88
宫.	崎	275	100	0	3, 199	3,219	6,79
电	尼島	200	400	225	2,203	3,920	6,948
総	計	572,463	187,132	456,374	497,802	367,955	2,081,720

(2) 道府県指定文化財件数

X	分	有形文化財	記念物	民俗資料	無形文化財	その他	計
北海	每道	29	58	3	1	3	94
青	森	80	32	3 7 1 0	34	3	153
岩	手	43	42	1	7	ŏ	93
宮	城	49	20	0	11	ŏ	80
砅	Ħ	151	44	4	21	ŏ	80 220
Ц	形	331	84	i	7	ő	423
嘉	息	127	75	0	ó	0	423
7	100	266	95	8 10		0	210
F	*	255	91	10	14	0	385 358
¥	企	107	124	0	10	0	358
k	T.	145	255	14		0	231
E)		126	255	14	26	0	440 281
-	土	187	41	13	50	51	281
R b-	尽	187	362	19	34	0	602
ごう		159	44	4	18	-6	231
1	森手城田形島城木馬玉葉京川潟山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山	90	79	4 9 5 2	15	0	193
1	Ш	62	75	5	5	0	147
1	Ш	57	21	2	10	0	90 164 235
H	井	77 117	47	11 12	29	0	164
4	梨	117	96	12	10	0	235
٤	野	50	96	2	8	Ö	156
ξ	阜	257	248	2 18	30	ŏ	156 553
4	1331	206	110	3	22	ő	341
k	411	292	85	13	46	ő	941
=	雷	165	141	8	17	ŏ	436 331 234
ŧ	加	177	26	13			331
Î	報	110	0	13	4	14	234
-	HP OF	0 75	91	0	0	0	- 0
	以	190		.0	0	0	166
3	雪	140	37	11 2	8	0	246
1 1111	及	140	50	2	6	0	198 412
140	Щ	198	169	10	35	0	412
j	取	50	29	3	9	0	91
į	取根山島	103	58	10	30	0	201
1	Ш	178	67	13	19	0	277
	島	148	173	2	34	0	357
1		70	30	1	19	0	120
1	島	160	74	3	12	0	249
	島川媛知	60 496	43	13 2 1 3 9 7 2 67	14	Ō	126
	媛	496	151 67 128	7	21	ŏ	675
	知	38	67	2	30	ő	137
	127	201	128	67	69	ŏ	465
	智	27	16	1	17	ő	61
	終	45	131	ō	15	ŏ	191
	木	129	58	25	10	ŏ	191
	本	153	06	20	3	0	215
	NA:	24	110	8	33	/	297
归	取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎島	42	96 110 48	0 20	11 35	0	145
-	-						145
	計	6,132	4,017	376	849	81	11,455

9. 市町村関係資料 (1) 市町村文化財保護条例制定数

昭和45年3月31日現在

			1000	ī	tī .	C	H	IJ	村計							3000
<u>×</u>		分	総	数	制定数	総	数	制定	文	総	数	制定数	総	数		定数
比	海	24		20	17		158 33 32	e 19	7		29	5		216		50
ile de	供工	道森		29 8 12 8 8 13	7		100		Ó		26	0		67		59
H		林		10	7 7 7		30		0		10	0 11		67	-0	
青岩宮狄		手		12	- 1		32	4	3		19	11		63		43
3	23	城		8	7		64	2	6		2	2	66	74		35
火		田		8	3		44		6		20	1		72		10
Ц		形		13	12		27	1	6		4	2 1 2 10 11	30	44		30
冨		島		10	10		50	2	6		30	10		90	100	46
炭		島城木馬		16	9		45	. 2	0		31	11		92		40
折		*		11	11		31 27	. 3	1		7 32	7		49		45
詳		重		11 11 27 21 18	8		27	7	1 5 0 9		32	12		70		2
去		T.		27	27		30	3	ñ		27	21		93		75
T.		玉葉京川		21	18		39 61	9	a		0	12 21 2 1 0		91	0	20
1		杢		10	14		14	4	4		9 8 1	4				35 78 49 19 28
<b>火</b>	-4-	尽		10	14		14	-	4		. 0	1		40		1
9	奈	M		14	13		23	1	5		1	0		38	100	28
折		潟		20	12		49	2	5		45	14		114		5
	2	Ш		14 20 9 7	8		18	1	4	- 0	8	14 3 4	0	35		2
5		Ш		7	7		28		7		7			42		38 12 43 77 98
爵	**	井		7	7		23		4		6	1		36		13
Li		井梨野阜		7	3 12 10 9 11 8 27 18 14 13 12 8 7 7 7 17 13 18 21 10 5 6 8 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 10 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 8 7 8 7 7 7 8 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 7 8 7 8 8 7 8 8 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 8 8 8 7 8 8 7 8 7 8 8 8 8 7 8 8 7 8 8 8 8 8 7 8 8 7 8 8 7 8 7 8 8 7 8 8 8 8 7 8 8 8 7 8 7 8		18 28 23 35 37 51	2	5 8		22	1 11 32 32 3 1 3 6 0		64	133	4
支		野		17	17		37	2	8		72	32		126		7
+		首		13	13		51	5	0		36	32		100	÷	q
争		岡		13 18	18		51	4	1		7	3	40	76		6
		ferr		23	21		51 50	2	2		15	ĭ	21	88		21
2		知重賀都阪庫良	7747	23 12	10		45	· 2	2		7 15 13	á	S	70		24
受三 滋		基		6	10		37		0		10	3		70		62 48 26 39 10
XX.		質		0	.5		37				7 1 2	0		50		3
37.		都		7	6		36 15		4		Ţ	0		44		10
京大兵祭印		仮		28	8		15	- 2	1		2	0 0 3 0	4.1	45		5
7		庫		21 8 7	10		73 16	2	0		0	0		94		30
会		良	66	8	0		16		1		22	3		46		4
11	歌	111		7	6		38	. 1	5		5	0.		50		21 36 60 51
1	200	取		4	0		31		2		4	0		39		2
i.		山取根山島		8	7		41	. 2	2		4 10	0 6 6		59		3
品品可		111		9	9		68	. 4	5		16	6	11	93		60
5		pfig.		11	11		88	3	6		9	4		108		51
ii.		FII .		9 11 13	9 11 6 1 5		34	ŭ	4		g	ō	1	50 39 59 93 108 56 50 43		10
		口島		1	1		38	1	1		8	1	i., 1	50		10 13 19 42
E.		局		5	5		38 38	1	4		0	7	0.	40	5	10
		川	7611	4 5 11	10		46	7	4		15	Ų.		45		13
E .	87	坂		11	10		40	2	9		16 9 8 0 15 22	3		72 55		42
Ď.		知		9 .	9 4 3 4 10		24	1	8		22	0 3 4 3 0 3 4	28	55		3
H		岡		16 7	4		76		9		7 6 6	3		99		16
r.		賀	2.4	7	3		36	30	6	22	6	0	20	49		16
É		崎		11	4		66	1	3		6	3		80		20
1		本	(2)	11	10		60	. 2	1		29 10	3		100		34
-		分	89	11	7		37	1	5		10	4		58		26
7		临		8	6		25	1	1		11	1		44		18
おき受害国は支持して国	児	媛知岡賀崎本分崎島		8 14	10		71	4	2		12	4	9	97	37	26 18 50
	200 P	計		565	420	2	029	89	-		587	240		281	-	, 555

(2) 市町村指定文化財件数

昭和45年3月31日現在

区		分	有 形文化財	記念物	民 俗	無 形 文化財	その他	計
北青岩宮秋山	海	道森手	47	41	171	20	0	279
阿		森	45	7	2 1 2	6	ŏ	60
岩		手	98	23	1	44	Ö	166
宮		城	72	50	2	19	13	100
秋		城田	73	23	9	6	13	150
ili		形	638	104	05	01	0 15	111
烜		島	262	104	25	31	15	813
福茨栃		1	262 89 508	. 99	12	.33	8 14	414
否		城	89	69	1	0	14	173
枥		木馬	508	190	37	70	0	808
右丰		馬	34 712 212 302	42	0	6	Ö	82
埼		玉	712	391	72	71	ŏ	1,246
千		華	212	24	4	71 13	54	1, 240
東		否	302	190	93	36		307
東神	奈	京川	130	75	93	30	. 0	621
***	75		130 66	/5	21	- 11	0	237
型		潟	00	114	12	12	0	204
重		山	155	166	19	13	16	379
但		Ш	165 401	191	91	31	0	714
新富石福山		井梨	210	191 64	12 18	- 6 6	4	296
Ш		利	68	44	18	6	ō	136
長岐		野	152	97	-6	10	0	130
岐		阜	1,344	443	6 86	10	0	265
静愛		DZI	194	443	00	63 15	166	2,102
413°		岡	010	117	6	15	0	332
2		知重賀	812	345	6 106	64	0	1,327
-		里	282	104	21	20	. 0	427
(XX.)		質	59	15	31	6	0	111
京 .		都	70	13	0	16	Ö	99
大		都阪庫良山	. 47	146	1	4	Ŏ	198
兵		庫	170	14	10	3	0	197
奈		启	67	23	1	ŏ	0	197
新	歌	ili	26	9	0	Ų	0	91
鹼		取	4	9		1	0	36
中		松	93	9	. 0	0	0	13 160 541 935
527 527		根山	95	44	4	19	0	160
型		Ή	258	261	7	15	. 0	541
4		島	820	98	3	5	9	935
Ŧ.		П	38	26	4	5	0	73
忠		島	38 28	21	- 1	. 2	0	52
香		JII	170	44	8	19 15 5 5 2 6	4	52 232
學		媛	609	266	12	17		232
富		411	192	218	40	17	0	904
萬		知岡賀	33	210		39	15	504
-  -		加		36	1	1 2	0	71 24
CC.		真	7	12	- 3	2	0	24
文		崎	43	39	3 12	6 32	7	107
E		本	305	247	3	32	16	603
7		分	148	74	7	5	4	238
3		崎	24	14	· o	9	- 5	52
一滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福左長熊大宮恵	見	本分崎島	142	178	99	47	0	466
谷		計	10, 269	4,820	1,074	846	350	17, 359

### Ⅱ 沖縄における文化財保護の状況

### 1. 沿 革

沖繩の文化財は、戦前にあっては、本土の国宝保存法、史蹟名勝天然紀 念物保存法等により、首里城正殿など16件が指定されてきたが、今次大 戦によりそのほとんどが焼失または破損し、わずかに尚家霊廟のうち崇元 寺の石門、円覚寺の放生橋が戦禍を免かれた。

戦後は、本土との行政分離によってなんら法的措置が講じられず、ただ、官民合同の自主的団体である沖縄史跡保存会や琉球文化財保護会によって残存文化財の保存に努力がつづけられ、かろうじて散逸、損壊からまぬがれるといった事態が続いた。このような情勢下にあって、文化財保護の必要性、そのための政策の樹立が叫ばれ、ようやく1954年に琉球政府により文化財保護法(立法第7号)の制定公布を見て、同年琉球政府文教局の外局として文化財保護委員会が発足し、その付属機関として文化財専門審議会が設置された。以後、沖縄における文化財保護行政は琉球政府文化財保護委員会を中心として、戦禍を免かれた旧指定の文化財の復旧や、琉球政府自らの指定による文化財の保護に努力がなされ現在に至っている。

### 2. 指 定

沖繩の文化財保護法により指定されている文化財の数は、次のとおりで ある。

(1) 重要文化財 60件

23件 (5 ち特別重要文化財 9件) 10件( 刻 6件) ハ絵 1件 芸 I 17件(うち特別重要文化財 4件) ホ 古文書典籍 9件( 3件) (2) 史 60件(うち特別史跡 5件) (3) 名 8件 (4) 天然記念物 38件 (5) 重要民俗資料 1件 (6) 重要無形文化財 1件 計 168件 (1969年8月現在)

沖縄文化財は、その歴史的、地理的に特殊な環境条件にあり、日本の古い伝統の上に中国、朝鮮および東南アジアの強い影響を受け特異な価値をもち、日本文化史上重要な要素をもつものである。その大半が戦災によって破壊されたが、文化財に対する沖縄住民の愛惜の情は強く、本土復帰を熱望するものにとって精神的支柱ともなっている。

### 3. 保存事業

戦後間もないころ, 荒廃した文化財の保存はまず民間の有識者によりは じめられ, 史跡保存会の発議により崇元寺石門の修理が行なわれたが, 琉 球政府文化財保護委員会発足後は, 1956年園比屋武御嶽の修理につづいて 守礼門が本土政府の資料提供をうけて復元された。また, 破損した円覚寺 放生橋や折損した碑文断片等, 琉球政府文化財保護委員会および博物館職 員による収集が根気よく続けられる一方, 城跡石がきの修理も毎年行なわ れており, 今帰仁城跡, 中城城跡, 安慶名城跡等の修理がすでに実施され ている。

民俗資料については、沖繩は豊富であるにもかかわらず、重要民俗資料として指定されているものは1件にとどまっているので、今後、積極的に指定を行ない保存が図られる必要があろう。また、1967年全土にわたり民俗資料の緊急調査を実施し、近くその報告書が出されることになっている。このほか、助成の措置を講じられた無形文化財には、八重山民謠、湛水流音楽、八重山太鼓、綾瀬の京太郎、首里の獅子舞等の民俗芸能や古典劇「執心鐘入」等の組踊り、あるいは花織り等の染織技術がある。

以上は、琉球政府自らの手で行なわれてきた保存事業であるが、1960年(昭和35年)にいたり、本土政府文化財保護委員会は2名の専門調査官を沖縄に派遣し、以後、毎年技術者を派遣して琉球政府の文化財保存事業に協力してきた。しかし、現地における技術者、技能者、予算の不足に加えて派遣技術者の短期出張ではじゅうぶんな成果をあげることは困難であるので、1966年(昭和41年)以降は、本土政府技官の長期滞在による技術援助の道を開き、現在は首里城周辺、特に円覚寺放生池等の復旧整備に重点をおき、本格的復旧工事に着手しつつある。

円覚寺は、洋池(放生池)を中心に総門、石牆等整然とした禅宗伽藍の計画性をよく伝えており、滝潭池一円鑑池一弁財天堂一天女橋一円覚寺からさらに首里城に連なる重要な文化財的中心をなす位置に位し、将来、首里城、識名園を含める広範囲な史跡保存計画の要となるもので最も重要なものである。幸いこうした意味が逐次認識され、1966年から1967年にかけては総門の復原が完了、続いて円鑑池中島の弁財天堂の復原が完了し、また1968年から1969年にかけては放生橋、天女橋等の修復が急速に進ちょくして、現在、円覚寺総門前庭の排水工事その他若干の整備工事を残すのみとなった。

しかし、最も重要である玉陵や首里城城門、特に歓会門、瑞泉門、漏刻門等の修復は、乏しい琉球政府予算ではまだ着手の見通しもたたず、さらに織名園の土地買い上げ復旧問題など、なお多くの懸案が残されている。

埋蔵文化財については、沖縄において埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図に記載されているものが353か所あり、そのうち、史跡に指定されているものが16件である。琉球政府文化財保護委員会は、発足以来地荒原貝塚、大山貝塚、宇佐浜貝塚、勝連城跡など6か所を発掘調査しているが、そのほかには大学等による発掘調査が年間数件実施されている程度である。琉球政府は、日本政府の財政的、技術的援助のもとに、1970年2月から3月にかけて勝連城跡の発掘調査と整備を実施したが、沖縄では、これまで大規模な発掘調査が実施されたことがなかったので、この調査は、今後の埋蔵文化財保護のうえで大きな意義をもつものであった。なお、このほか沖縄の文化財関係者を本土に招致して技術の研修等も実施している。

### 4. 開発に伴う史跡等の保護

沖縄においては開発の速度が本土ほど急速ではないため、史跡等に与える影響も少なく、現状変更申請件数も年間数件にすぎないという現状にあるが、今後、開発が急速に進むことが予想される。開発に対処して貴重な史跡等の安全を保障するためには、重要なものについては指定の促進を図るとともに、本土と同様土地の買い上げ、環境整備の実施等を強力に推し進める必要があると考えられる。

その他、史跡等の管理についてはじゅうぶんな措置が法的にも財政的に も講ぜられていないので、その面についても検討し、じゅうぶんな措置を 講ずる必要があろう。

#### 5. 復帰に備えての措置

1972年(昭和47年)に予定される沖繩の本土復帰に備えて、とくに検討実施をせまられている 重点事項としては、次のようなことが考えられる。

#### (1) 文化財の指定調査

本土復帰と同時に本土の文化財保護法を適用して,即時文化財の指定が なされることが望ましいが,そのためには現在の琉球政府指定文化財がた だちに本土法による文化財となりうるかどうかが問題であるので,あらか じめ本土政府による指定調査を完了しておく必要がある。

#### (2) 格差是正のための援助

復帰時までに本土と格差是正を図る意味で,従来から実施している技術 援助や財政援助をいっそう強化する必要がある。

#### (3) 実態調査の実施

本土の文化財保護の観点から見て必要と考えられる実態調査が必ずしも 完全に行なわれていないので、指定文化財の管理の実態、刀剣登録状況、 無形文化財および技術者の実態、市町村の文化財保護活動の実態等の調査 を行なう必要がある。

### Ⅲ 文化財の保護をめぐる国際的動向

1. ユネスコ (国際連合教育科学文化機関) の提唱による 文化財の保護に関する国際的規約等

#### (1) 武力紛争の際の文化財の保護のための条約

戦争の危険から記念物、美術品および歴史資料を保護するための規制は20世紀の初めから種々試みられたが、いずれも所期の効果をあげ得ず、第2次大戦の惨事にその必要性を再度痛感せしめるに至った。1949年の第4回ユネスコ総会(パリ)は、オランダ代表の提案に基づき、この問題をとりあげる決議を採択、研究を開始した。

その結果成立した「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」は、1954年5月14日、オランダのヘーグにおける政府間会議において採択され、日本も同年9月6日署名した。この条約は1956年8月7日発効し、1970年8月30日現在、締約国はソヴィエト、西ドイツ、フランス、イタリア等61か国に達しているが、日本はまだ批准を行なわず、条約に加入していない。

この条約は、文化財が最近の武力紛争によって重大な損害を被っている こと。交戦技術の発達のため文化財の破壊の危険が増大していること、い かなる国の文化財の損害も全人類の文化的損失であること等の認識に立 ち、世界のすべての人にとって重要性を有する文化的遺産に国際的保護を 与えようとするものである。

条約は、まずこの条約の適用上、文化財とは、①-(a)建築上、芸術上または歴史上記念すべき物、(b)考古学的遺跡、(c)全体として歴史的または芸

術的に意義のある建物群, (d)美術品, (e)芸術的歴史的または考古学的に意 義のある書跡、 典籍その他物件、(f)科学的収集もしくは記録の重要な収集 または複製品の重要な収集、②一博物館、図書館、記録保管所および動産 文化財の防護を目的とする避難施設、③一①および②に定める文化財が多 数所在する文化財集中地区をいうと定義し,一般文化財については, 当該 国が平和時から文化財の保全のため適当と認められる措置をとること,武 力紛争の際に破壊または損傷を受ける危険のある目的に使用しないこと, また、相手国がその文化財に向けていかなる敵対行為をも行なわないこと 等により保護されるとしている。また,文化財避難施設,文化財集中地区 その他非常に重要な不動産文化財については、軍事上の目的に使用しない こと、重要な軍事目標(たとえば、飛行場、放送局、国防のために使用さ れる施設, 比較的重要な港湾, 停車場, 交通幹線) から妥当な距離にある ことまたは武力紛争の際にその軍事目標を使用しないこと等の要件をみた して、ユネスコに備えられる「特別保護文化財登録簿」に各国の異議なく 登録され, 所定の識別標識をつけることによって特別保護のもとにおき, 不可侵とすることができると規定している。このほか, 文化財の輸送を特 別保護のもとに行ない得ること, 文化財の保護に従事する人員が文化財の 利益のために尊重されるべきこと等を規定している。

以上が条約のあらましであるが、現在、締約国である 61 か国は、この 条約の効果的適用を確保するための国内法をほとんど制定しておらず、特 別保護文化財の登録もヴァチカン市 (全域)、オーストリアの 文化財避難 施設 1 件、オランダの避難施設 6 件だけである。この条約の具体的実施に は前途になお幾多の困難を伴っているが、1970年 6 月のアンコールワット の危機以来ユネスコ執行委員会でも種々論議があり、わが国外務省でも加 入の必要性に注目を換起している。

#### (2) 考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勧告

1950年の第5回ユネスコ総会の決議により設けられた国際記念物委員会により予備勧告案が作成され、種々検討ののち、1956年12月5日、ニューデリーにおける第9回ユネスコ総会において採択された。

この勧告は、あらゆる考古学的遺産が研究され、必要に応じて保護され、かつ保存されることが人類共通の利益として重要であるとの認識のもとに、考古学的遺産の保護に関する国内的基準を提示し、併せて国際協力の基準と国際的規制の基準とを示したもので、一般基準として、発掘の許可制、発掘物件の申告制等を含む法の整備、発掘管掌行政機関および発掘実施機関等の保護機関の適正化、博物館および発掘品収蔵所等の保存所の整備等を加盟各国にうながし、さらに発掘の規制および国際協力の方法として、外国人に付与される発掘許可の条件、自国の科学者と外国の団体を代表する考古学者とで構成する合同調査団または国際調査団により施行される発掘の奨励、発掘物件の割当ての基準、発掘者の学問上の権利と発掘記録の報告の義務等を規定している。また、古器物の売買が考古学上の物件の密輸を促進したり、または遺跡保護ならびに公開展示のための収集に悪影響を及ぼしたりすることを避けるため、古器物売買の規則を規定すること、無断発掘および考古学的発掘物の不正輸出の抑制措置を講ずること、また、これに関する国際協力の手段を講ずること等を勧告している。

わが国では、文化財保護法および遺失物法により、国内における考古学 上の発掘に関しては基本的にはこの勧告の趣旨に添った措置が講ぜられて いるので、国際協力の上でより重要な意義をもつものと考えられる。

# (3) 博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告 1946年からユネスコで情報収集を始め、1952年 のユネスコ国際セミナ

ーでの討議等を経て、1956年第9回ユネスコ総会にフランスから博物館

の利用促進について提案され、1960年12月4日、第11回ユネスコ総会において採択された。

この勧告は、ユネスコそのものが大衆教育と文化の普及を目的の一つと していること。博物館はこの目的の達成に効果的に貢献しりるものである こと、また、博物館を国民のあらゆる階層、特に勤労階級に利用せしめる よう努力が払われなければならないこと、そして世界の産業構造の進展と ともに勤労者の余暇が増大し、文化的欲求が高まってきていること等を考 慮し、博物館がその恒久的な教育上の使命を遂行しつつ、新しい社会的環 境とその要請に答えるよう、 あらゆる人が利用しうる最も有効な方法につ いて提示を行なったものである。この勧告では、博物館とは「各種方法に より,文化価値を有する一群の物品および標本を維持,研究かつ拡充する こと, 特にこれらを太衆の娯楽と教育のために展示することを目的とし, 全般的利益のために管理される恒久施設、すなわち美術的、歴史的、科学 的および工芸的収集、植物園、動物園ならびに水族館を意味する」と定義 づけ、あらゆる階層の人々の博物館を容易に観覧し得るよう、①明瞭な資 料の配置および展示,②簡潔な解説書,説明札の作製,③適切な案内人, オーディオガード等の配置、④快適な照明、暖房等の設備、⑤魅力的な休 憩所,食堂,喫茶室等の整備のほか,⑥観覧料をできるだけ無料とするこ と、⑦夜間の開館を考慮すること等を勧告している、また、地域社会にお ける博物館の地位と役割りを認識し、あわせて観覧者数の増大をはかるた め地方の各種団体等の連けいを強化することや青少年が各種の博物館活動 に参加できるよう博物館クラブを設置すること等を勧奨している。

わが国では、博物館法によって各種の博物館が一応体系的に制度化されているが、一部の博物館をのぞいては、この勧告の内容とかなりへだたりがあるので、勧告の趣旨にそって今後ともなお一層の整備をはかることが

必要であろう。

#### (4) 風光の美と特性に関する勧告

1957年第7回国際記念物委員会は、ユネスコ事務局長の諮問に答えてこの問題をとりあげることを適当とし、各加盟国の現行法および慣行に関する文献の収集が行なわれ、1960年第11回ユネスコ総会において予備研究および予備勧告の指示があり、1962年12月11日、第12回ユネスコ総会において採択された。

この勧告は、現代文明の加速度的進行に伴い、未開地の開拓、都市部の無秩序な開発、産業、商業上の発展およびその施設のための大規模な作業ならびに広域計画の実施により、世界の全地域の美的、文化的さらには生命的遺産ともいうべき風光の美と特性が重大な影響を受けていることを考慮し、人類の生活に必要なこれら風光の美と特性を保護しようとするものである。勧告は、まず一般的原則として、風光の美と特性の保護のために採用される研究と措置は一国の全領域に適用されるべきであり、特定の風光地に限定されてはならないとし、予防措置としては、建造物の建築道路の建設、広告板および照明設備、樹木の伐採あるいは空気および水の汚染等を監督すること、また補修措置としては、風光地が被った損害を復旧するための措置を講ずること等を規定している。

次に、保護措置として、①都市計画 および 農村計画の樹立、②広範な「地帯による」風光地の計画化、③独立した小さな風致地区の計画、④自然保護区および国立公園の設定と保持、⑤地域社会による風光地の確保等をあげ、これらの措置を適用するため、①法的強制力をもつ規制を行なうこと、②中央および地方に行政的ないし諮問的性格を有する専門的機関を設置すること、教育機関、民間団体、関係旅行業者団体等による公衆教育を促進すること等を規定している。

わが国では、これらの措置は都市計画法、自然公園法、その他多くの法令に基づいて多角的に運用されているが、文化財保護法による名勝および 天然記念物もその一環として、この勧告の趣旨に添った保護がはかられている。

## (5) 公的または私的の工事によって危険にさらされる文化財の保存に 関する勧告

1959年の第7回国際記念物委員会の勧告に基づいてこの問題に関する一般報告の作成が計画されたが、ヌビア遺跡救済キャンペーンの結果を待つため一時延期され、1963年から研究を再開し、1964年第13回ユネスコ総会において加盟国に対する勧告の形式で国際的規制を行なうことを決定、1968年3月政府専門家会議の議を経て、1968年11月19日、パリにおける第15回ユネスコ総会において採択された。

この勧告は、最近における 急激な 文明の発達が 世界的に工業化を促進し、その工業化が諸国民の精神的および国民的成長に大きな役割りを果している一方、先史時代、原史時代の記念物、遺跡ならびに多くの芸術的、歴史的または科学的に重要な構造物が、産業の発展や都市化に起因する公的および私的の工事によってますます危険にさらさられている実情にかんがみ、これら土地に定着した文化財(構造物、廃墟、遺跡、都市または農村の歴史地区、伝統的建造物群等)の保存と、社会的、経済的発展に伴う諸変化とを調和させることを目的とするもので、まず、文化財に危険を及ぼす工事の種類について注意を喚起し、一般原則として、①保護目録の作成、②文化財の重要度その他諸条件を考慮した保存措置または救済措置の決定、③文化財を移転または放棄する場合の調査と記録の作成、④移転先の環境等を規定している。次に、保存・救済措置として、立法上、財政上および行政上の措置、文化財の保存・救済の手続き、違反行為者の制裁等

の各項目について準拠すべき基準を規定しているが、その中には、特に、 ①文化財の保存・教済のため国または地方当局が十分な予算をもつこと、 ②ないしはその経費(考古学的予備調査を含む)を開発工事者側が工事費 中に計上すること、③居住者に対する減税その他文化財の保存奨励策を講 ずること、④文化財保護、開発工事、都市計画のそれぞれの責任当局の代 表者および研究教育機関の代表者で構成する開発と保存の調整機関を設置 すること、⑤文化財に危険を及ぼすおそれのある工事が施工される場合は 十分な時間的余裕をおいて事前調査を徹底的に実施し、必要な場合には工 事を延期すること、⑥重要な考古学的遺跡、歴史地区および伝統的建造物 群について保護地区を設定し、それを保存することを都市計画の必須条件 の一つとすること、⑦必要な場合には記念物、遺跡等を政府、地方公共団 体等が買い取り、または強制収容によって取得することができるようにす ること、⑧工事中に考古学的遺物を発見し工事を中止させる場合は適当な 補償を行なうこと等、注目すべき規定が含まれている。

わが国では、これらの事項のうちある部分についてはすでに実施の段階 にあり、ある部分については現行法上または慣習上即座に実施することが 困難なものも含まれているが、この勧告には種々参考とすべき点が多いの で、十分に検討して将来の施策に役だてる必要があると考えられる。

### (6) 文化財の不法な輸出,輸入および所有権譲渡の禁止および防止の 手段に関する条約案

1964年第13回ユネスコ総会において「文化財の不法な輸出,輸入および所有権譲渡の禁止および防止の手段に関する勧告」を採択した。しかし、1968年第15回ユネスコ総会において、関係国の熱心な提案により、この文化財の不法輸出入の規制に関する勧告をさらに前進させて国際条約とすることを決定し、数次にわたる検討ののち、1970年4月24日、政府

専門家会議の議をへて「文化財の不法な輸出入および所有権譲渡の禁止および防止の手段に関する条約案」が作成された。この条約案は、1970年11月パリにおいて開催予定の第16回ユネスコ総会において審議のうえ採択される見透しが強い。

条約案は、締約国に対して、①文化財のリストを作成すること、②当該文化財の輸出を許可するときはその旨を明記する証明書を添付すること、③輸出を許可したもの以外の文化財が自国の領域内から出ることを禁止すること、④自国の博物館その他類似施設が他の締約国から非合法的に輸出されたものを入手することを防止すること、⑤不法に輸入された場合は、原所在国の要請によりその回復および返還について適当な手段を講ずること(ただし、その際には要請した方の国が善意の購入者または当該文化財に対する正当な権利を有する所有者に対して適当な補償金を支払うこと)、⑥文化財の所有権譲渡につき、当該文化財の不法な輸入または輸出を促進すると予想される場合にはこれを禁止するか、またはできる限り防止すること、⑦考古学的発掘の管理を組織的に行なうこと、⑧博物館学芸員、収集家、古物商等の関係者にこれらの規則を遵守させること、⑨特に古物商に対しては文化財1件ごとにその出処、売手の住所氏名、物件の特徴、価格を記録した台帳を備えさせること等を規定している。

この条約は、文化財の盗掘、盗難、密輸、密売等の被害が多い国においては極めて重大な意味をもつものと思われるが、わが国においては法の整備と行政ルールの確立等により、一部の措置を除いてはおおむねすでに実施されている。これらの措置について国際協力を図ることにはやぶさかでないが、個々の具体的措置についてはなお国内法上かなりの問題があるので、慎重な検討が必要であろう。

### 2. 文化財の保護に関する国際的組織案

(1) 国際博物館会議—ICOM (International Council of Museums)

ICOM は、世界の博物館事業(動物園、植物園、水族館等を含む)の国際的提携をはかる中央の組織としての役割りを果たすとともに、世界各国に所在する会員を通じて国民相互の理解の促進につとめ、また共通の目的を有する国際団体ことにユネスコ(国際連合教育科学文化機関)と協力することを目的に、1946年11月に設立された団体で、本部はパリに置かれている。組織は、総会、執行委員会、評議員会、事務局、国際専門委員会、同分科委員会および UNESCO—ICOM 資料センターからなり、1969年現在70か国に国単位に15人以内の委員からなる国内委員会が置かれている。活動としては、3年ごとの総会、ユネスコ後援による専門家会議のほか、①博物館学に関する国際セミナーの開催、②博物館相互の学術および技術職員の交換、③国際会議、調査団、使節団の組織、④博物館資料の国際的交換の促進、⑤博物館のための巡回映画の実施、⑥機関誌「ICOM・NEWS」の発行等を行なっている。

日本は、1952年(昭和27年)に正式に加盟し、ICOM 日本国内委員会を組織し、ICOM の事業方針に添って日本の博物館の活動を海外に紹介するとともに、海外資料を国内に普及するなど、日本博物館協会と協力して各種の事業を実施しているが、1967年には ICOM およびユネスコ日本国内委員会の主催により東京、京都で東洋美術の修復に関する国際専門家会議を開催した。

(2) 国際自然保護連盟—IUCN (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources)

IUCN は、世界各地域の原始自然と天然資源の永久保存を、そのもの自

体の文化的または学術的価値ならびに人類の長期経済,社会的福祉の立場から奨励し、支持することを目的として、1948年10月に設立された団体で、本部はスイスのモルジエに置かれている。1969年現在の会員は、国の加入71(政府加盟29、国の機関59)、国際機関9、団体225、友の会(個人)65人、終身会員62人である。活動としては、3年ごとの総会のほか、①教育および広報活動による天然資源の重要性と使用方法についての認識の普及、②自然および天然資源の保存の方法の研究ならびにその対策の基本としての生態学的研究の振興、③絶滅に瀕している生物についての情報収集および配布、④保存計画の実施上役にたつ技術的資料の提供、⑤法令の強化、実施面の改善および国際的援助等による国内的、国際的措置の遂行、⑥国際技術会議、シンポジウム、定期特別会議等の事業を行なっている。日本でこの会員となっているのは、日本自然保護協会、国立公園協会および生物科学教育協会の3団体である。

(3) 文化財保存修復国際研究センター (The International Center for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property) このセンターは、1956 年第9回ユネスコ総会の決議にもとづき、文化財の保存および修復の問題に関する資料の収集、および配布、研究の調整および促進、ならびに研究職員および技術者の養成に対する援助等を目的として、1959年に5か国の加入により規程が発効し、1959年3月にイタリアの中央修復研究所(ローマ)敷地内に設置された機関で、通称ローマセンターと呼ばれている。組織は総会(2年ごとに開催)、理事会、事務局からなり、1970年現在これに加盟している国は51か国で、日本は1967年(昭和42年)12月に加盟し、1969~70年度の理事に選任されている。活動としては、センターの単独事業のほか、イタリア国内の関係機関、ベルギー王立文化財研究所、イギリスの国際文化財保存協会、ICOM、ICO

MOS, ユネスコ等と共同して行なう事業があり、これまで行なったおもなものには、①記念物、史跡の保存修復に関する講習会、②壁画の保存修復等に関する技術者の養成および共同研究、③サン・ステファノ・ロトンド(ローマの初期キリスト教会)の保存修復およびフィレンツェ・ヴェニスの水害文化財の修復等に関する国際会議、④スーダンのヌビア遺跡、バキスタンのモヘンジョダロ遺跡、インドネシアのプロブドール遺跡、南朝鮮の石窟および仏教遺跡等の保存に関する調査、指導、助言等がある。

ローマセンターは、文化財修復の分野における先進国といわれるベルギー、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、日本等を加盟国に含み、アメリカ、ソ連も近く加盟の動きをみせており、その妥当な運営と相まって将来ますます国際協力の実をあげうるものと期待されている。特にわが国は東洋における有数の文化財保有国として、また研究の中心国として、東西の文化財保存修復技術の交流に寄与することが多く、今後に期待が寄せられている。

(4) 国際記念物遺跡会議—ICOMOS (International Council of Monuments and Sites)

ICOMOS (イコモス) は、記念物および遺跡の保存と研究に関する行政機関、団体、個人を代表する国際的組織として、国際的ならびに国内的にその研究と保存を振興し、さらに文化遺産一般に対する関心を喚起し、育成することを目的として、ローマセンター、ICOM、ユネスコ等その目的を同じくする 国際機関および 団体等と協力して、事業を行なう 団体である。

1961年の第8回ユネスコ国際記念物委員会で、博物館関係の ICOM に相当する記念物関係の国際機関の設置が提案され、その後関係会議で検討が加えられ、1964年5月に設立されたもので、本部はバリに置かれてい

る。組織は総会(3年ごとに開催)、執行委員会、事務局、評議委員会および臨時に設置される国際専門委員会からなり、1969年現在32か国に15人以内で構成される国内委員会が設置されているほか、5か国に89人(団体を含む)の会友がある。日本はまだ国内委員会を設置しておらず、したがって正会員にはなっていないが、特に執行委員会のメンバーには加わっている。

### 文化財保護の現状と問題

昭和45年11月5日発行

著者兼 文 化 庁 印刷 大蔵省印刷局